

NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

ANNUAL REPORT

日本貿易保険 年次報告書

2023



企業理念

私たちは、貿易保険事業を担う公的機関として、
お客様に安心を提供することにより、
我が国企業の対外取引の健全な発展に貢献し続けます。





行動指針

事業環境の変化を機敏に捉え、
お客様の多様なニーズに高い専門性をもって応えます。

的確な引受判断と適切なリスク管理により、
質量ともに引受の拡大に努めます。

多様性を尊重し、
お互い協力し合うことで組織の力を最大化します。

巻頭のご挨拶

株式会社 日本貿易保険
代表取締役社長

黒田 篤郎



日頃より、株式会社日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance : NEXI) に対し、多大なる御愛顧と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

日本企業を取り巻く国際的な事業環境は、年々驚くべき速さと方向で変化を続けています。2023年度は、3年以上続いたコロナ禍は収束したものの、ロシアによるウクライナ侵略の長期化、イスラエル・パレスチナ紛争の激化、途上国・新興国の債務問題の深刻化、米中対立と中台関係の緊張に加え、地球温暖化に伴う自然災害の多発など、地政学的リスクを含む非常リスクが更に顕在化した1年となりました。

こうした中で、ヒト・モノ・カネが国境を越えて自由に移動するグローバル化は、否応なくその見直しを迫られています。しかし、市場も資源も限られている日本にとって、グローバル化の推進は依然として不可欠であり、そのためにも、そうした非常リスクや信用リスクをヘッジする貿易保険の重要性・必要性が改めて高まっていると感じます。実際に2023年度のNEXIの貿易保険引受金額は、前年度比4%増の約8.0兆円、2023年度末時点の貿易保険責任残高は約17.2兆円となりました。これらはともに、NEXIが株式会社化された2017年度以降、最大額となります。

2023年度においてNEXIは、「貿易保険ご利用者の拡大」、「貿易保険制度の充実」、「国際連携の強化」の3つを引き続き事業の柱とし、それらを支える「事業基盤の強化」を加え、4本柱を重点に運営してまいりました。

「貿易保険ご利用者の拡大」については、2022年末に発表した株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人中小企業基盤整備機構との3機関連携による「海外ビジネス支援パッケージ」は、2023年度には110社を超える多くの地銀・信金等の地域金融機関へとその輪を拡げました。加えて、日本貿易振興機構(ジェトロ)、株式会社商工組合中央金庫との協力覚書締結、損害保険会社各社との連携強化など、貿易保険による中堅・中小企業、農林

水産業の海外展開支援の抜本的強化に特に注力しました。

保険契約後においても、事故案件に対し迅速な保険金支払を継続したほか、複数の国で発生した決済遅延に対し、現地日本大使館とも連携して粘り強く相手国政府と交渉を行った結果、お客様の損失拡大を未然に防ぐことができました。

「貿易保険制度の充実」については、リボルビング・クレジット・ファシリティ、SEEDスキーム、国内向け貸付案件への保険提供といった新機軸商品を導入し、それぞれ第1号案件の引受を行いました。2020年末に導入したLEADイニシアティブについても、引き続き多くの案件形成が実現しています。また、2022年7月の貿易保険法改正を受けた新商品(スワップ取引保険、信用状確認保険、前払購入保険)を本年3月に提供開始したことにより、この2年間続けてきた法令改正等によるお客様のニーズに沿った全14件の制度改正を完了いたしました。

さらに、2025年に開催される大阪・関西万博の外国パビリオン建設案件向け専用商品(通称「万博貿易保険」)の提供開始、及び政府のALPS処理水の海洋放出方針を受けた外国における日本製品の輸入規制を踏まえた支援相談窓口の設置など、国内外の情勢変化に合わせた機動的な対応を行いました。

「国際連携の強化」については、引き続き多くの国際機関、各国輸出信用機関との連携を図ったほか、法改正を受けてアフリカ貿易投資開発保険機構(ATIDI)への出資を完了させ、今後は職員派遣を通じた連携強化を図ります。また、ウクライナの輸出信用機関であるECAウクライナ向けのワークショップを2度開催したほか、本年2月の日・ウクライナ経済復興推進会議では、ECAウクライナ及び欧州復興開発銀行のそれぞれと協力覚書を締結するなど、ウクライナの復興支援にも貢献してまいります。

「事業基盤の強化」については、統合的リスク管理の高度化による引受機能の強化、業務の最適化・効率化のための業務フレームワークの拡充、サイバーセキュリティの強化といった、ソフト・ハード両面での社内インフラの強化を進めてまいりました。

2024年度は世界人口の半分以上を占める国々において国政選挙が予定され、多大な選挙リスクが見込まれることも含め、地政学的リスクへの懸念が高い状況が継続する見込みです。こうした中、NEXIは、引き続き「お客様ファースト」の精神の下、世界に羽ばたく日本企業の挑戦を力一杯支援してまいります。

Contents

2	企業理念・行動指針
4	巻頭のご挨拶
6	巻頭企画
6	1. 多様化するファイナンスへの支援
8	2. ウクライナ復興支援の取組み
10	3. 新保険商品の提供開始
12	TOPICS 「気候変動に対する取組み」
15	NEXIの業務実績
16	業務概況
22	業務実績
26	TOPICS 「経済協力開発機構 (OECD)」
27	NEXIの活動
28	国内における主な活動
30	海外の関連組織との連携強化
33	持続可能な社会の実現に向けた取組み
34	海外の関連組織との協力
36	中堅・中小企業の海外事業展開の支援
38	主な引受プロジェクト
41	主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)
45	保険商品
46	貿易保険制度の仕組み
47	保険商品
56	貿易保険手続の流れ
60	TOPICS 「貿易保険の広報活動 (展示会・セミナーなどへの出展・講師派遣)」
61	NEXI概要・組織運営
62	法人概要
64	経営計画
66	業務運営・管理体制
70	組織図
71	所在地
72	TOPICS 「気候変動に対する取組み」
73	2023年度決算報告
74	2023年度決算について
75	財務諸表等

本報告書の計数について

計数は、単位未満を原則として四捨五入しています。したがって、各計数の和は内数の合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、該当数字のない場合は「-」で示しています。貿易保険事業に係る計数は、別途記載のない限りは、原則として決算ベースとなっています。

多様化するファイナンスへの支援

海外で事業を行う際の資金調達方法の多様化に伴い、貿易保険に寄せられるニーズも時代と共に変化しています。NEXIはこうしたニーズの変化を機敏に捉え、新機軸商品とも呼びうる新たな支援スキームの導入などにより多様化するファイナンスへの対応を強化しています。

LEADイニシアティブの推進

日本政府が推進する「インフラシステム海外展開戦略2025」に掲げる方針に沿って2020年12月に創設された「LEADイニシアティブ」は、以下のような「先導性要素」が認められる案件を積極的に評価・支援するものです。

〈LEADイニシアティブの先導性要素〉

L EADING TECHNOLOGIES & BUSINESSES (新分野や新規顧客の開拓等日本企業の事業拡大)

E NVIRONMENT & ENERGY (再エネ・脱炭素促進)

A LLIANCE (外国政府や外国企業、国際機関等とのパートナーシップ構築)

D EVELOPMENT (社会課題解決・SDGs達成への貢献等による我が国のプレゼンス向上)

NEXIは、このLEADイニシアティブで2025年度までに累計1兆円の案件形成を目指しています。2023年度には、新たに台湾／Hai Long洋上風力発電案件、トルコ共和国／トルコ輸出入銀行向け融資保険等の引受を行っており、LEAD案件のスキームや事業地域は多様化しています。2023年度末までに12プロジェクト計約5,900億円の案件組成を達成しており、これまでのLEAD案件の引受実績一覧は以下のとおりです。NEXIは引き続き外国政府・企業との国際連携強化を推進し、LEAD案件の組成に努めてまいります。

LEADイニシアティブ案件一覧

No.	公表時期	案件内容	先導性要素	金額
1	2020年12月	アフリカ／Afreximbank向け融資 (PATIMFAプログラム)	Alliance, Development	約5.2億米ドル
2	2021年1月	パラオ共和国／光海底通信ケーブル輸出プロジェクト	Alliance	0.04億米ドル
3	2021年3月	アラブ首長国連邦ドバイ首長国／廃棄物焼却発電プロジェクト	Environment & Energy	約3.8億米ドル
4	2022年3月	アフリカ／Afreximbank向け融資 (コロナワクチン・ヘルスケア等ファシリティ)	Alliance, Development	約2.07億米ドル
5	2022年4月	エジプト／エジプト財務省向けサムライ債案件 (自動車のCN化等)	Environment & Energy, Alliance, Development	600億円
6	2022年6月	クウェート／クウェート石油公社 (KPC) 向け融資保険 (自動車のCN化、安定的な原油生産等)	Leading technologies & businesses, Alliance, Development	10億米ドル
7	2022年12月	エジプト／Amunet陸上風力IPP案件	Environment & Energy	約2億米ドル
8	2023年3月	エジプト／Gulf of Suez 2風力発電案件	Environment & Energy	約1.63億米ドル
9	2023年3月	ブラジル／CSN Mineracao社によるペレットフィードプラント建設案件	Environment & Energy	4.2億米ドル
10	2023年9月	台湾／Hai Long洋上風力発電案件 (融資保険の引受)	Environment & Energy	約270億台湾ドル
11	2023年10月	アジア／海外スタートアップ企業向け包括的融資保険フレームワーク	Leading Technologies & Business	1億米ドル
12	2024年3月	トルコ／トルコ輸出入銀行向け融資保険の引受	Alliance & Development	約1.4億ユーロ



「リボルビング・クレジット・ファシリティ特約」創設

NEXIIは、2023年3月に短期の極度枠型融資向け支援スキーム「リボルビング・クレジット・ファシリティ特約」を新たに創設しました。リボルビング・クレジット・ファシリティとは、金融機関が一定の期間及び上限額を設定し、借入人はその範囲内で随時借入と返済を行うことができる融資形態をいいます。本特約の創設により、NEXIIも一定の期間及び上限額の範囲内で柔軟に保険提供を行うことができようになり、日本企業による機動的な資金調達を支援することが可能となりました。

NEXIIは、2023年度に株式会社JERAのシンガポール子会社JERA Trading International Pte. Ltd. 向けに本邦金融機関が設定する運転資金貸付枠に対して、保険の引受を行いました。本貸付枠は液化天然ガス（以下、LNG）等のトレーディング事業の運転資金として活用され、これによって調達されたLNG等は、我が国のエネルギーの安定的な供給確保や国際的なLNG市場の流動性の向上に貢献するものです。

SEEDスキームを活用したスタートアップ支援に係る融資保険の提供

2023年5月、NEXIIは、スタートアップ企業の支援等を目的とした「Support to Expand Emerging Deals (SEED) スキーム」を創設しました。これに基づき、NEXIIは株式会社三菱UFJ銀行（以下、MUFG）とMUFGが出資しシンガポールでスタートアップ企業向け融資を行う Mars Growth Capital Pte. Ltd.（以下、Mars）との間で、海外のスタートアップ企業向け融資に対する包括的な保険引受に関する契約を締結しました。

本契約は、NEXII、MUFG、Marsの3社が協働して、Marsが設立・運用するベンチャーデットファンドが供与する海外スタートアップ企業向け融資へのバックファイナンスに対してNEXIIが包括的に保険を引き受ける枠組みを定めたもので、本契約に基づき、Marsが新たに設立したデットファンドに対して1億米ドルの保険引受枠を設定しました。

SEEDスキームでは、NEXIIの保険を利用する外国企業と日本企業とのマッチングや連携の可能性を追求することが想定されているところ、本取組みでは、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が運営するJ-BRIDGEのプラットフォームを活用して、融資対象となる海外のスタートアップ企業と日本企業の協業を促進する仕組みも導入しています。NEXIIは、引き続きSEEDスキームを活用しスタートアップ企業の支援に取り組んでまいります。

「国内貸スキーム」の支援対象拡大

2023年7月、NEXIIは、日本企業向け国内融資に対して保険の引受を行う「国内貸スキーム」の対象範囲を拡大しました。これにより、次に掲げる事業に係る国内融資について、貿易保険の付保が可能となりました。

- 我が国にとって重要な物資又は技術の確保又は開発に資する事業
- 地球環境の保全に特に寄与する事業
- 著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用した事業であって、将来において成長発展が期待される分野に係るもの

NEXIIは、2023年12月に本改正後の第1号案件として、株式会社JERAによる発電用LNGの海外調達を支援するため、株式会社三井住友銀行から株式会社JERA向けの国内融資枠に対する保険引受を行いました。今後もNEXIIは国内貸スキームを含む日本企業の多様な資金調達を支援し、重要物資の調達等の政策的意義の高いプロジェクトを支援してまいります。

ウクライナ復興支援の取組み

2022年2月24日、ロシア連邦(以下、ロシア)がウクライナに侵攻しました。ウクライナの反撃、世界各国による対ロシア制裁、それに対するロシアの反発など様々な動きがある中で、NEXIはロシアやウクライナ向けに輸出や投融資を行っているお客様に対し、保険事故に至った場合には迅速な保険金支払を行ったほか、ウクライナ向けの保険引受の継続、ウクライナ復興支援への協力を進めています。

ECAウクライナとの協力

貿易保険・投資保険に関するワークショップ開催

設立から間もないECAウクライナ(ECA Ukraine)によるウクライナの輸出・投資促進事業を支援するため、NEXIは2023年11月に貿易保険、特に投資保険業務に係る技術協力・知見共有を目的としたワークショップを開催しました。

本ワークショップにはECAウクライナから取締役会議長のMr. Ruslan Hashev及び取締役会副議長のMs. Oksana Ocheretianaが対面で参加され、オンラインにてAdvantage Ukraine(ウクライナ向け投資促進機関)からも参加がありました。

また、2023年11月16日にはNEXIの仲介により日本経済団体連合会(経団連)にて、ECAウクライナから「ウクライナの投資環境とECAウクライナの取組み」という内容で、日本企業約30社に向けて講演が行われました。

協力覚書締結

日本企業のウクライナ向け貿易・投資の支援に係る、各種情報交換や再保険に向けた協力のため、NEXIとECAウクライナは2024年2月19日に協力覚書を締結しました。

署名交換式は同日に実施された日・ウクライナ経済復興推進会議にて岸田総理とウクライナのシュミハリ首相ご臨席の下、弊社代表取締役社長 黒田とECAウクライナ取締役会議長のMr. Hashevとの間で行われました。





ウクライナ向けクレジット・ライン (海外投資保険及び短期貿易保険引受枠) の設定

NEXIはウクライナ侵攻後も、ウクライナ向け取引を継続する日本企業の皆様に対し保険引受を継続しております。ウクライナの復興を支援するため、2024年2月、NEXIは以下のクレジット・ライン (海外投資保険及び短期貿易保険引受枠) を設定しました。

種 類	金 額 及 び 期 間	目 的
クレジット・ライン (海外投資保険引受枠)	1,500億円 (2029年までの5年間)	日本からの産業投資を促進
クレジット・ライン (短期貿易保険引受枠)	500億円 (2026年までの2年間)	復旧・復興のために必要な 財・サービスの輸入を支援

なお、2月19日に開催された日・ウクライナ経済復興推進会議においても、岸田総理及びウクライナのシュミハリ首相ご臨席のもと、我が国の対ウクライナ支援の一環として本クレジット・ラインの設定について言及されています。



写真提供：一般社団法人 日本経済団体連合会

またNEXI社内で日・ウクライナ経済復興推進会議に合わせて来日したウクライナ商工会所属の企業23社と面談を行い、ウクライナにおけるビジネス需要について意見交換しました。



新保険商品の提供開始

世界的に地政学的リスクが高まる現況下、本邦企業による国際的な事業展開の支援をお客様のニーズに沿ってより充実させるため、NEXIは、2022年7月に改正・施行された貿易保険法令に基づき、新たに3つの保険商品の提供を開始いたしました。

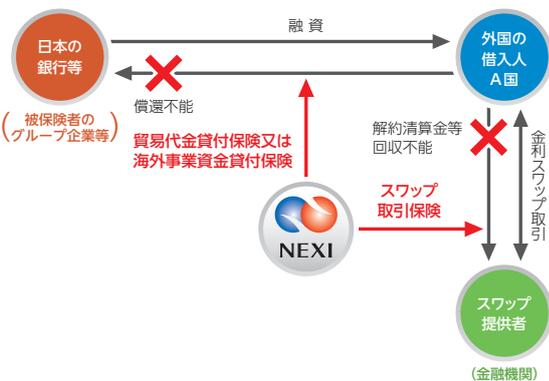
スワップ取引保険

「スワップ取引保険」は、貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険が付保されている融資契約に係る金利スワップ取引※1について、スワップ提供者（金融機関）を被保険者として、当該取引の解約清算金等が支払われないことによって発生する損失をてん補する保険商品です。

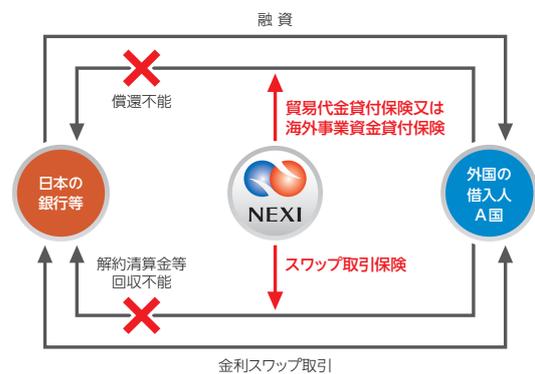
本保険は、2016年10月に提供を開始した「金利スワップ特約」を、お客様のご要望を踏まえ、より利用しやすい商品へと発展させたものになります※2。本保険の利活用によって、金融機関の金利スワップ取引への取組み活性化と、それに伴う海外プロジェクトの一層の推進といった効果が期待されます。

- ※1 金利スワップ取引とは、デリバティブ取引の一種で、変動金利と固定金利の支払を、金利の値や受渡しのタイミング等の条件を定めた上で、将来の一定期間にわたり交換するものをいいます。
- ※2 従来の「金利スワップ特約」においては金利スワップ取引に対する保証債務スキームに限定した適用となっていたましたが、本保険では金利スワップ取引について直接付保することが可能となったため、より多様なスキームに対応できるようになりました。

融資契約の日本の銀行等とスワップ提供者が異なる場合



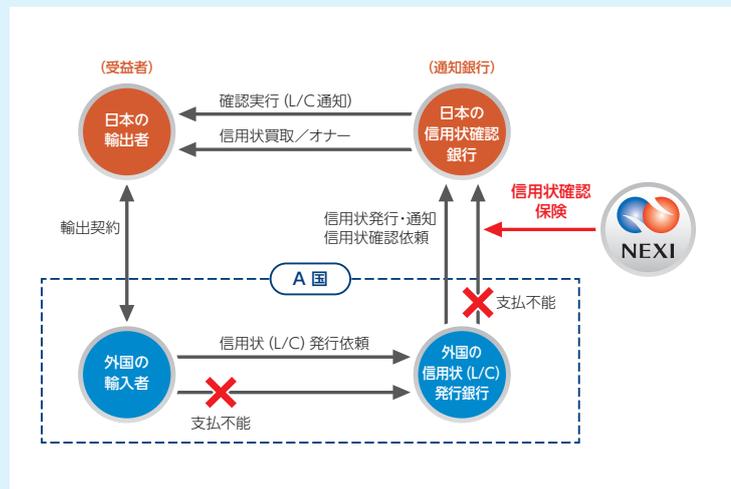
融資契約の日本の銀行等とスワップ提供者が同一である場合



信用状確認保険

「信用状確認保険」は、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の代金等に係る信用状について、信用状発行銀行の授権又は依頼に基づいて確認（コンファーム）を行った金融機関を被保険者として、当該信用状発行銀行から償還を受けるべき金額を回収できないことによって発生する損失をてん補する新しい保険商品です。

一般に、信用状発行銀行に対する与信枠不足等が理由となって金融機関による信用状の確認が行われないことがあります。本保険によって信用状確認に係る支払不能リスクがカバーされることで、信用状確認の拡大が見込まれ、ひいては本邦企業の輸出取引等に対する支援となることが期待されます。

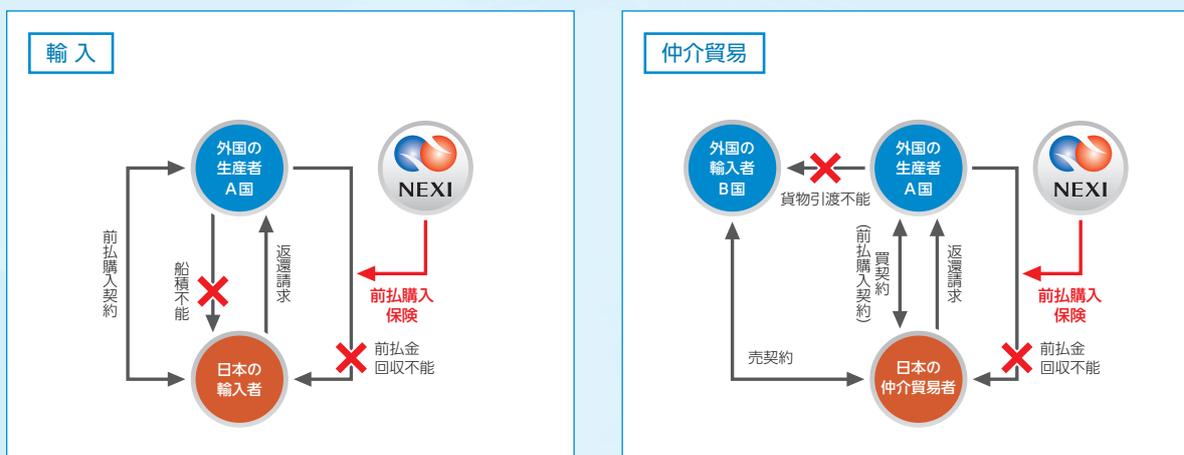




前払購入保険

「前払購入保険」は、保険の対象が前払輸入取引に限定されていた「前払輸入保険」を改正し、新たに日本への裨益が認められる第三国向けの前払仲介貿易取引が保険の対象に追加された保険商品です。これに伴い、保険種名も「前払購入保険」に改めました。

本保険では、貨物の引渡が行われず、前払購入契約に基づいて前払金の返還請求を行ったものの、てん補事由（戦争・テロ等の発生、契約相手方の破産等）により前払金の返還を受けることができないことによる損失をてん補することが可能となります。グローバル化により本邦企業を取り巻く外部ビジネス環境が刻一刻と変化する中で、本保険の利活用により、全世界に広がる本邦企業のサプライチェーンがより一層強化されることが期待されます。



参考：2022-2023年度に実施した貿易保険法令改正を踏まえた主な制度改正

改正時期	改正内容
2022年7月	<ul style="list-style-type: none"> ① 増加費用保険におけるてん補対象費用の拡大 ② プラント等増加費用特約におけるてん補事由の拡大 ③ 船積不能事故におけるてん補事由の拡大 ④ 貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険における借入人の対象拡大
2023年1月	海外事業資金貸付保険の「船舶JOLCO*スキーム」(国内貸)への適用 <small>*Japanese Operating Lease with Call Optionの略称。</small>
2023年3月	<ul style="list-style-type: none"> ① 海外投資保険に係る制度改正 <ul style="list-style-type: none"> (1) 再投資スキームにおける再投資先株式等に係るリスクの直接てん補 (2) 送金不能リスクのてん補事由の拡充 (3) 「事業不能等」要件の緩和 ② 全保険商品における「破産手続開始の決定に準ずる事由」のてん補拡充
2023年7月	海外事業資金貸付保険における本邦法人等に対する融資等(国内貸)・外国法人等が行う融資等の対象拡大

気候変動に対する取組み

気候変動による自然災害リスクが世界経済に及ぼす影響は地球規模で加速し、年々その深刻度合いが増えています。国際社会は、2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」に定められた目標「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」に基づき、脱炭素化に向けた努力を進めています。さらに、2023年11月から12月にわたり開催されたCOP28では、パリ協定目標の達成に向け進捗を評価する仕組みも定められました。今後、各国による脱炭素に向けた取組みが一層加速することが期待されます。

パリ協定の目標実現に向けて、世界が一丸となり社会の脱炭素化に向けたエネルギー転換を進めることが急務です。NEXIは、世界的な気候変動問題に対する取組みの必要性や日本政府の方針を踏まえ、2020年12月にLEADイニシアティブを打ち出し、カーボンニュートラルに貢献する案件や社会課題解決・SDGs達成に資する個別案件の引受を進めるなど、既に成果を上げています。

さらに、保険引受以外の方法として、資金運用や調達面を含めたNEXIの組織運営全般において、気候変動に対する各種取組みを加速していきます。これらの成果を含め、2019年5月に賛同表明した気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures、略称：TCFD）の提言の趣旨を踏まえ、気候変動に係る情報開示の実施に向け取り組んでいます。

NEXIは、今後とも国際社会の重要な課題である気候変動対応を積極的に推進するとともに、適切に情報開示を進めてまいります。

ガバナンス

サステナビリティ委員会の設置

NEXIは、気候変動や人権問題といったサステナビリティ課題解決に向けた取組みを強化するためのガバナンス体制を整備すべく、経営会議と同列に位置付けられ、代表取締役社長の諮問機関であるサステナビリティ委員会を設置しました。

同委員会の主要議題として、サステナビリティ課題に対する対応方針の策定、気候変動問題への対応の推進、人権を含む社会問題解決に向けた対応の推進、その他のサステナビリティ対応の推進に関する重要な課題などを取り上げていく方針です。

戦略

TCFD宣言に基づく情報開示

NEXIは、2022～2024年度中期経営計画の「II. 社会的課題の解決に貢献する」の中で、「社会的課題の解決に向けたルール・枠組み作りとその普及に貢献する」との目標を掲げ、その中の基本方針として、TCFD提言に基づく情報開示について基準に沿った情報開示の在り方を検討しています。今後、当該目標に基づき具体的な情報開示を進めてまいります。

グリーンボンド等の購入

2023年度、NEXIは、グリーンボンド33億円及びサステナビリティボンド28億円の合計61億円を購入しました。今後も、資産運用を通じ持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

化石燃料エネルギー案件への対応方針

NEXIは、以前から中長期保険種について環境社会配慮のためのガイドラインに基づき環境社会影響に係る確認を行っており、今後も各案件の引受手続の中で、環境社会影響の確認を継続してまいります。

特に化石燃料エネルギー案件について、2021年6月の主要7か国首脳会議（G7サミット）での首脳コミュニケを踏まえ、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電に関する新規引受を停止しました。さらに、2022年6月のG7サミットでの首脳合意に則り、排出削減対策が講じられていない化石燃料エネルギー案件への新規の支援については、同コミュニケに沿っていることを確認の上で行うこととしました。

(➡ P.14へ続く)



気候変動に対する取組み

戦略

脱炭素に向けた新プログラムと海外パートナーとの連携

NEXIは、各保険種を活用して国際社会の脱炭素化に向けた取組みに貢献してまいります。特に融資保険分野においては、環境イノベーション保険による再生可能エネルギー及び省エネルギープロジェクトの促進並びに地球環境保全に資する新技術の活用を促していることに加えて、LEADイニシアティブを活用し海外パートナーとの連携構築によるエネルギーtransitionを推進してまいります。

さらに、個別プロジェクトの推進に加えて、NEXIが有する各国政府、政府関連機関等及び国際機関等とのネットワークや連携枠組みを、脱炭素推進に最大限活用してまいります。

■ 他国政府や政府機関、国際機関とのネットワーク（2023年度）

公表時期	ネットワーク
2023年4月	Çalık Enerji San. ve Tic. A.Ş.及び三菱商事との協力覚書の締結
2023年5月	ポーランド輸出信用機関 (KUKE, ECA of Poland) との協力のための覚書締結
2023年5月	韓国貿易保険公社 (K-SURE) との協力のための覚書締結
2023年6月	MUFGとのブレンデッド・ファイナンスの促進に関する基本協定書締結について
2023年9月	英国輸出信用保証局 (UKEF) との協力のための覚書締結
2023年12月	インドネシア国営エネルギー会社プルタミナとの協力のための覚書締結
2023年12月	サウジアラビア輸出入銀行 (Saudi Export and Import Bank) との協力のための覚書締結
2024年2月	ケニア財務省 (The National Treasury & Economic Planning of the Republic of Kenya) との協力のための覚書締結
2024年2月	欧州復興開発銀行 (EBRD) との協力覚書の改訂



NEXIの業務実績

業務概況	16
業務実績	22
TOPICS	26

業務概況

2023年度の輸出動向

2023年度の日本の輸出金額は、自動車、自動車の部分品などの輸出が増加し、約102.9兆円と前年度から約3.7兆円増加（前年度比3.7%増）し、過去5年間で最高金額となりました。

地域・国別の輸出金額は、アジア向けが約53.4兆円（前年度比3.2%減）、うち中国向けが約18.3兆円（前年度比1.3%減）、米国向けが約20.9兆円（前年度比11.6%増）、EU向けが約10.6兆円（前年度比10.7%増）、中東向けが約3.6兆円（前年度比19.8%増）となりました。

参考 日本の輸出金額

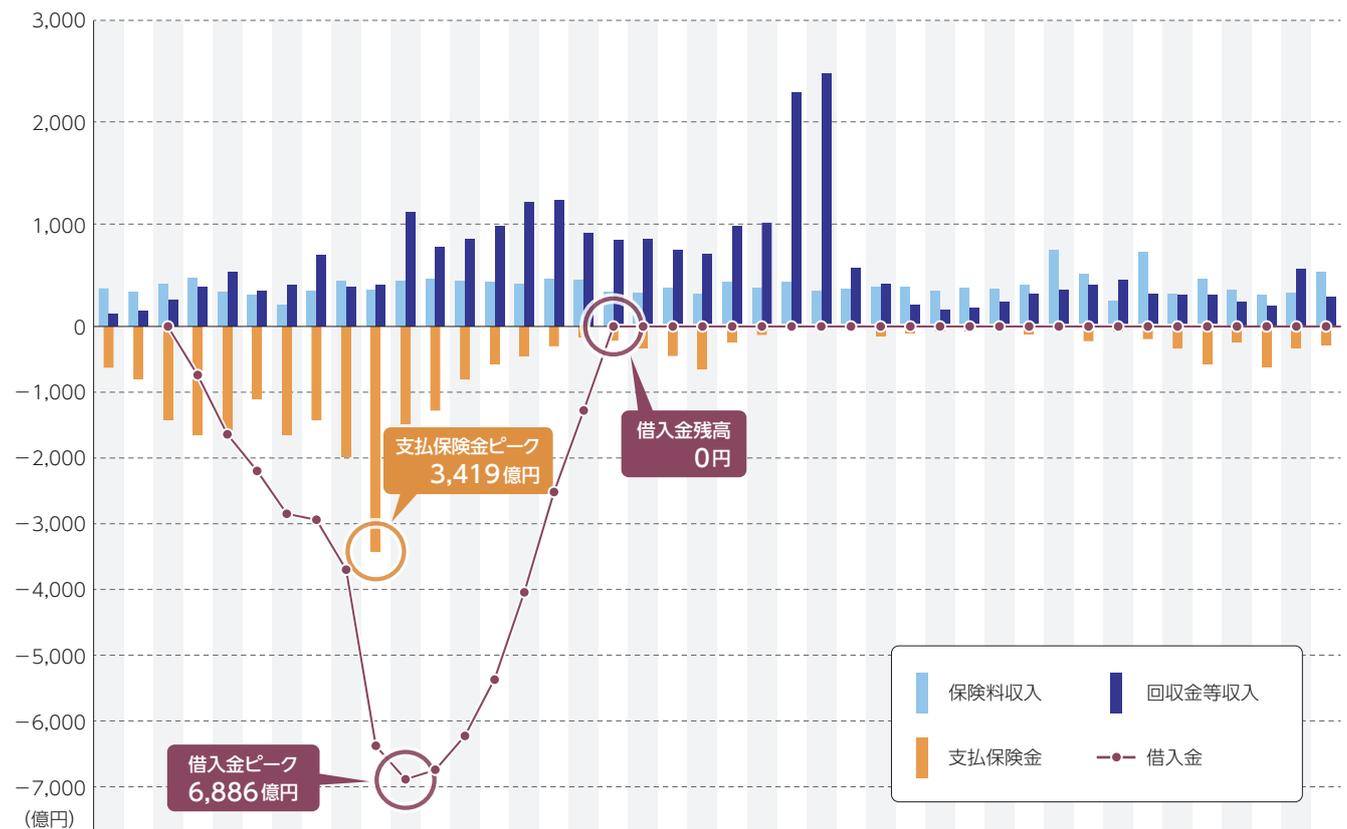
（単位：百万円）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
輸出金額*	75,878,792	69,485,414	85,873,697	99,223,047	102,897,996
対前年度比増減率 (%)	△6.0	△8.4	23.6	15.5	3.7

※ 2019年度～2021年度は確定値、2022年度は確々報値、2023年度は確速値。

（出所：財務省貿易統計）

貿易保険事業収支の推移



年度	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23		
保険料収入	373	341	413	468	334	304	213	342	448	357	447	462	441	435	410	460	454	332	329	373	313	432	380	438	349	368	393	382	344	377	362	406	746	512	245	728	319	462	354	307	319	513		
回収金等収入	123	152	256	389	536	349	400	693	387	407	1,112	773	852	983	1,212	1,230	913	846	853	745	702	977	1,014	2,287	2,473	575	419	205	156	177	240	314	357	409	445	313	311	312	235	196	557	274		
支払保険金	627	805	1,415	1,643	1,690	1,095	1,648	1,427	1,986	3,419	1,482	1,280	806	571	444	302	167	216	324	499	651	230	129	37	24	38	172	104	86	84	44	122	31	224	78	192	335	571	231	612	323	279		
期末借入残高	-	-	-	740	1,641	2,195	2,848	2,941	3,698	6,378	6,886	6,744	6,224	5,360	4,041	2,518	1,278	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

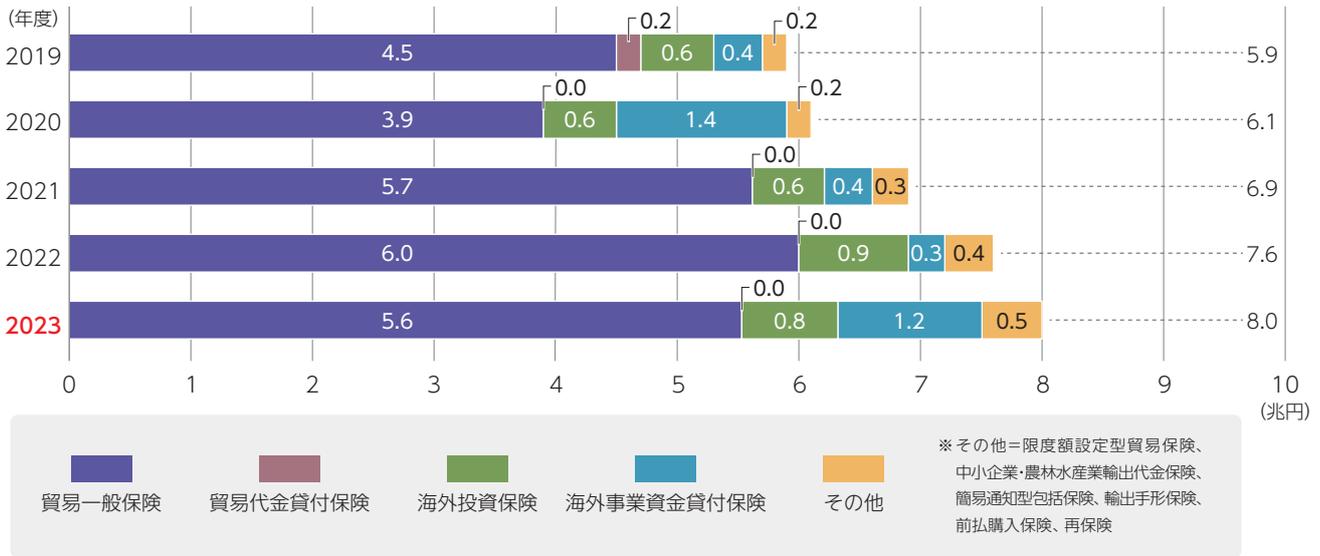
（注）現金ベース。保険料収入は返還保険料を控除した後の金額。

（単位：億円）

保険引受実績

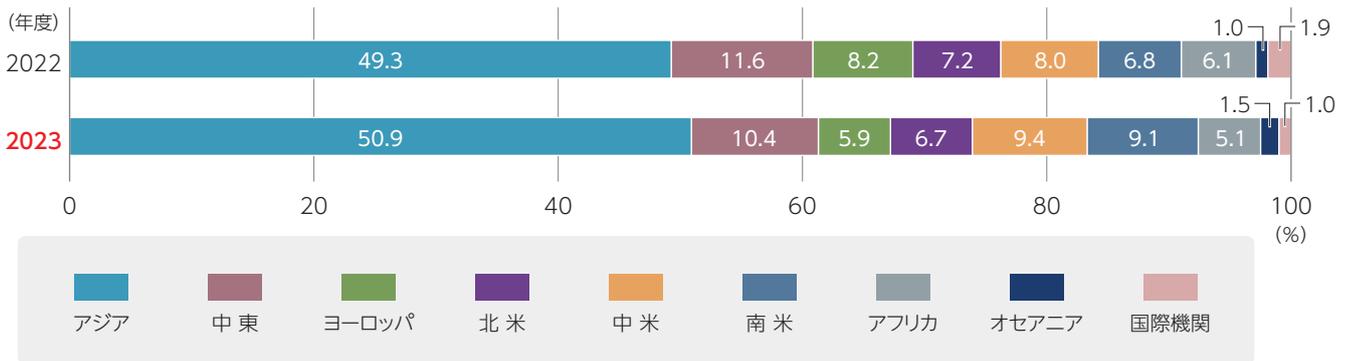
■ 保険引受実績及び保険種別構成比の推移

2023年度の保険引受実績は、貿易一般保険が約5.6兆円（前年度比7.4%減）、海外投資保険は約0.8兆円（前年度比12.0%減）減少しました。融資保険の引受実績は、貿易代金貸付保険は約226億円（前年度比53.3%減）でしたが、海外事業資金貸付保険は約1.2兆円（前年度比332.4%増）と大きく増加し、全体で約8.0兆円（前年度比4.4%増）となりました。



■ 保険引受実績の地域別構成比

アジア向けが約4.3兆円と全体の50.9%を占め引き続き最大となり、次いで中東向けが約0.9兆円で10.4%を占めました。



■ 2023年度保険引受実績 上位10か国・地域

(単位：百万円)

順位	国名・地域名	引受実績	構成比
1	中華人民共和国	728,733	8.6%
2	インドネシア	588,152	6.9%
3	台湾	581,697	6.9%
4	アメリカ合衆国	540,885	6.4%
5	タイ	458,041	5.4%

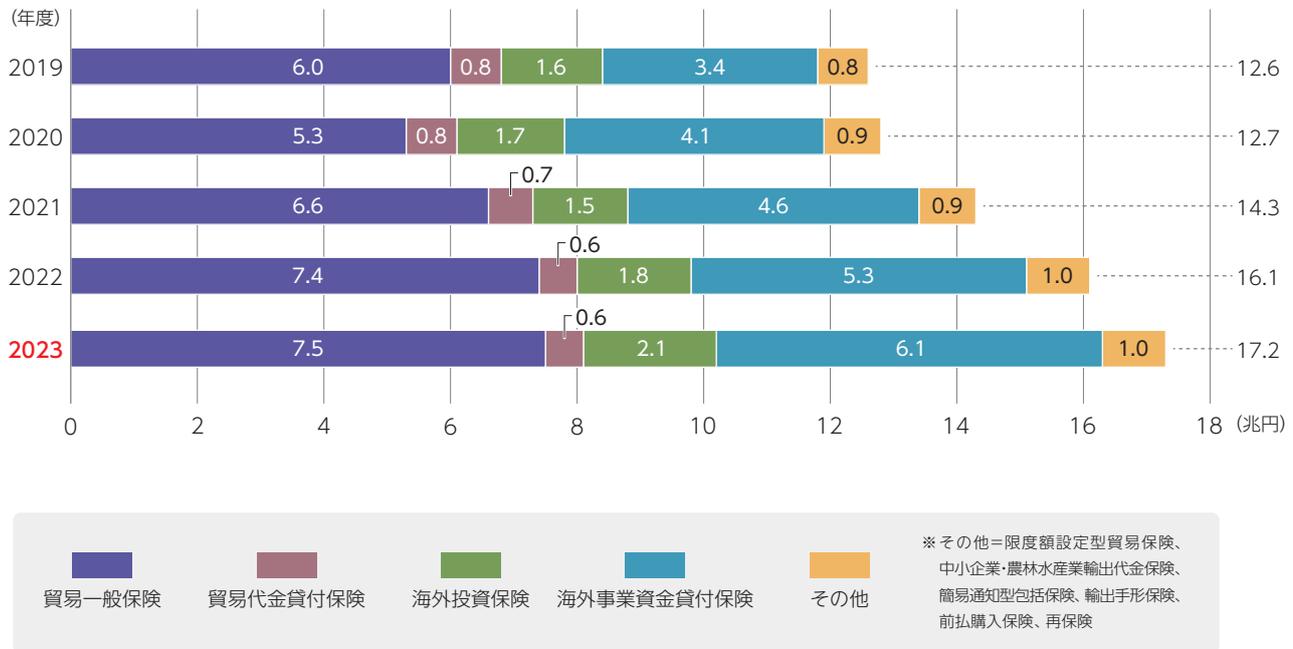
順位	国名・地域名	引受実績	構成比
6	日本	393,914	4.6%
7	ブラジル	349,655	4.1%
8	大韓民国	328,800	3.9%
9	サウジアラビア	302,029	3.6%
10	アラブ首長国連邦	291,620	3.4%

業務概況

保険責任残高

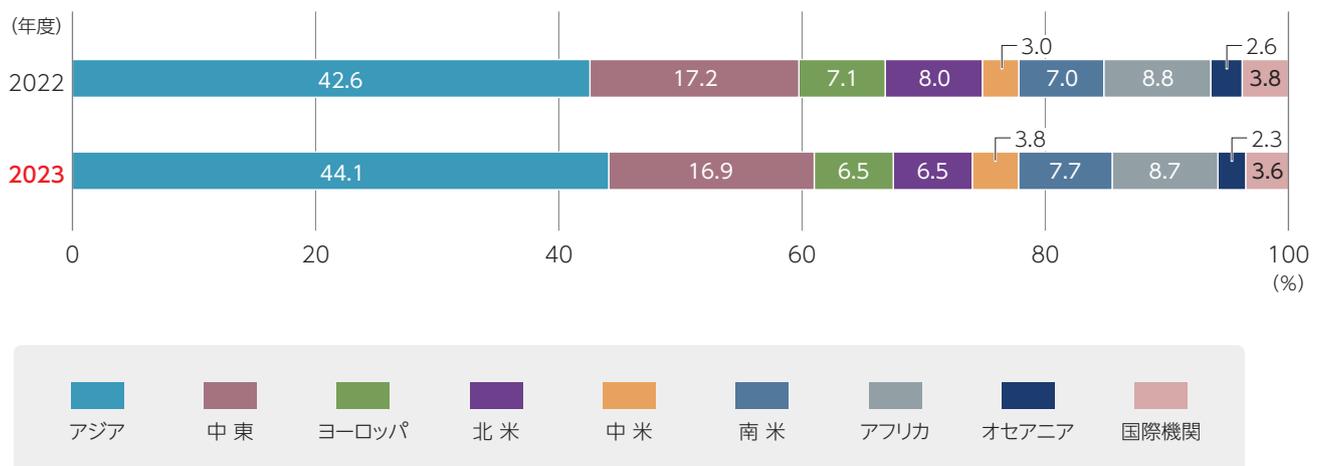
■ 保険責任残高及び保険種別構成比の推移

2023年度の保険責任残高は、約17.2兆円（前年度比7.1%増）で株式会社化以降最大となりました。



■ 保険責任残高の地域別構成比

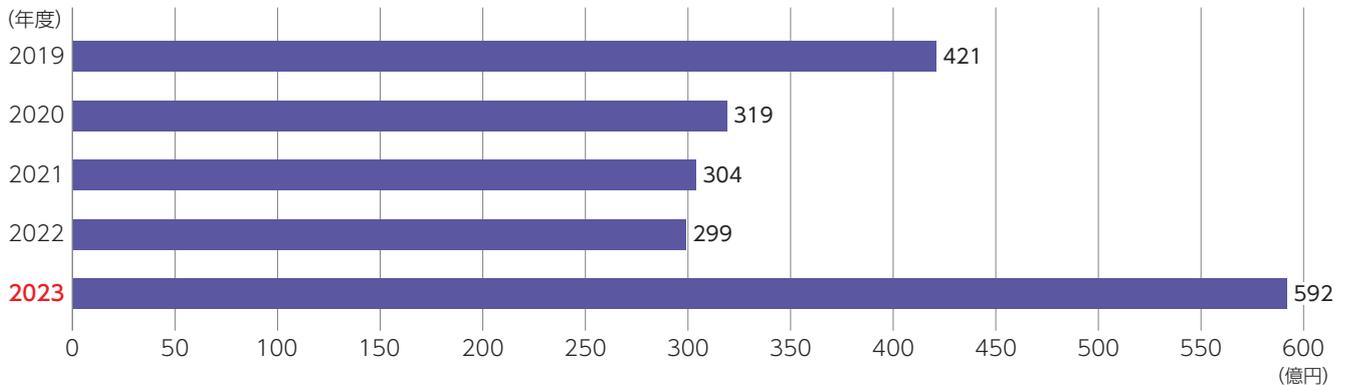
アジア向けが全体の44.1%（約7.7兆円）と最も割合が高く、次いで中東向けが16.9%（約3.0兆円）となりました。



保険料収入

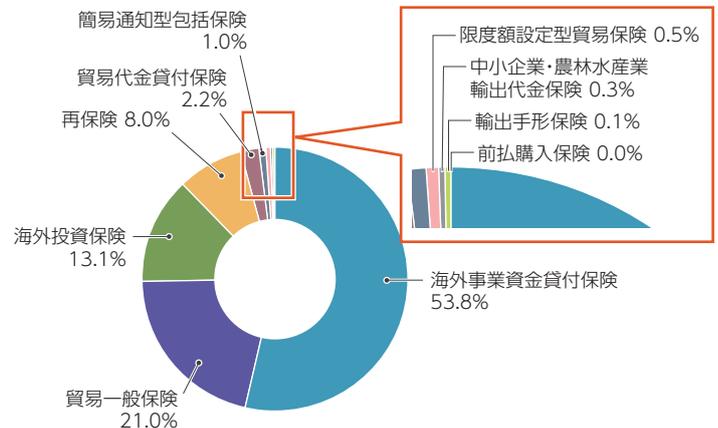
■ 保険料収入の推移

2023年度の保険料収入は、約592億円（前年度比97.6%増）となりました。



● 2023年度保険種別保険料収入

保険種別の保険料収入では、海外事業資金貸付保険の保険料収入が53.8%（約319億円）で最大となり、次いで貿易一般保険が21.0%（約124億円）、海外投資保険が13.1%（約77億円）となりました。

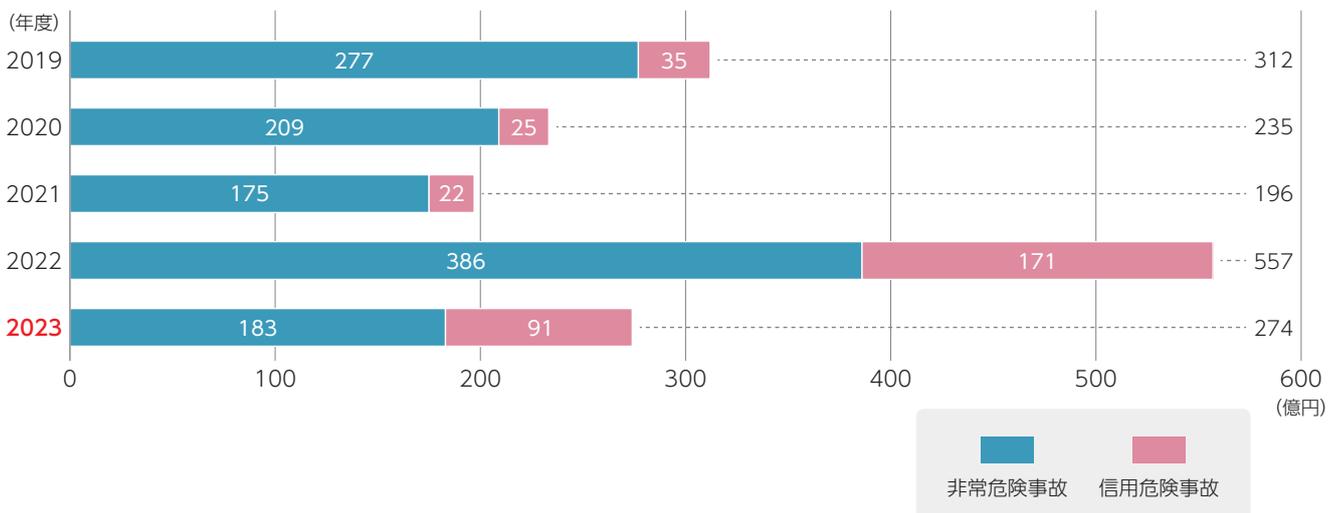


回収金

■ 回収金の推移

2023年度の回収金は、約274億円（前年度比50.8%減）となりました。

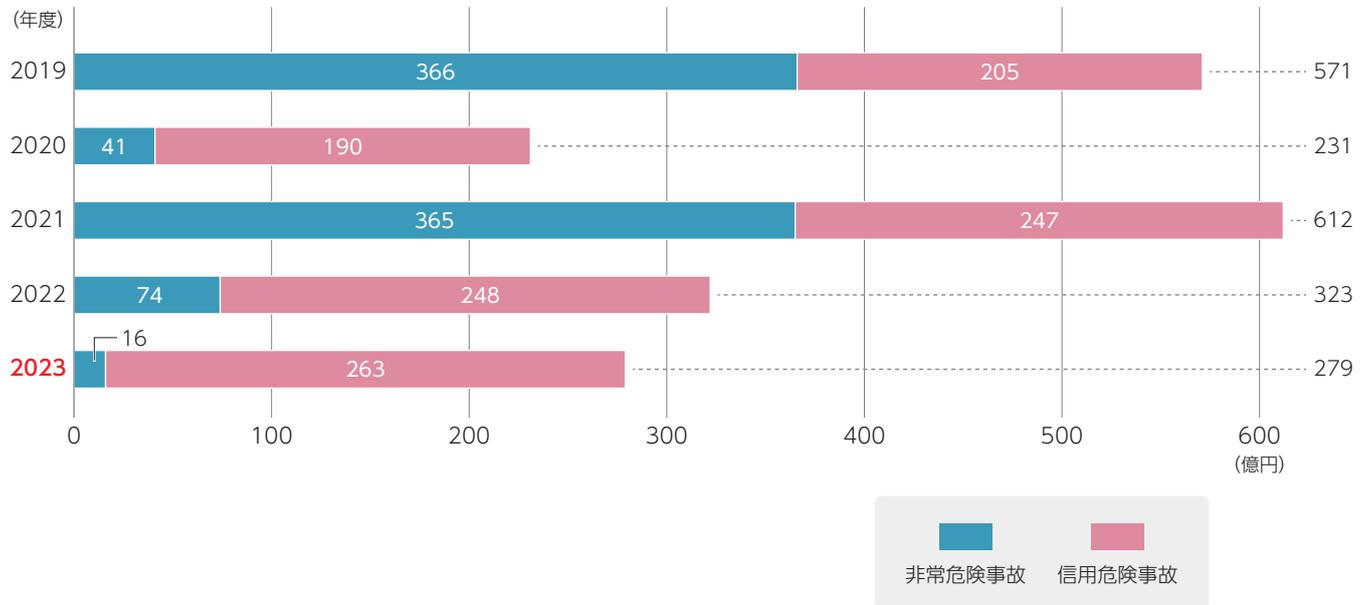
パルクラブ・リスケジュール等による非常危険事故にかかわる回収金（約183億円）が全体の66.8%を占め、信用危険事故の回収金（約91億円）が全体の33.2%となりました。



支払保険金

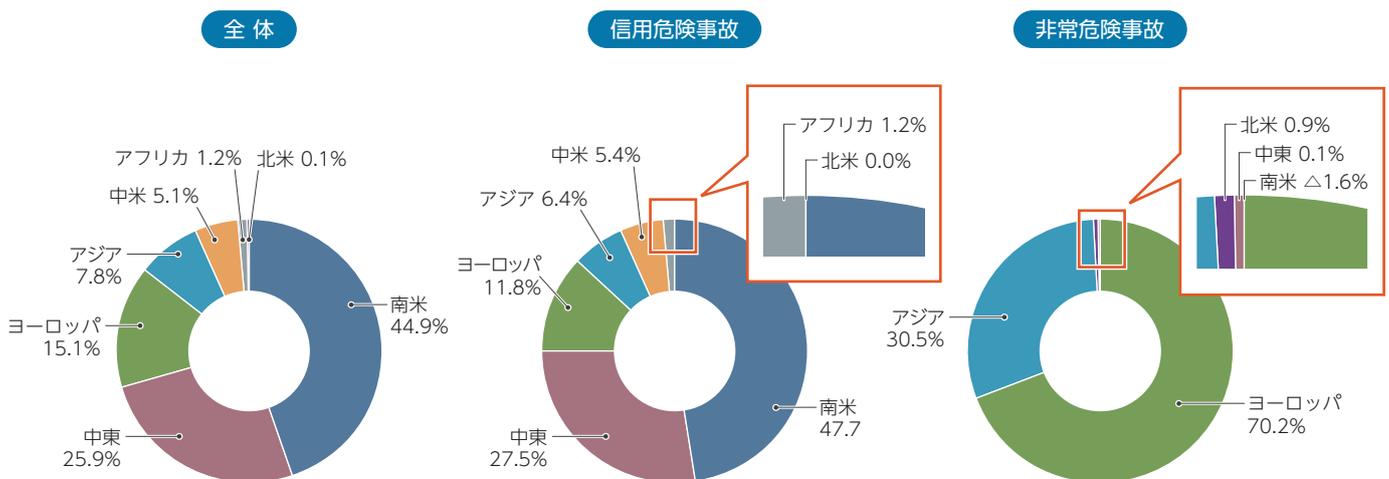
■ 支払保険金の推移

2023年度の支払保険金は、非常危険事故での保険金支払が減少した結果、約279億円（前年度比13.5%減）となりました。



■ 2023年度地域別支払保険金

南米向けの支払保険金額が約125億円と最も大きく、全体の44.9%を占めました。



※ オセアニア向けの信用危険事故による保険金支払実績は無し

※ オセアニア向けの信用危険事故による保険金支払実績は無し

※ 中米、アフリカ、オセアニア向けの非常危険事故による保険金支払実績は無し

2023年度の保険金支払い事例

ロシアのウクライナ侵攻

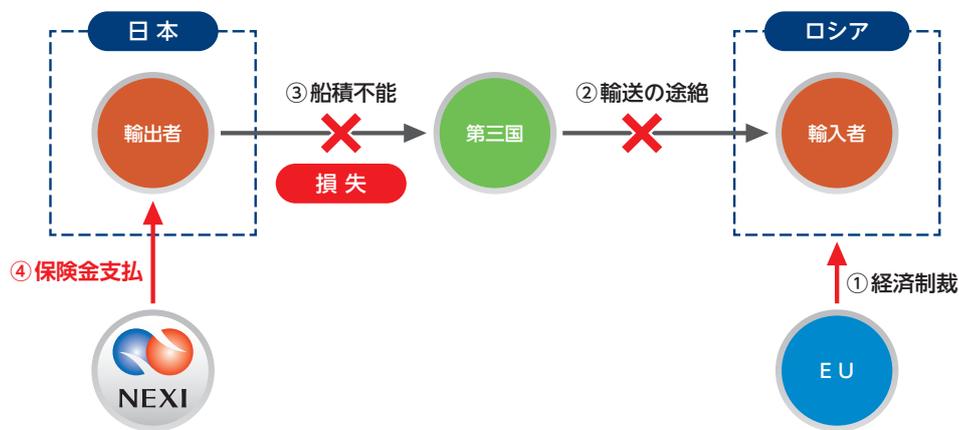
貿易一般保険包括保険

●経済制裁により船積不能が発生したケース

輸出者（被保険者）が輸入者（バイヤー）と輸出契約を締結後、ロシアがウクライナへ軍事侵攻したことを受け、EUが対ロシア経済制裁を発動しました。

これにより、各国の船会社がロシアを発着する貨物の輸送を停止したことで、輸送経路が途絶し、製造中のロシア向け貨物について船積不能となり損失が発生しました。損失の原因となった事由が、「仕向国以外の国による経済制裁」に該当したことから、約7億円の保険金を支払いました。

輸送ルート



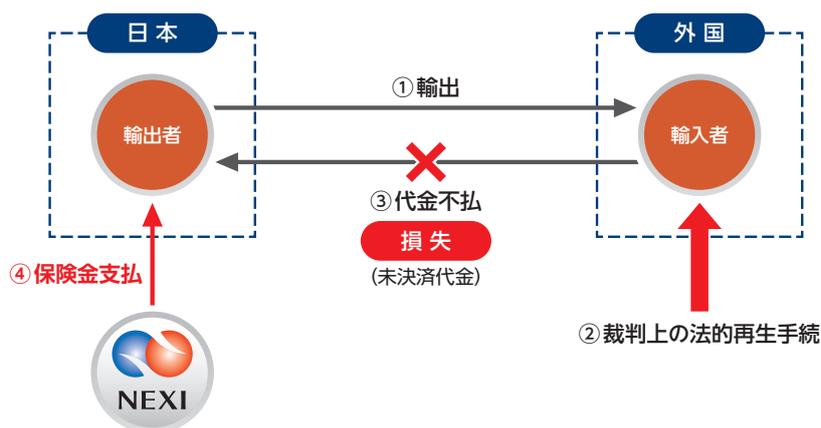
破産に準ずる事由

中小企業・農林水産業輸出代金保険

●船積後にバイヤーが破産手続開始の決定に準ずる事由に該当し、損失が発生したケース

輸出者（被保険者）が輸入者（バイヤー）向けに貨物を船積。その後、バイヤーが裁判所に法的再生手続を申請したことが判明し、代金回収が不能となり、損失が発生しました。

これにより、被保険者である輸出者に対し、約1,800万円の保険金を支払いました。貿易保険法令の改正に伴う2023年3月の制度改正により、「破産手続開始の決定に準ずる事由」が保険事故のてん補対象となりました。本案件は当該制度改正による最初の支払事例です。



業務実績

保険引受実績

■ 保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	4,526,832	3,859,827	5,661,939	5,991,044	5,550,498	69.7	△ 7.4
限度額設定型貿易保険	10,907	15,118	21,726	12,866	9,866	0.1	△ 23.3
中小企業・農林水産業輸出代金保険	13,656	14,562	16,029	17,037	18,370	0.2	7.8
簡易通知型包括保険	51,207	55,545	105,888	136,724	192,599	2.4	40.9
輸出手形保険	12,358	8,865	8,787	9,178	8,265	0.1	△ 9.9
信用状確認保険	-	-	-	-	-	-	-
前払購入保険	2,844	9,935	671	61	51	0.0	△ 15.9
海外投資保険	601,782	622,834	581,101	871,008	766,271	9.6	△ 12.0
貿易代金貸付保険	197,823	36,565	1,771	48,398	22,622	0.3	△ 53.3
海外事業資金貸付保険	422,132	1,378,107	373,852	266,731	1,153,259	14.5	332.4
スワップ取引保険	-	-	-	-	-	-	-
再保険	62,313	142,271	176,033	274,103	244,712	3.1	△ 10.7
合 計	5,901,854	6,143,627	6,947,796	7,627,149	7,966,513	100.0	4.4

(注1) 保険証券発行日を基に作成しており、保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額です(下表も同じ)。

(注2) 変動金利対応案件については、契約時金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

■ 地域別保険引受実績

(単位：百万円)

地 域	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	3,422,851	2,949,704	3,327,232	4,043,460	4,319,146	50.9	6.8
中東	500,303	566,818	1,338,381	947,214	881,747	10.4	△ 6.9
ヨーロッパ	780,216	683,404	695,279	673,420	499,624	5.9	△ 25.8
北米	245,916	645,106	431,140	590,071	571,454	6.7	△ 3.2
中米	538,946	411,231	486,433	653,889	793,258	9.4	21.3
南米	345,257	454,955	545,579	553,392	770,819	9.1	39.3
アフリカ	355,564	685,523	476,971	496,613	435,976	5.1	△ 12.2
オセアニア	72,864	53,872	95,323	84,822	127,621	1.5	50.5
国際機関	16,221	71,842	9,296	155,230	81,798	1.0	△ 47.3

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、ただし保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。

(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

(注4) アジアには、中央アジアを含みます(以後同じ)。

(注5) ヨーロッパには中東欧及びロシアを含みます(以後同じ)。

保険責任残高

■ 保険種別責任残高

(単位：百万円)

保険種	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	5,968,467	5,278,555	6,592,883	7,374,188	7,494,560	43.5	1.6
限度額設定型貿易保険	13,211	19,077	27,205	24,993	14,709	0.1	△41.1
中小企業・農林水産業輸出代金保険	4,491	4,893	5,214	5,675	5,442	0.0	△4.1
簡易通知型包括保険	10,874	19,202	32,138	45,101	73,549	0.4	63.1
輸出手形保険	3,831	2,536	1,657	1,576	1,960	0.0	24.4
信用状確認保険	-	-	-	-	-	-	-
前払購入保険	2,298	9,796	698	-	51	0.0	-
海外投資保険	1,602,810	1,697,292	1,472,327	1,824,912	2,062,737	12.0	13.0
貿易代金貸付保険	831,832	778,010	747,130	604,720	589,182	3.4	△2.6
海外事業資金貸付保険	3,365,701	4,084,100	4,607,015	5,304,975	6,086,931	35.3	14.7
スワップ取引保険	-	-	-	-	-	-	-
再保険	783,808	831,042	825,080	917,613	916,511	5.3	△0.1
合計	12,587,322	12,724,503	14,311,346	16,103,751	17,245,632	100.0	7.1

(注1) 外貨建対応の保険契約については、原則、各事業年度末為替レートを適用して作成しています。(下表も同じ)

(注2) 変動金利対応案件については、各事業年度末の金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

■ 地域別保険責任残高

(単位：百万円)

地域	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	6,463,037	6,241,627	6,822,605	7,058,523	7,744,283	44.1	9.7
中東	1,673,822	1,551,671	2,442,646	2,847,065	2,973,152	16.9	4.4
ヨーロッパ	885,666	1,047,275	1,134,007	1,171,324	1,143,178	6.5	△2.4
北米	886,348	1,076,438	1,068,567	1,331,857	1,136,658	6.5	△14.7
中米	444,834	324,080	375,349	492,650	661,079	3.8	34.2
南米	565,177	734,267	827,249	1,156,092	1,351,938	7.7	16.9
アフリカ	911,884	1,081,938	1,031,503	1,449,628	1,519,511	8.7	4.8
オセアニア	520,348	426,080	436,098	423,539	409,969	2.3	△3.2
国際機関	787,432	727,950	575,017	627,010	626,386	3.6	△0.1

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、ただし保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されているため、保険種別責任残高の合計額とは一致しません。

(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

保険料収入

■ 保険種別保険料収入

(単位：百万円)

保険種	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	9,932	9,955	13,230	14,646	12,406	21.0	△15.3
限度額設定型貿易保険	433	572	705	375	295	0.5	△21.2
中小企業・農林水産業輸出代金保険	125	134	149	168	191	0.3	13.7
簡易通知型包括保険	102	134	253	367	576	1.0	57.2
輸出手形保険	130	124	100	94	85	0.1	△9.5
信用状確認保険	—	—	—	—	—	—	—
前払購入保険	17	126	1	0	0	0.0	△15.9
海外投資保険	6,454	6,516	6,295	7,237	7,745	13.1	7.0
貿易代金貸付保険	9,009	1,696	△2,641	△444	1,273	2.2	△386.8
海外事業資金貸付保険	15,227	9,546	10,717	4,834	31,854	53.8	558.9
スワップ取引保険	—	—	—	—	—	—	—
再保険	697	3,048	1,635	2,664	4,743	8.0	78.0
合計	42,127	31,852	30,444	29,942	59,168	100.0	97.6

(注1) 保険責任発生時点で計上。保険証券発行日を基にする引受実績とは年度が必ずしも一致しません。

(注2) 2021年度より、保険料は正味収入保険料(元受・受再収入保険料から出再保険料等を控除したもの)で表示しています。

支払保険金

■ 保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位：百万円)

保険種	2019年度			2020年度			2021年度			2022年度			2023年度				
	非常危険 事故	信用危険 事故		非常危険 事故	信用危険 事故		非常危険 事故	信用危険 事故		非常危険 事故	信用危険 事故		非常危険 事故	信用危険 事故	構成比 (%)	対前期 増減率 (%)	
貿易一般保険	43,996	36,344	7,652	2,831	104	2,727	1,217	523	694	2,925	918	2,007	9,407	1,592	7,815	33.7	221.6
限度額設定型貿易保険	—	—	—	67	—	67	32	—	32	65	4	61	—	—	—	—	—
中小企業・農林水産業輸出代金保険	150	—	150	180	—	180	6	—	6	81	21	60	18	—	18	0.1	△77.6
簡易通知型包括保険	6	—	6	—	—	—	—	—	—	42	—	42	—	—	—	—	—
輸出手形保険	35	—	35	84	—	84	22	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—
信用状確認保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前払購入保険	—	—	—	—	—	—	149	—	149	—	—	—	—	—	—	—	—
海外投資保険	234	234	—	1,797	1,797	—	33,830	33,830	—	1,438	1,438	—	17	17	—	0.1	△98.8
貿易代金貸付保険	117	—	117	2,287	2,170	117	7,091	2,188	4,903	7,002	5,059	1,943	—	—	—	—	—
海外事業資金貸付保険	11,760	—	11,760	11,724	—	11,724	7,824	—	7,824	7,184	—	7,184	6,338	—	6,338	22.7	△11.8
スワップ取引保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再保険	755	—	755	4,106	—	4,106	11,069	—	11,069	13,522	—	13,522	12,138	—	12,138	43.5	△10.2
合計	57,052	36,578	20,474	23,076	4,071	19,005	61,241	36,541	24,699	32,260	7,441	24,819	27,918	1,609	26,309	100.0	△13.5

■ 地域別支払保険金

(単位：百万円)

地域	2019年度			2020年度			2021年度			2022年度			2023年度				
	非常危険 事故	信用危険 事故		非常危険 事故	信用危険 事故		非常危険 事故	信用危険 事故		非常危険 事故	信用危険 事故		非常危険 事故	信用危険 事故	構成比 (%)	対前期 増減率 (%)	
アジア	6,154	32	6,121	3,687	73	3,614	6,025	208	5,817	2,663	1,593	1,071	2,170	490	1,680	7.8	△18.5
中東	34,348	32,259	2,090	235	62	174	109	77	32	1,493	21	1,471	7,235	2	7,233	25.9	384.8
ヨーロッパ	43	—	43	1,403	2	1,401	3,045	—	3,045	10,805	726	10,079	4,221	1,129	3,092	15.1	△60.9
北米	75	32	43	27	0	27	11	11	—	4	3	1	14	14	0	0.1	252.6
中米	4,114	4,053	61	1,978	1,466	511	584	227	357	5,106	5,059	46	1,417	—	1,417	5.1	△72.2
南米	11,841	—	11,841	13,544	297	13,246	14,843	4,302	10,541	10,176	38	10,138	12,534	△26	12,560	44.9	23.2
アフリカ	106	—	106	2,198	2,170	28	36,620	31,717	4,903	2,014	—	2,014	327	—	327	1.2	△83.8
オセアニア	371	202	169	4	—	4	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	57,052	36,578	20,474	23,076	4,071	19,005	61,241	36,541	24,699	32,260	7,441	24,819	27,918	1,609	26,309	100.0	△13.5

回収状況

■非常・信用別回収状況

(単位：百万円)

危険区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
非常	27,730	20,926	17,454	38,627	18,315	66.8	△52.6
信用	3,467	2,533	2,153	17,095	9,096	33.2	△46.8
合計	31,197	23,458	19,607	55,722	27,410	100.0	△50.8

■地域別回収状況

(単位：百万円)

地域	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	3,628	3,845	2,853	1,143	2,946	10.7	157.6
中東	11,930	16,897	11,731	34,105	8,491	31.0	△75.1
ヨーロッパ	771	835	924	7,736	3,959	14.4	△48.8
北米	33	471	15	8	6	0.0	△30.7
中米	38	9	306	2	1,325	4.8	62874.4
南米	14,211	880	3,736	2,091	9,013	32.9	331.1
アフリカ	586	517	38	10,635	1,666	6.1	△84.3
オセアニア	-	3	4	1	6	0.0	455.1
合計	31,197	23,458	19,607	55,722	27,410	100.0	△50.8

2023年度の回収状況

非常・信用別の回収状況

2023年度の回収金全体としては、2022年度の約557億円から減少し約274億円（前年度比50.8%減）となりました。

非常・信用別では、パリクラブ・リスケジュール等の非常危険事故に関する回収金は約183億円（前年度比52.6%減）、信用危険事故に関する回収金は約91億円（前年度比46.8%減）となりました。

地域別の回収状況

地域別では、南米地域からの回収金が約90億円となり、全体の約3割（32.9%）を占めました。アルゼンチン共和国から約57億円（パリクラブの回収金他）、チリ共和国から約29億円（信用事故案件の回収金）を回収しました。

続いて、中東地域からの回収金が約85億円となり、全体の約3割（31.0%）を占めました。イラク共和国から約84億円（パリクラブの回収金）を回収しました。

次に、ヨーロッパ地域からの回収金が約40億円で、全体の14.4%を占めました。ノルウェー王国から約28億円（信用事故案件の回収金）、セルビア共和国から約9億円（パリクラブの回収金）を回収しました。

アジア地域から約29億円（パキスタン・イスラム共和国約11億円（非常事故案件の回収金）他）、アフリカ地域から約17億円（タンザニア連合共和国約8億円（非常事故案件の回収金）、アンゴラ共和国約7億円（非常事故案件の回収金）他）をそれぞれ回収しました。

その他、中米地域から約13億円（メキシコ合衆国約12億円（信用事故案件の回収金）他）、オセアニア地域及び北米地域から合計約0.1億円（信用事故案件の回収金）を回収しました。

経済協力開発機構 (OECD)

① 輸出信用保証部会 (ECG会合及び参加国会合)

OECDは国際経済全般について協議することを目的に1961年に設立され、日本は1964年4月に加盟しました。OECD貿易委員会の下部組織である輸出信用保証部会では、各国輸出信用機関 (ECA) 間の情報交換やNEXIの貿易保険を含む公的輸出信用に係る議論が行われています。NEXIは日本のECAとして、経済産業省等の関係省庁と共に、議論に積極的に参加しています。

また、近年は公的輸出信用分野における金融条件の議論に加え、環境問題、気候変動、贈賄問題や持続可能な貸付といった、ECAの果たすべき社会的責任についても重点的に議論が行われています。

② OECD公的輸出信用アレンジメント

OECDでは、輸出信用の秩序ある利用と公平な競争環境条件の維持を目的として、参加国間で共通の輸出信用に関するルールであるOECD公的輸出信用アレンジメントを定めています。本アレンジメントは、各ECAが輸出信用を供与する際の共通の条件 (最低保険料水準、頭金、最長償還期間、最低貸出金利及び償還方法等) を規定しています。また船舶、原子力発電所、航空機及び再生可能エネルギー・気候変動緩和技術・水関連プロジェクトなどについては、アレンジメント本則とは別に各セクターの特徴を考慮した条件を適用することができます。NEXIによる輸出信用の供与も、このアレンジメントに従って実施されています。

③ 環境への取組み

OECDでは、2001年の環境コモンアプローチの策定以降、定期的な見直しによる取組みの向上を図っており、2016年4月に4度目の見直しが行われました。NEXIでは、環境コモンアプローチを踏まえた「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」を定め、これに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトにおいて環境社会配慮が適切になされるよう取り組んでいます。

④ 贈賄防止への取組み

不当な利益の取得のために外国公務員に対して金銭等の不当な利益を供与することを禁じた1997年のOECD贈賄防止条約と、2006年の公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告を受け、NEXIでは贈賄防止に対する取組みを行ってきました。2019年3月に当該勧告が改訂されたことから、改訂内容を踏まえた贈賄防止への取組みを強化しています。



NEXIの活動

国内における主な活動	28
海外の関連組織との連携強化	30
持続可能な社会の実現に向けた取組み	33
海外の関連組織との協力	34
中堅・中小企業の海外事業展開の支援	36
主な引受プロジェクト	38
主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)	41

国内における主な活動

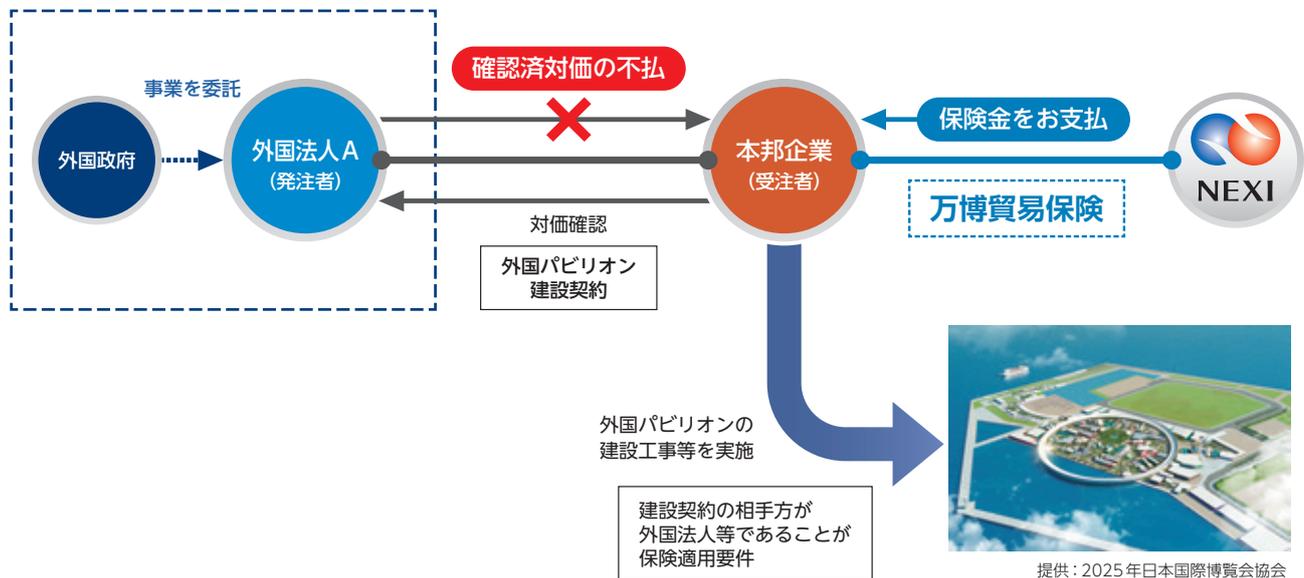
政府施策との連携 (万博貿易保険、ALPS処理水、令和6年能登半島地震)

万博貿易保険の創設

2023年8月2日、NEXIは、2025年日本国際博覧会(「大阪・関西万博」)の外国パビリオン建設を行う日本企業のサポートを目的とした専用商品(通称「万博貿易保険」)の提供を開始しました。万博貿易保険の創設により、外国パビリオン建設等を行う日本企業に対し、低廉な保険料で、建設工事等における代金回収不能リスクをカバーすることが可能になりました。受注案件1件からでも包括保険である貿易一般保険(技術提供

契約等)の枠組みが適用されるため、通常の貿易一般保険(個別保険)と比べて約3分の1程度の保険料による支援が可能となったものです。

この他に、万博貿易保険の利用を検討中のお客様を対象に、保険契約手続に関するお問い合わせ・ご相談を承る「万博専用デスク」を設置しています。複数社からのご相談をお受けし、2024年3月には第1号案件のお引受に至りました。



ALPS処理水の海洋放出方針を受けた外国における輸入規制への対応

2023年8月、政府のALPS処理水の海洋放出方針が公表されました。これに伴い、輸出先の外国における水産物の輸入規制措置等により、漁業者や水産加工業者、卸売業者を含む多くの日本企業が影響を受けることが懸念される事態が発生しました。

NEXIは、日本政府が発表した支援策の一環として、輸入規制措置により影響を受ける日本企業向けに支援相談窓口を設置するとともに、貿易保険ご利用のお客様に対する貿易保険契約の諸手続における期限猶予、船積中止の場合における未経過期間の保険料返還、保険事故となった場合の迅速な保険金支払をお約束するなどの対応を実施しました。

令和6年能登半島地震への対応

2024年1月1日、令和6年能登半島地震により、震源となった石川県能登地方を中心に甚大な被害が発生しました。

NEXIは、貿易保険を通じた支援措置として、地震による被害を受けられたお客様を対象に、貿易保険契約の諸手続における期限猶予、船積中止の場合における未経過期間の保険料返還、保険事故・回収関連の被保険者義務の猶予等の対応を実施しました。

NEXIは、今後も政府の施策と連携しつつ、日本企業の皆様のご相談に対応し、日本企業の海外ビジネスを積極的に支援してまいります。

独立行政法人国際協力機構 (JICA) との協力覚書締結

2023年12月16日、NEXIは、独立行政法人国際協力機構 (JICA) と、協力を更に促進し、開発効果を有する民間資金の活用やオファー型協力 (それに資するブレンデッド・ファイナンス・スキームの検討を含む。) を推進すべく、両機関で相互に補完していくことを目的として、協力覚書の締結を行いました。

本覚書では、NEXI及びJICAが保有する情報交換・提供並びにNEXI又はJICAが実施・計画する諸事業に関する連携の検討も、その目的に含まれています。ODAの支援に加えて、NEXIによる貿易保険が民間資金のリスク

をカバーすることにより、リスクの高い開発途上地域における民間資金動員を図り、経済社会課題の解決に貢献することが期待されます。

2023年6月に閣議決定された開発協力大綱には、ODAとその他公的資金 (OOF) の双方を効果的に組み合わせることが重要であり、ODA資金とNEXIのようなOOFを扱う機関の連携等により民間資金とも協調した開発協力を推進することが明記されており、日本政府の方針にも合致した取組みです。



写真提供：経済産業省

海外の関連組織との連携強化

アフリカ貿易投資開発保険機構 (ATIDI) への出資

2023年6月、NEXIは、アフリカ貿易投資開発保険機構 (ATI、現ATIDI) に約15百万米ドルの出資を行い、同機関の正式メンバー株主となりました。

ATIDIへの出資は、2022年7月に施行された貿易保険法の改正において、国際連携強化に向けた対応として、NEXIの業務に「貿易保険事業を行う外国法人への出資」が追加されたことにより実現しました。

ATIDIは、アフリカ向け民間投資の拡大を目的として世界銀行の支援も得て2001年に設立された国際金融機関であり、投資保険、輸出信用保険等を提供しています。アフリカ地域の案件支援実績が豊富で各国政府・政府機関

との強力なネットワークを有するATIDIの株主として、NEXIは、日本企業のアフリカ向け輸出、投融資の支援強化を図り、アフリカ地域の経済発展に貢献してまいります。



ケニア財務省 (The National Treasury & Economic Planning) との協力のための覚書締結

2024年2月、NEXIは、ケニア共和国 (以下、ケニア) 財務省 (The National Treasury & Economic Planning) との間で、協力覚書を締結しました。同年2月8日に吉田経済産業大臣政務官及びビルト・ケニア大統領ご臨席の下で開催された「JETROケニアビジネスフォーラム」において、弊社代表取締役社長 黒田とケニア財務省のキプトゥ次官が登壇し、本協力覚書の締結が発表されました。

ケニアは、東アフリカの玄関口として多くの日本企業が進出しており、2023年は日本との外交樹立60周年を迎え、グローバルサウスとの連携強化等の観点でも、我が国にとって重要な位置づけにあります。

本協力覚書は、NEXIとケニア財務省が、NEXIの貿易保険を活用したケニア政府による円建てでの資金調達の見込みのほか、ケニアにおける産業開発・グリーン成長・

社会課題解決等に向けた協力を進め、これらを通じて日本企業のケニアでの事業活動を促進することを目的として締結されたものです。

NEXIは、今後とも各国政府・機関との連携を深めることにより、アフリカをはじめとする新興国市場での本邦企業のビジネス機会の創出を積極的に支援してまいります。



写真提供：独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ)

サウジアラビア輸出入銀行との協力のための覚書締結

2023年12月、NEXIは、サウジアラビア王国 (以下、サウジアラビア) の輸出信用機関 (ECA) であるサウジアラビア輸出入銀行 (Saudi Export and Import Bank, 以下Saudi EXIM Bank) との間で協力覚書を締結しました。Saudi EXIM Bankはサウジ・ビジョン2030の下、同国企業による非石油セクターの輸出促進という目的で2020年に設立された政府100%出資会社です。

本協力覚書は、両機関の協力関係発展により両国間の商品やサービスといった貿易取引を促進することを目的に締結するものであり、情報やノウハウの交換を通じて両国企業によるビジネス促進が期待されます。

協力覚書締結以降、両機関の間で複数回のフォロー

アップミーティングを開催しており、貿易取引促進に向けた取組みを実現するべく緊密に連携しています。

NEXIはこのような機会を通じて、日本とサウジアラビアの経済関係の深化に貢献していきます。



インド輸出信用機関 (ECGC) との再保険協力協定締結

2024年3月、NEXIは、インドの輸出信用機関 (ECA) であるインド輸出信用機関 (ECGC Limited、以下ECGC) との間で、再保険に係る枠組み協定を締結いたしました。

本協定は、インド所在の日系企業によるインドから第三国への輸出支援を含む、双方向型の再保険制度の整備に向けて、NEXIとECGC間の協力を確認するために締結されたものです。

また、NEXIとECGC間の再保険協力は、日印両国の経済活動を強化し、インド太平洋地域の平和及び経済的な繁栄並びに政府の「自由で開かれたインド太平洋戦略」に資するものとなります。

NEXIは今後とも海外の輸出信用機関等との連携を

深めることにより、日系企業の海外における事業展開を積極的に支援してまいります。



写真提供：インド輸出信用機関 (ECGC Limited)

ECAとの協力覚書

2023年度は、3か国の輸出信用機関 (ECA) との間で協力覚書を締結しました。NEXIは、今後とも各国のECA との連携を深めてまいります。

2023年5月4日：ポーランド輸出信用機関 (KUKE)

両国間の貿易、投資の促進及び経済関係強化並びにウクライナを含む第三国での両国企業によるビジネス促進。

2023年5月30日：韓国貿易保険公社 (K-SURE)

気候変動対策や新産業分野を含め、幅広い分野での両国間の貿易と投資の促進。

2023年9月6日：英国輸出信用保証局 (UKEF)

広島G7サミットにおいて確認された低・中所得パートナー国のインフラ投資ギャップを縮小することの

重要性、G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップと協働に向けたコミットメントを踏まえた、両国企業の第三国向け輸出及び共同投資事業の推進に係る協力。



写真提供：英国輸出信用保証局 (UKEF)

インドネシア国営エネルギー会社プルトaminaとの協力のための覚書締結

2023年12月、NEXIは、インドネシア共和国 (以下、インドネシア) 国営エネルギー会社PT Pertamina (Persero) (プルトamina) との間で、協力覚書を締結しました。

本協力覚書は、インドネシアにおけるエネルギーインフラ事業の推進や脱炭素化の実現に向けてNEXIの貿易保険の適用を検討するとともに、これらのプロジェクトへの本邦企業の参画や本邦技術の活用に係る機会拡大に向けて合意するものです。また、プルトaminaとの協力を通じて、日本政府が提唱する「アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC)」構想の実現にも貢献するものです。

NEXIは今後とも各国政府・機関との連携を深める

ことにより、海外での脱炭素化の実現や本邦企業のビジネス機会の創出を積極的に支援してまいります。



写真提供：経済産業省

G7 ECA会合への参加

2023年5月16日、NEXIは、イタリアのローマにて開催された、G7（フランス・米国・英国・ドイツ・日本・イタリア・カナダ）各国の貿易保険業務に係るトップ会合（G7 ECA会合）に参加しました。会合ではエネルギー、気候変動問題に係る対応、ウクライナ復興の取組み、カントリーリスク等各国を取り巻く課題や解決策について、意見交換が行われました。また各国の貿易保険業務の次世代を担う中堅・若手職員を集めたGrowing Professional会合も同時開催され、現在から未来に産業界が直面する課題について、新技術を駆使してECAがどのような役割を果たせるかについて、また今後の各国の若手職員間の交流機会について議論されました。



ベルン・ユニオン会合への参加

ベルン・ユニオン（国際輸出信用投資保険連合：The International Union of Credit and Investment Insurers）は、世界各国の輸出保険機関や国際機関、民間保険機関が参加し、専門的知見から輸出信用保険や投資保険に関する共有課題について議論を行う場です。設立会合が1934年にスイスのベルンで開催されたことからベルン・ユニオンと呼ばれるようになり、2023年度末時点では計84機関（ゲストを含む）が参加しています。

ベルン・ユニオンでは、春秋の年2回総会が開かれ、意見交換や議論が行われる他、専門家会合やウェビナーといったセッションも随時開催されます。2023年度は、春会合が4月にベルギー・ブリュッセルで、秋会合が11月にオンラインで開催されました。NEXIは、両総会に出席

したほか、4つの専門家会合にも関係部署から出席し、参加機関と情報交換等を行いました。



二国間協議の開催

2023年度は、オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、中華人民共和国の輸出信用機関及び政府関係者との二国間協議を開催しました。2023年の双方の取組みや気候変動関連の話題など、国際社会や各国が抱える課題について、幅広い分野にわたり意見交換が行われました。年に一度開催されている本協議を通じて、他国機関と一層の連携強化を図るとともに、情報交換の場として活用し、各国の情勢、貿易保険の動向等を確認しています。また各国との関係強化も本協議の目的の一つであり、日本企業の海外における更なるビジネス拡大が期待されます。



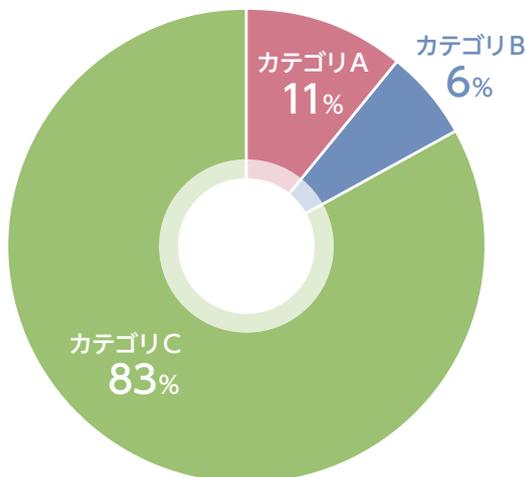
環境社会配慮のためのガイドライン

NEXIでは、環境社会問題に対する社会的責任を果たすべく、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（環境ガイドライン）」及びそのガイドラインを補完する「貿易保険における原子力プロジェクトに係る情報公開配慮のための指針」に基づき、保険契約の対象プロジェクトについて、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているか確認を行っています。環境ガイドラインについては一昨年改訂が行われたところではありますが、環境ガイドラインが整合を図っているOECDコモンアプローチについても改訂の議論がなされており、NEXIも積極的に議論に参加しております。2023年度は35件のスクリーニング対象案件について

審査を実施しました。審査に当たっては、輸出者などから提供されるスクリーニングフォームに基づき、環境への影響度に応じて3つのカテゴリに分類するスクリーニングを行い（環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、C）、カテゴリに応じた確認を実施しています。「カテゴリA」の案件については、バーチャル実査等も活用することにより適切に確認を行いました。

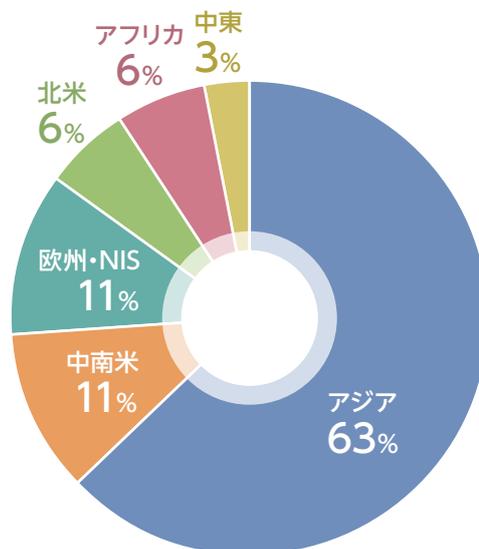
環境ガイドラインの遵守を確保するため、NEXIは異議申立手続を導入し、保険引受担当部署から独立した「環境ガイドライン審査役」を設置しており、引き続き適切な確認に努めてまいります。

2023年度カテゴリ別スクリーニング状況



※環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、Cに分類。

2023年度地域別スクリーニング状況



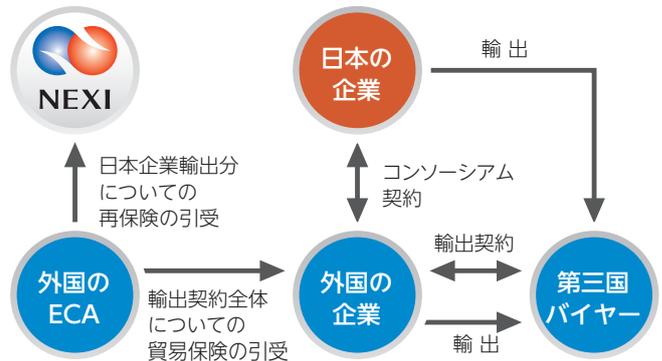
※中東にはトルコ、中南米にはメキシコを含む。

海外の関連組織との協力

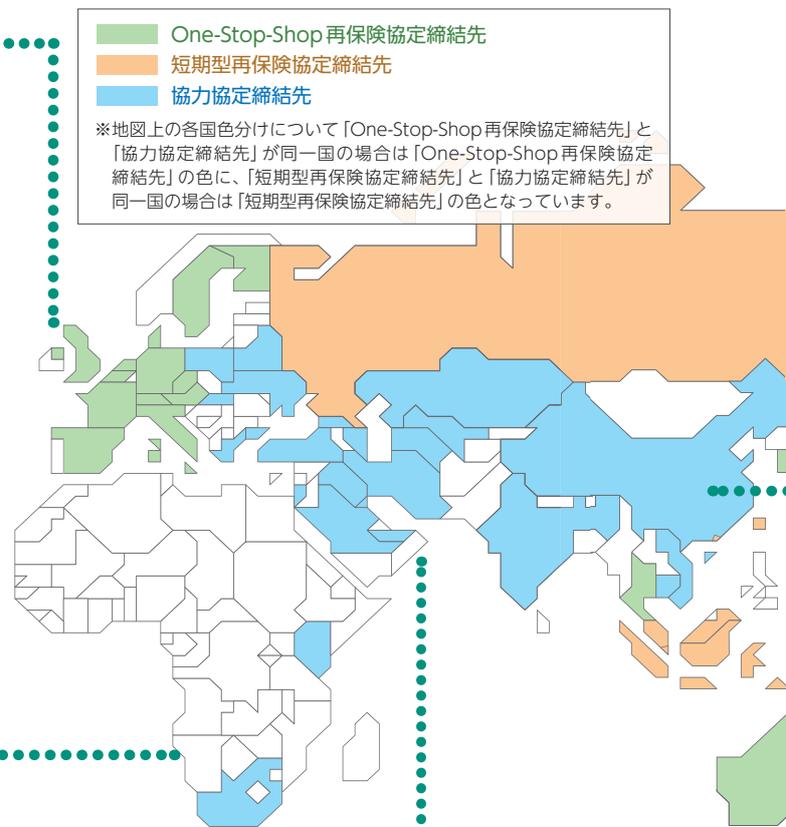
国際化・ボーダレス化する日本企業の様々なビジネスニーズに迅速かつ確に対応するため、NEXIは海外の関係機関との間で以下のような協力関係を構築しています。

1) One-Stop-Shop再保険

日本企業が外国企業と共同で第三国におけるプロジェクトに参加する場合に、NEXIが日本からの輸出部分等のリスクを引き受けることを目的として、海外の主要な輸出信用機関(ECA)との間でOne-Stop-Shop再保険協定を締結しています。例えば、日本企業が外国企業とコンソーシアム(企業連合)を組んで第三国へ輸出を行う場合、外国企業が日本企業輸出部分を含めた輸出契約金額全体について自国のECAと保険契約を締結し、その上で日本企業輸出部分については、その外国ECAからNEXIが再保険の引受を行います。



ヨーロッパ		
One-Stop-Shop再保険協定締結先		
オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	2003年
ベルギー	ベルギー信用保険会社 (Credendo)	2002年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	2017年
デンマーク	デンマーク輸出投資基金 (EIFO)	2019年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社 (FINNVERA)	2004年
フランス	フランス公的投資銀行 (Bpifrance)	2016年
ドイツ	ユーラーヘルメス信用保険会社 (EULER HERMES)	2003年
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	2002年
オランダ	アトラディウス信用保険会社 (ATRADIUS)	2002年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	2005年
スウェーデン	スウェーデン輸出信用債権庁 (EKN)	2022年
スイス	スイス連邦輸出信用機関 (SERV)	2007年
イギリス	英国輸出信用保証局 (UKEF)	2023年
短期型再保険協定締結先		
ロシア	ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR)	2016年
協力協定締結先		
オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	1996年
アゼルバイジャン	アゼルバイジャン経済省	2021年
ベラルーシ	ベラルーシ銀行 (Belarusbank)	2009年
ベルギー	ベルギー信用保険会社 (Credendo)	2019年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	2015年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社 (FINNVERA)	1996年
フランス	フランス公的投資銀行 (Bpifrance)	2016年
	フランス対外経済省 (DREE)	1995年
ジョージア	ジョージア経済・持続的発展省	2019年
ドイツ	C&Lドイツ監査会社 (C&L) / ユーラーヘルメス信用保険会社 (EULER HERMES)	1996年
	KfW IPEX 銀行 (KfW IPEX-Bank)	2011年
ギリシャ	ギリシャ輸出信用 (ECG)	2023年
ハンガリー	ハンガリー輸出信用保険有限公司 (MEHIB)	2019年
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	1996年
カザフスタン	カザフスタン輸出信用・投資保険公社 (KazakhExport)	2016年
オランダ	アトラディウス信用保険会社 (ATRADIUS)	1996年
ポーランド	ポーランド輸出信用機関 (KUKE)	2023年
ロシア	Joint Stock Company Siberian Coal Energy Company (SUEK 社)	2019年
	ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR)	2013年
	ロシア開発対外経済銀行 (VEB)	2009年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	2000年
トルクメニスタン	トルクメニスタン国立対外経済関係銀行 (TFEB)	2015年
ウクライナ	ECAウクライナ (ECA Ukraine)	2024年
	ウクライナ輸出入銀行 (UKREXIMBANK)	2009年
イギリス	英国輸出信用保証局 (UKEF)	1995年
ウズベキスタン	ウズベキスタン輸出入保険会社 (UZBEKINVEST)	2007年

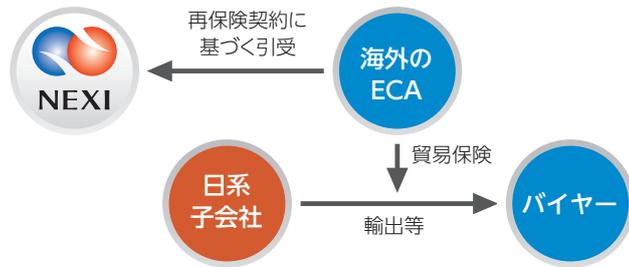


中東		
協力協定締結先		
アブダビ酋長国	ムバダラ開発 (MDC)	2008年
イラン	イラン経済財務省	2016年
イラク	イラク財務省	2011年
	イラク貿易銀行 (TBI)	2011年
イスラエル	イスラエル輸出信用保険会社 (ASHRA)	1997年
クウェート	クウェート石油公社 (KPC)	2022年
サウジアラビア	サウジアラビア財務省	2020年
	公共投資基金 (PIF)	2022年
	サウジアラビア輸出入銀行 (SAUDI EXIMBANK)	2023年
トルコ	Çalık Enerji San. ve Tic. A.Ş. (Calik)	2023年
	トルコ輸出入銀行 (TURK EXIMBANK)	2017年

アフリカ		
協力協定締結先		
ケニア	ケニア財務省 (The National Treasury & Economic Planning of the Republic of Kenya)	2024年
南アフリカ	南アフリカ輸出信用保険公社 (ECIC SA)	2005年

2) 短期型再保険

アジア地域等の日系企業による第三国向け輸出支援を目的として、NEXIはアジア等のECAと再保険協定を締結しています。この協定により、アジア等のECAの保険引受余力が引き上げられ、日系企業によるアジア等のECAの貿易保険を活用した対外取引リスクの軽減が容易になりました。



3) 欧米民間保険会社との再保険

NEXIが欧米民間保険会社と短期取引の再保険協定等を通じて引受キャパシティを供与しています。

4) その他の協力関係

NEXIは、ベルン・ユニオンのメンバーである主要ECAや関係機関との間で協力協定を締結し、長期的な協力関係を構築しています。

※表示の年は、締結年又は直近の改訂年。

北アメリカ

One-Stop-Shop再保険協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	2018年
アメリカ	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	2019年

短期型再保険協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	2012年
-----	-----------------	-------

協力協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	1997年
アメリカ	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	1991年
	米国エネルギー省 (DOE)	2009年
	米国国際開発金融公社 (USDFC)	2017年

南アメリカ

協力協定締結先

ブラジル	ブラジル国立経済社会開発銀行 (BNDES)	2009年
	ブラジル保証基金管理機関 (ABGF)	2017年
	ヴァーレ (VALE)	2008年
	ペトロブラス (PETROBRAS)	2008年

アジア・オセアニア

One-Stop-Shop再保険協定締結先

オーストラリア	オーストラリア輸出信用機関 (EFA)	2005年
韓国	韓国輸出保険公社 (K-SURE)	2011年
タイ	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2019年

短期型再保険協定締結先

香港	香港輸出信用保険会社 (HKECIC)	2012年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社 (ASEI)	2009年
マレーシア	マレーシア輸出入銀行 (MEXIM)	2006年
シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)	2004年
台湾	台湾輸出入銀行 (TEBC)	2010年
タイ	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2009年

協力協定締結先

オーストラリア	オーストラリア外務貿易省 (DFAT) / オーストラリア輸出信用機関 (EFA)	2018年
カンボジア	鉱業エネルギー省 (MME)	2023年
中国	中国輸出信用保険公社 (SINOSURE)	2018年
インド	インド輸出信用機関 (ECGC)	2018年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社 (ASEI)	2008年
	プルタミナ (Pertamina)	2023年
	インドネシア国営電力会社PT PLN (Persero) (PLN)	2022年
韓国	韓国輸出保険公社 (K-SURE)	2023年
シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)	1997年
	Mars Growth Capital Pte. Ltd	2023年
台湾	台湾輸出入銀行 (TEBC)	2005年
タイ	バンコック銀行 (Bangkok Bank)	2013年
	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2020年
ベトナム	ベトナム財政省	2014年
	ペトロベトナム (PETROVIETNAM)	2010年

欧米民間保険会社との再保険協定締結先

アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG)	2015年
フランス貿易保険会社 (COFACE) (民間部門)	2014年
Credendo-Ingosstrakh Credit Insurance, LLC	2019年
ユーラーヘルメス保険会社 (EULER-HERMES) (民間部門)	2013年
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe) /MS Amlin	2019年
Tokio Marine HCC (HCC)	2016年

国際機関

協力協定締結先

アフリカ輸出入銀行 (Afreximbank)	2022年
アフリカ貿易投資開発保険機構 (ATIDI)	2019年
欧州復興開発銀行 (EBRD)	2024年
欧州投資銀行 (EIB)	2018年
APECメンバーの輸出保険機関・輸出金融機関 (12か国 15機関)	1997年
国際金融公社 (IFC)	2020年
イスラム開発銀行 (IsDB)	2019年
多数国間投資保証機関 (MIGA)	2020年
東部南部アフリカ貿易開発銀行 (TDB)	2021年
イスラム投資・輸出保険機関 (ICIEC)	2021年

中堅・中小企業の海外事業展開の支援

中小企業・小規模事業者向け「海外ビジネス支援パッケージ」の展開

NEXIは、株式会社日本政策金融公庫（公庫）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（機構）と共に、2022年12月に構築した「海外ビジネス支援パッケージ（本パッケージ）」を通じて、海外への販路拡大を目指す中小企業・小規模事業者の皆様の課題やニーズを的確に把握し、課題やニーズに応じ各機関の特徴を生かした支援を切れ目なく提供しています。

2023年4月以降、本パッケージの支援機関を全国各地の地域金融機関にも拡大しています。2024年3月末日時点における参加地域金融機関は110機関に達し、支援体制を強化しています。

今後も各機関の強みを生かして、海外展開に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様への支援に積極的に取り組んでまいります。

「海外ビジネス支援パッケージ」スキーム図



※ 海外CEO商談会：日本製品の購入、新製品開発、共同開発、合併会社設立等に向けた海外企業の経営幹部等との商談会
ジェグテック：海外企業8000社、大手企業900社等が活用するビジネスマッチングサイト

日本商工会議所との連携協定締結

NEXIは、2023年9月7日に、中堅・中小企業の海外取引の発展、国際化を支援することを目的として、日本商工会議所（日商）と連携協定を締結しました。

これに基づき、NEXIは全国515の商工会議所を対象とした各種研修会や、東京商工会議所会員企業向けのセミナーでの貿易保険の案内、海外バイヤー格付リストの提供等を実施しています。

連携協定の締結により、NEXIと日商とが貿易保険によるリスクヘッジの提案などにおいて協力していくことで、全国の商工会議所の会員企業である中小企業等が海外展開を始めるに当たって感じる不安の解消につながるものと考えています。

NEXIは日商と連携し、全国の商工会議所会員企業126万事業者の更なる成長や海外展開をサポートしてまいります。



株式会社商工組合中央金庫との業務協力に関する覚書締結

近年の地政学的リスクの高まりなど世界情勢が大きく変化し、中堅・中小企業の海外展開形態も一層多様化し変化を求められる中、海外取引リスクへの対応の重要性もより高くなっています。

NEXIは、2023年12月11日、中堅・中小企業の海外取引の発展、国際化に向けた支援を強化するため、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）と業務協力に関する覚書を締結しました。

全国に支店を展開する商工中金との業務協力により、多くの中堅・中小企業の皆様に海外展開セミナーの共同開催などを通じた情報提供に加え、貿易保険（輸出保険、海外投資保険等）による海外取引におけるリスクヘッジ

機能の紹介や、カントリーリスク情報及び海外バイヤーの信用情報の提供など、中堅・中小企業への個別支援等を行ってまいります。



中堅・中小企業に対する支援ネットワーク

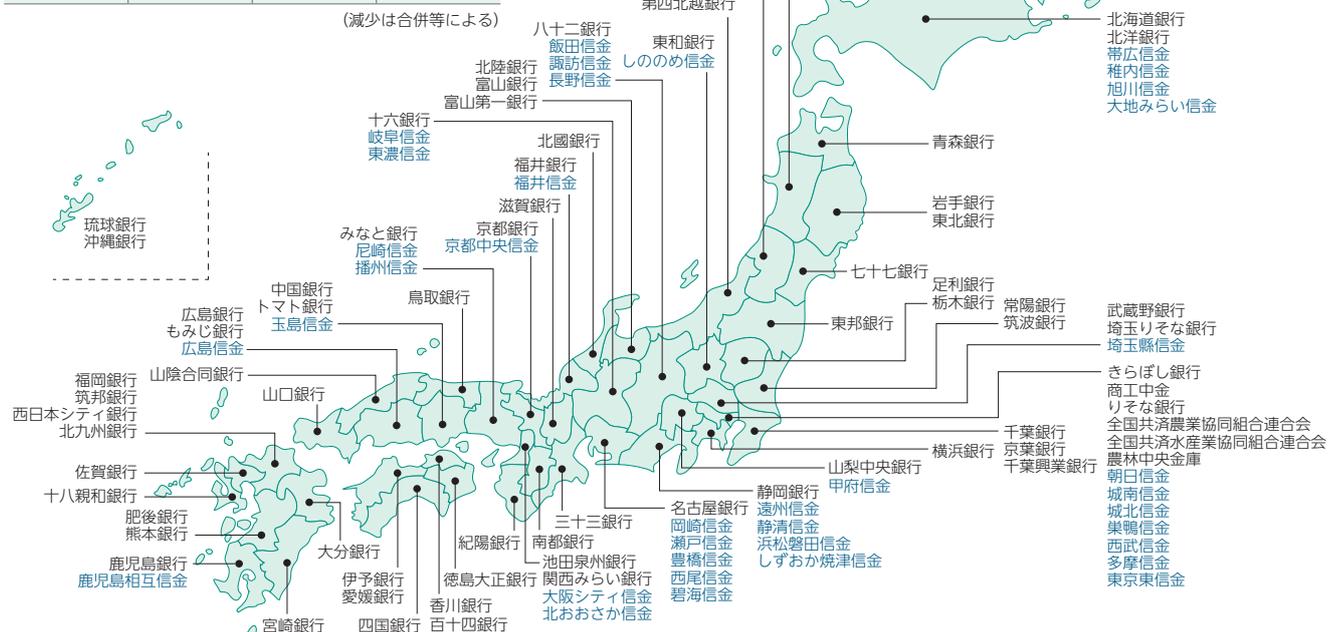
中堅・中小企業をはじめとする地域企業の海外展開を積極的に支援するため、2011年度にスタートした「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」は、2024年4月現在全国47都道府県の地方銀行・信用金庫、農林水産業関係

機関等計110機関と提携しており、全国的な支援体制を構築しています。

また、NEXIは、同ネットワークに加えて、「海外ビジネス支援パッケージ」等の活用や政府系機関・経済団体との提携を通じて、中堅・中小企業、農林水産業の皆様の海外展開支援を積極的に進めるとともに、支援強化のため貿易保険の認知度向上、商品・サービスの向上に取り組んでいます。

年度別新規提携数（現在110機関）

年度	地銀等	信金	累計
2014年度	6行	22金庫	77機関
2015年度	12行	16金庫	105機関
2016年度	6機関	3金庫	114機関
2017年度	3機関		117機関
2018年度			114機関
2019年度			111機関
2020年度			110機関
2021年度			110機関
2022年度			110機関
2023年度			110機関



中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク 2024年4月現在

主な引受プロジェクト

ケニア共和国／バラ栽培輸出会社向け太陽光発電電力の供給プロジェクト

本プロジェクトは、日本国内において営農型太陽光発電設備の設計・技術支援で豊富な実績があるファームランド株式会社（ファームランド）が、ケニア共和国（以下、ケニア）法人Astonfield Solesa Solar Kenya Limitedと共に、ケニアにおいて発電事業会社Farmdo Energy Kenya Ltdを設立し、バラ栽培輸出会社PJ Dave Floraが運営するバラ農園に太陽光発電設備と蓄電池を設置し、灌漑設備用に電力を供給する事業です。

ファームランドにとって、記念すべきアフリカ向け第一号案件であり、国際連合工業開発機関（UNIDO）が日本の環境省の委託を受けて公募した二国間クレジット制度（JCM）設備補助事業でもあります。

NEXIは、ファームランドが行う本プロジェクト向け投資について、海外投資（株式等）保険及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険（劣後ローン特約）の引受を行いました。

バラ栽培は、ケニアにおける主要産業の一つであり、本案件のように太陽光発電を利用することで土地の収益力を高めることができ、花卉産業の更なる発展につながります。さらには、ケニアにおける再生可能エネルギーの利用促進

効果も期待されます。

NEXIは、本プロジェクトを支援することにより、中堅・中小企業を含む日本企業によるアフリカ進出の促進及び海外での脱炭素化の実現に貢献してまいります。

- 保険契約締結：2024年3月



写真提供：ファームランド株式会社

ラオス人民民主共和国／ベトナム社会主義共和国向け陸上風力発電プロジェクト

本プロジェクトは、三菱商事株式会社（三菱商事）がラオス人民民主共和国（以下、ラオス）に所在するMonsoon陸上風力発電所においてベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）向けの発電事業を行うものです。同発電所は東南アジア最大級の設備容量であり、本プロジェクトは、ラオス政府の計画に基づく東南アジアで初の風力発電による電力輸出プロジェクトとなります。

NEXIは、三菱商事が中間企業を介して拠出するプロジェクト会社のMonsoon Wind Power Co. LTD向けの出資金及び中間企業のImpact Wind Investment LTD向けの親子ローンについて海外投資（株式等）保険及び海外事業資金貸付保険（劣後ローン）の引受を行いました。

電力需給逼迫と気候変動対策が喫緊の課題であるベトナムにおいて、本プロジェクトは同国が定める第8次国家電源開発計画の重要事業の一つとして位置づけられるなど、ベトナムにおける脱炭素化を推進する取組みであり、ラオスにおいても本プロジェクトの実施により外貨収入の獲得と国際間送電線が電力インフラとして整備されることによる同国民の生活水準向上が期待されています。

また、本プロジェクトは、脱炭素に寄与する陸上風力発電プロジェクトであるため、日本政府が提唱する「アジア・

ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想の実現にも資するものとなります。

NEXIは、今後も日本の政策金融機関として、本邦企業による海外事業展開や海外での脱炭素化の実現を積極的に支援してまいります。

- 保険契約締結：2024年3月



写真提供：三菱商事株式会社

ブラジル連邦共和国／CSN Mineração社によるペレットフィードプラント建設プロジェクト

本プロジェクトは、ブラジル連邦共和国（以下、ブラジル）鉄鋼大手Companhia Siderúrgica Nacional社子会社で鉄鉱石生産・販売会社であるCSN Mineração社がブラジル・ミナスジェライス州にペレットフィードプラントを建設するプロジェクトです。同社には、伊藤忠商事株式会社（伊藤忠商事）、JFEスチール株式会社、株式会社神戸製鋼所等が出資しており、伊藤忠商事は本プロジェクトから生産されるペレットフィードの長期引取権を獲得します。

NEXIは、ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店、シティバンク、エヌ・エイ東京支店、JPモルガン・チェース銀行東京支店、三井住友信託銀行株式会社、クレディ・アグリコル銀行東京支店及び株式会社三井住友銀行による融資420百万米ドルに対して保険の引受を行いました。株式会社国際協力銀行(JBIC)も本プロジェクトへの融資を決定しています。

ペレットフィードは低炭素鉄鋼原料として、高炉法による製鉄法と比べてCO₂削減が可能な直接還元鉄・電気炉法に必要な不可欠であり、鉄鋼生産の脱炭素化を目指す製鉄事業者向けの安定確保が求められています。本プロジェクトへの

支援は、ペレットフィードの長期安定的な確保により日本の製鉄事業者の脱炭素化を推進するものとして、LEADイニシアティブに基づく取組みの一環となります。

● 保険契約締結：2023年4月



写真提供：伊藤忠商事株式会社

ウズベキスタン共和国／Syrdarya 2 ガス火力発電案件

NEXIは、双日株式会社及び株式会社キューデン・インターナショナルがパートナーであるフランス共和国のEDFやカタール国のNebras Powerと共に投資するウズベキスタン共和国（以下、ウズベキスタン）法人ENERSOK Foreign Enterprise LLC（プロジェクト会社）に対する民間金融機関からの融資について、保険の引受を行いました。

本プロジェクトは、ウズベキスタンの首都タシュケントから約150km南に位置するSyrdarya地区にて、プロジェクト会社が発電容量約1,600MWの天然ガス焚複合火力発電所を建設・所有・運営し、完工後25年間にわたり、ウズベキスタン国営送配電公社(JSC National Electricity Grid of Uzbekistan)に売電する事業です。

NEXIは、本プロジェクトがプロジェクトファイナンス形態で調達する資金（約805百万米ドル）のうち、株式会社みずほ銀行（みずほ銀行）、株式会社三井住友銀行（三井住友銀行）及びソシエテ・ジェネラル銀行東京支店による融資（約262百万米ドル）並びにみずほ銀行及び三井住友銀行が保証を提供する金利スワップ契約に対して保険を付保します。また、株式会社国際協力銀行（JBIC）と国際金融公社（IFC）も本プロジェクトへの融資を決定しています。

なお、本プロジェクトは2020年にNEXIとIFCとの間で締結された協力覚書に基づく、2件目のIFCとの協調案件です。

ウズベキスタン政府は、ウズベキスタンカーボンニュートラル計画及び電源開発計画において、2050年までにカーボン・

ニュートラルを達成する目標を掲げ、既存の従来型火力発電所の近代化に取り組んでいます。

この目標達成に向け、2020年～2030年にかけて老朽化した従来型火力電源を高効率ガス火力にリプレース・新設する計画を示しており、本プロジェクトも同政府方針に沿ったものです。

NEXIが本プロジェクトをファイナンス面から支援することにより、今後の日本企業の同国における事業機会の拡大、国際競争力の維持・向上につながる事が期待されます。

● 保険契約締結：2023年5月



写真提供：Enersok FE LLC

スウェーデン王国／Northvoltリチウムイオン電池製造工場拡張プロジェクト

本プロジェクトは、2016年にスウェーデン王国で設立されたNorthvolt ABが、同国北東部シェレフテオで進めるリチウムイオン電池のギガファクトリーの事業運営企業となるNorthvolt Ett AB(NV Ett)を通じ、現在建設中のリチウムイオン電池のギガファクトリー(第1・第2工場)の隣接地に、追加工場(第3・第4工場)を建設して電池生産能力を45GWhまで拡張するとともに、電池リサイクル工場を新設し、ヨーロッパ域内の自動車、トラック及び工作機器メーカー等向けにリチウムイオン電池を販売するものです。

本プロジェクトは、現地政府系金融機関、欧州・アジアの輸出信用機関(ECA)及び欧州投資銀行等を活用したプロジェクトファイナンスにより建設資金を調達する予定であり、NEXIは、このうち、アイエヌジーバンク エヌ・ヴィ東京支店(幹事行)、株式会社三井住友銀行、ドイツ銀行東京支店、シティバンク、エヌ・エイ東京支店及びスタンダードチャータード銀行東京支店による融資について保険の引受を決定しました。

NEXIは、2020年度にもNV Ettが前述の第1・第2工場に納入される日本企業による製造設備を見合いとする銀行団の

融資に対して融資保険を引き受けており、本プロジェクトにおいても引き続き日本企業による製造設備が納入される予定であり、2020年度の引受分と合わせ150百万米ドルの融資保険を引き受けるものです。

● 保険契約内諾：2023年12月



写真提供：Northvolt AB



台湾／Hai Long洋上風力発電案件

本プロジェクトは、三井物産株式会社がカナダのNorthland Power Inc. と共に出資する台湾法人Hai Long 2 Offshore Wind Power Co., Ltd. 及び Hai Long 3 Offshore Wind Power Co., Ltd.が、台湾南西部の彰化県沖において総発電容量1,022MW(設備容量ベース)の着床式洋上風力発電所の建設・操業・保守を行うものであり、発電された電力は長期売電契約(民間電力需要家向けを含む。)に基づき売電されます。

NEXIは、本プロジェクトにおいてプロジェクトファイナンスにより調達する協調融資総額のうち、株式会社三菱UFJ銀行、香港上海銀行東京支店、株式会社みずほ銀行、中國信託商業銀行東京支店、オーストラリア・ニュージーランド銀行東京支店、クレディ・アグリコル銀行東京支店、株式会社三井住友銀行、スタンダードチャータード銀行東京支店及びDBS銀行東京支店の計9行の民間金融機関による融資約270億台湾ドル(約1,230億円)に対して、保険の引受を行いました。また、株式会社国際協力銀行(JBIC)、カナダ輸出開発公社(EDC)、英国輸出信用保証局(UKEF)、ノルウェー輸出信用機関(Eksfin)、ベルギー輸出信用機関(Credendo)及びオーストラリア輸出金融公社(EFA)の6か国計7つの開発金融機関・輸出信用機関も本プロジェクトへの支援を決定しています。

台湾は、2022年3月に公表した2050年ネットゼロ排出ロードマップにおいて、2050年までに洋上風力発電の設備容量を40~55GWとする目標を掲げており、本プロジェクト

も同方針に沿ったもので、台湾にとって取組み意義の高い案件です。本プロジェクトは環境保全・気候変動対策への取組みとなることから、LEADイニシアティブの先導性要素のうち、ENVIRONMENT & ENERGYに合致するもので、環境イノベーション保険の適用案件でもあります。

NEXIが本プロジェクトをファイナンス面から支援することにより、台湾における今後の日本企業の事業機会の拡大、ひいては再生可能エネルギー開発を含めた国際競争力の維持・向上につながることが期待されます。

● 保険契約締結：2023年9月



写真提供：Northland Power Inc.

株式会社Nudesign / 落下傘エンジンの輸出

NEXIIは、東京都大田区の株式会社Nudesign(Nudesign)のオーストリア連邦向けの落下傘エンジン輸出について、貿易一般保険(個別)の引受を行いました。

Nudesignは2023年の設立以来、パラグライダーのエンジン設計、試作、製造及び卸売を手掛けている企業です。

今回、海外企業との取引における代金回収リスクに備えるため、貿易保険を利用することとなりました。

お客様の声

海外との取引は初回ではないものの、事業成長に伴い取引金額も大きくなってきたところ、貿易保険の利用によって取引を保障され、大変感謝しております。これからも是非利用させてください。

- 保険利用対象輸出金額：約1,700万円
- 保険契約締結：2024年2月



写真提供：株式会社Nudesign

晴海デリバリー株式会社 / 冷凍かば焼き鰻の輸出

NEXIIは、東京都中央区の晴海デリバリー株式会社(晴海デリバリー)のシンガポール向け冷凍かば焼き鰻の輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

晴海デリバリーは、豊富な海の幸を提供することを使命として、多種多様な水産物の供給に貢献する食品の加工・販売を行う企業です。

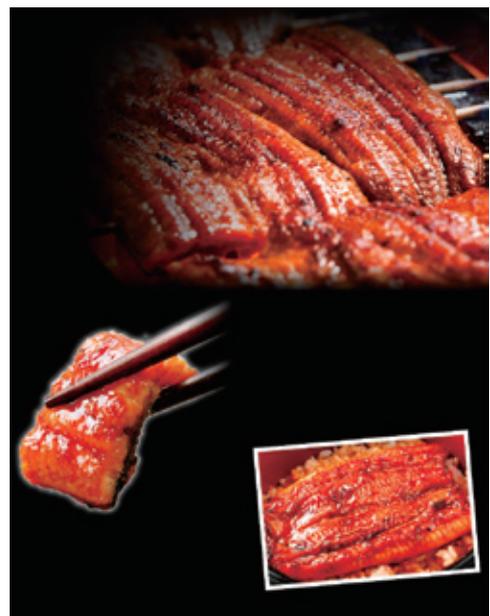
今回、シンガポールの取引先から後払い条件での引き合いがあったことを受け、貿易保険を活用して代金回収に係るリスクヘッジを図ることにより商談を成立させることができました。

お客様の声

昨今、販売代金を回収するリスクがあり、新規の取引先との商談は成立していませんでした。水産物を日本から海外へ輸出することよりも、販売代金を回収する方が大きなリスクとなっております。

そのような中、販売代金の95%がカバーされる貿易保険を利用することでリスク回避ができる安心感があり、積極的な営業活動を行うことができました。ありがとうございます。

- 保険利用対象輸出金額：約400万円
- 保険契約締結：2023年7月



写真提供：晴海デリバリー株式会社

主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)

NEXIは、2011年度に「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」、2022年度には独立行政法人中小企業基盤整備機構及び株式会社日本政策金融公庫との間で「海外ビジネス支援パッケージ」を構築しています。これらの支援スキームを通じてそれぞれの提携先機関の強みを生かし、全国の中堅・中小企業の海外展開のリスクヘッジのツールとして貿易保険を提供しています。以下の事例は提携先からの紹介による貿易保険の利用実績です。

株式会社神奈川／バッテリー部材輸出

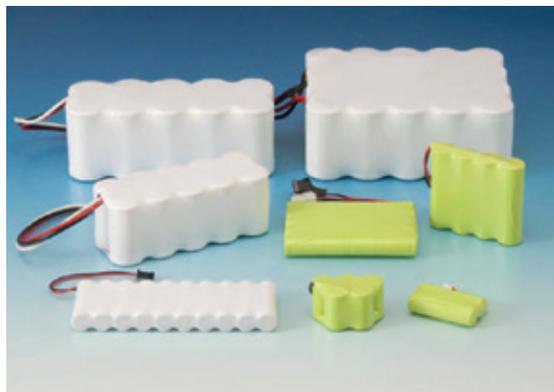
NEXIは、株式会社神奈川(神奈川)の中華人民共和国向けのバッテリー部材輸出取引について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

神奈川は、1968年に東京都港区に設立した産業用電気機器卸業を営む企業であり、バッテリー部材の販売を主力事業としています。

神奈川は、既に取引のあった相手先との輸出契約の締結に当たり、輸出代金回収不能リスクをヘッジすべく、貿易保険の利用に至りました。

貿易保険の提案を通じて、NEXIは日本企業が抱える海外展開時の不安を軽減し、対外取引に係る積極的なリスクヘッジを実現していく方針です。

- 保険利用対象輸出金額：約2,100万円
- 保険契約締結：2024年1月
- 提携金融機関：大阪シティ信用金庫
(中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク)



写真提供：株式会社神奈川

株式会社吉村秀雄商店／リキュール輸出

NEXIは、和歌山県の株式会社吉村秀雄商店(吉村秀雄商店)のフランス向けのリキュールの輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

吉村秀雄商店は1915年の設立以来、紀ノ川の伏流水を利用したこだわりの日本酒を製造、販売しており、近年では国内外問わず和歌山日本酒の普及推進に貢献している企業です。

今回、海外企業との取引における代金回収リスクの軽減策として、貿易保険を利用することとなりました。

「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」に参画する全国の信用金庫及び地方金融機関等との連携を強化し、NEXIはこれからも農林水産物・食品の輸出拡大に果敢に取り組む企業の皆様に貿易保険によるリスクヘッジを提案してまいります。

- 保険利用対象輸出金額：約37万円
- 保険契約締結：2023年8月
- 提携金融機関：紀陽銀行
(中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク)



写真提供：株式会社吉村秀雄商店

オーテック株式会社／自動車機器用コネクター輸出

NEXIは、神奈川県のアートック株式会社（アートック）のインドネシア共和国向けの自動車機器用コネクター輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

アートックは、1995年に設立以来、自動車向けコネクターを中心とした電子部品を販売しており、各国のパートナーと協力し、ビジネス環境の変化・お客様のニーズに合わせて、最適な製品、ソリューション、技術サポートが一体となったサービスを国内外のお客様へ提供しています。

今回、新規取引を開始する企業との代金回収リスクに備えるため、貿易保険を利用することとなりました。

NEXIの貿易保険の利用により、日本企業の社内与信管理強化を支えるとともに、海外のパートナーとの安定的な取引継続を実現しています。

- 保険利用対象輸出金額：約900万円
- 保険契約締結：2023年7月
- 提携金融機関：城南信用金庫
(中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク)



写真提供：アートック株式会社

株式会社高岡／座布団などの輸出

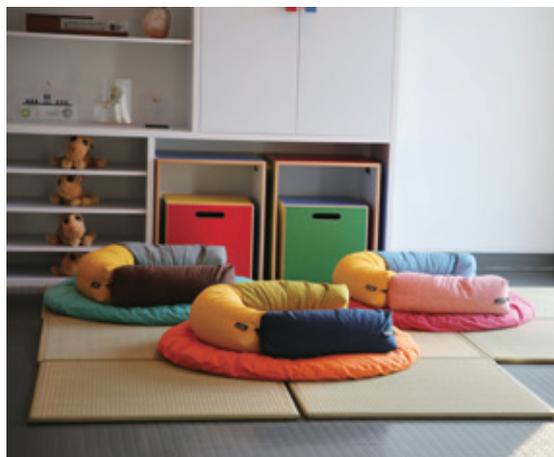
NEXIは、株式会社高岡（高岡）のオマーン国（以下、オマーン）向けの座布団などの輸出取引について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

高岡は、1919年に京都府京都市に設立した座布団や布団の製造・販売業を営む企業です。現在は、座布団や布団作りの技を生かした寛具（かんぐ＝くつろぐ道具）を主力事業とし、海外は主にECを利用して、北米市場を中心に世界各地の個人向けに輸出を行っており、2023年に初めてオマーンの法人向けの輸出を行いました。

高岡は、新規取引先との輸出契約の締結に当たり、輸出代金回収不能リスクの回避のため、貿易保険を利用することとなりました。

NEXIは、提携機関との連携により貿易保険の認知度を高め、その利用を促進することで、海外の市場開拓を行う中堅・中小企業の対外取引のリスク軽減に貢献してまいります。

- 保険利用対象輸出金額：約130万円
- 保険契約締結：2023年7月
- 提携金融機関：日本政策金融公庫
(海外ビジネス支援パッケージ)



写真提供：株式会社高岡

株式会社高儀ホールディングス／手のこぎり輸出

NEXIは、新潟県三条市の株式会社高儀ホールディングス(高儀ホールディングス)のアメリカ合衆国向けの手のこぎりの輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

高儀ホールディングスは1866年創業以来、建築用工具や家庭用工具等の企画、製造、販売まで一貫して手掛けている企業です。「道具で世界に笑顔を。」というビジョンの下、製品づくりを通じた社会貢献を目指しています。

今回、海外企業との取引における代金回収リスクヘッジのため、貿易保険を利用することとなりました。

お客様の声

取引先より支払条件変更の強い要望があり交渉を重ねていたところ、最終的に貿易保険を活用することで、良好な取引関係を維持しながら取引先の要望に沿って円滑に条件変更に合意することができました。

- 保険利用対象輸出金額：約400万円
- 保険契約締結：2023年9月
- 提携金融機関：第四北越銀行
(中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク)



写真提供：株式会社高儀ホールディングス

日本デリバリーサービス株式会社／デニム輸出

NEXIは、広島県福山市の日本デリバリーサービス株式会社(日本デリバリーサービス)のアメリカ合衆国向けのデニムの輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

日本デリバリーサービスは1987年の設立以来、アパレルOEM製造のほか、産地の技術を使って社会課題の解決に取り組むファクトリーブランド事業も行う企業です。「お客様を魅了する製品を作り出し、心の満足と幸福を提供する」というビジョンの下、製品づくりを行っています。

今回、海外企業との取引における代金回収リスクの回避策として、貿易保険を利用することとなりました。

お客様の声

貿易保険の利用を開始してより安心して海外取引ができるようになりました。

- 保険利用対象輸出金額：1,800万円
- 保険契約締結：2024年2月
- 提携機関：独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
広島貿易情報センター



写真提供：日本デリバリーサービス株式会社



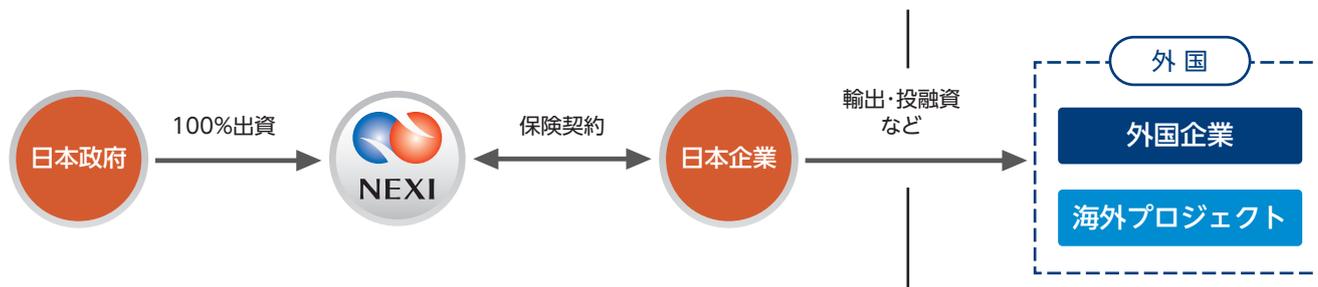
保険商品

貿易保険制度の仕組み	46
保険商品	47
貿易保険手続の流れ	56
TOPICS	60

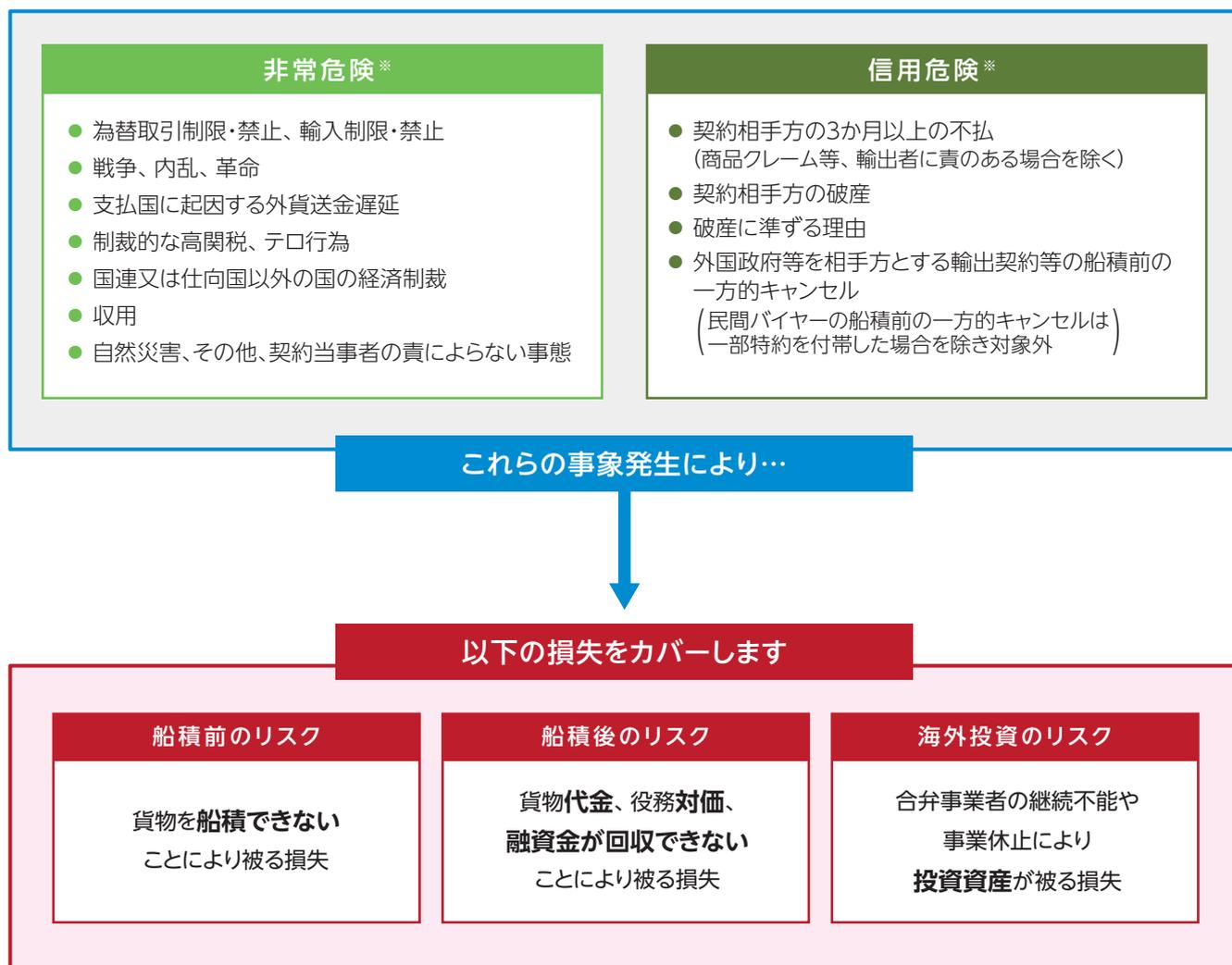


貿易保険制度の仕組み

貿易保険は、企業の貿易等の対外取引において生じる民間保険ではカバーできないリスクをカバーする保険です。貿易保険の目的は、貿易取引や海外投資を行う際に付随するリスクを軽減し、企業の海外展開を促進することです。



貿易保険は、以下のようなリスクの発生により企業等が被る損失をカバーします。



※ **非常危険** 契約当事者の責任ではない不可抗力的なリスク (Country Risk, Political Riskともいう)

※ **信用危険** 海外の契約相手方の責任に帰せられるリスク (Commercial Risk, Credit Riskともいう)

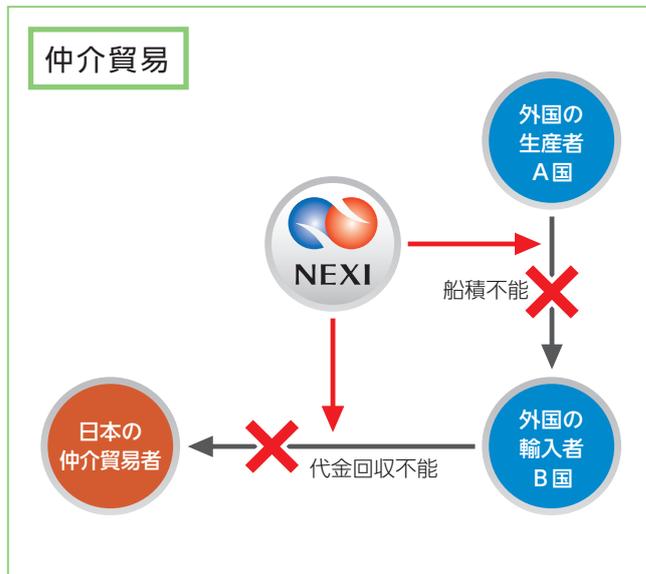
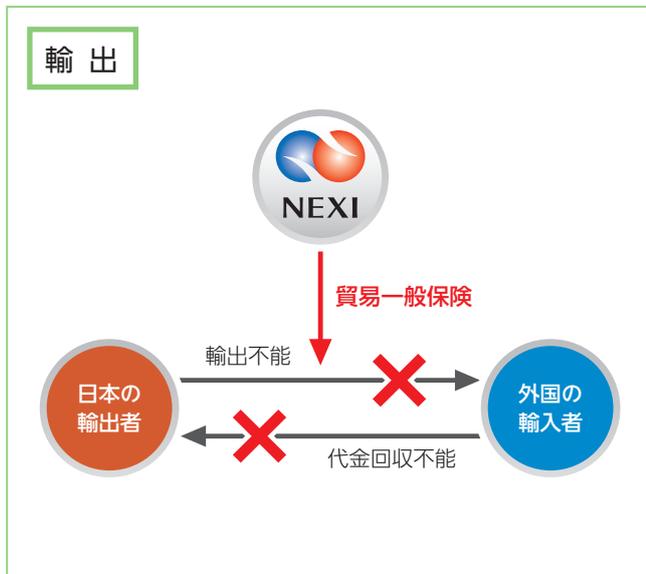


貿易一般保険

■ 輸出・仲介貿易・技術提供のための保険

日本の輸出者等が外国に貨物を輸出、仲介貿易、建設工事等技術提供する場合に、①戦争や革命、テロ、輸入制限・禁止、自然災害といった不可抗力や②取引先の

破産等によって船積できないことによる損失、貨物を船積又は技術を提供した後に代金回収不能となる損失をカバーします。



※ 保険の引受形態は、輸出・仲介貿易・技術提供の契約ごとに引き受ける個別保険（「貿易一般保険（個別保険）」）の他、貨物や企業等の単位で対象となるすべての契約を包括的に引き受ける包括保険（「貿易一般保険（企業総合保険）」等）があります。

■ ライセンス輸出のための保険（知的財産権等ライセンス保険）

日本の企業が外国の企業に特許・ノウハウ・著作権等を提供する場合に、①戦争等の不可抗力や②取引先の破産や

支払遅延により、ロイヤリティ等のライセンス料が回収不能となった損失をカバーします。

外国パビリオン建設案件向け専用商品（万博貿易保険）

大阪・関西万博の外国パビリオン建設案件向けの専用商品（通称「万博貿易保険*」）です。大阪・関西万博の外国パビリオン建設等を行う日本企業に対し、低廉な保険料

から貿易一般保険（技術提供契約等）を提供します。建設工事等における確認済みの対価を回収することができないことによる損失をカバーします。

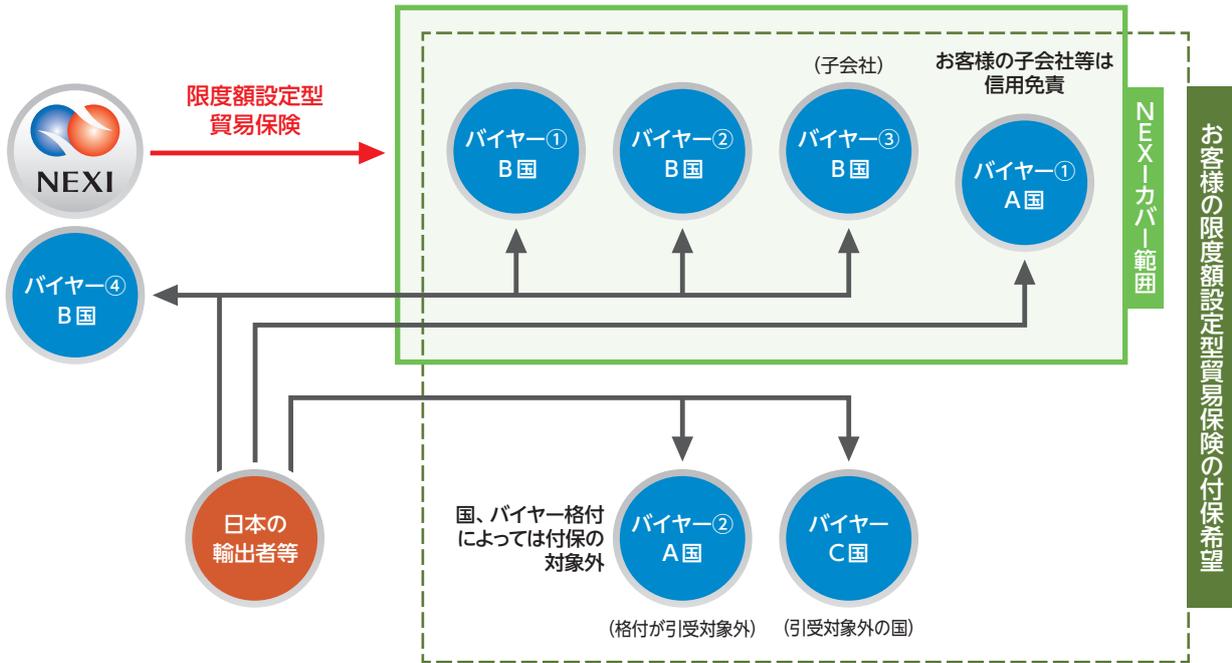
※ 原則として、受注した外国パビリオン建設案件すべてについて包括的に保険を利用いただくことを想定していますが、特定案件のみカバーしたい場合は、個別保険として利用いただくことも可能です。なお、本保険は既に外国パビリオン建設契約を締結済の案件についても、利用いただけます。取引スキームはP.28をご参照ください。

限度額設定型貿易保険

■ 特定のバイヤーと継続的に取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が製品等を継続的に供給する輸出契約等を締結するバイヤーを選んで、そのバイヤーと1年間に見込まれる取引額から、自ら事故の際の保険金支払限度額を設定して保険契約を締結するものです。

この保険は輸出契約ごとに保険を申し込む必要はなく、保険契約期間（1年間）中に締結した一定の条件を満たした輸出契約等について自動的に保険関係が成立するため、手続が非常に簡素化されていることが特徴です。
※ 保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。

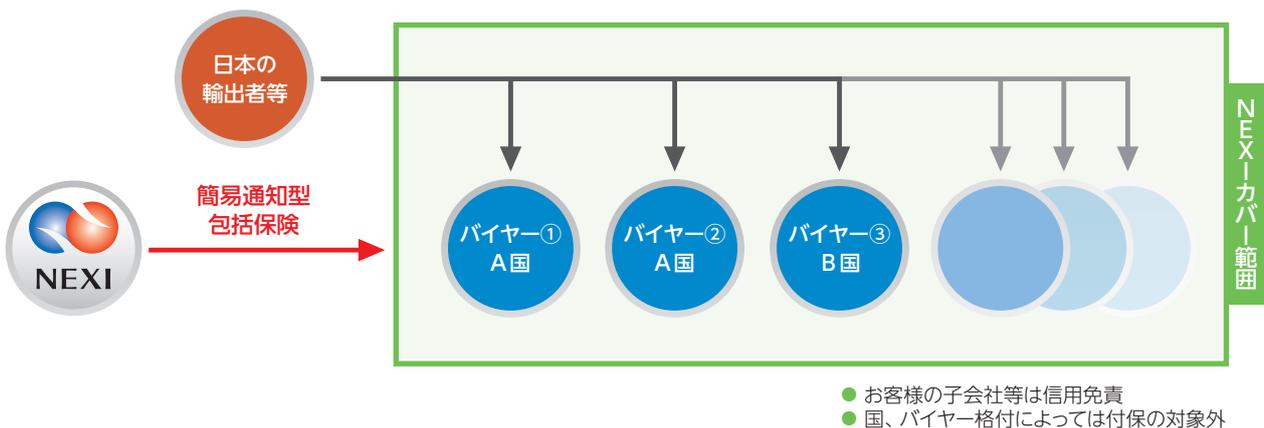


簡易通知型包括保険

■ 複数のバイヤーと継続的かつ反復的な取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が締結する一定の条件を満たした輸出契約等を包括的に引き受ける年間契約の保険で、輸出契約等に基づき船積を行った代金額等を船積月の翌月末までにまとめて通知することで保険関係が成立します。

輸出契約ごとに保険を申し込む必要はなく、また船積実施後の通知となることから保険契約の内容変更手続が生じることが少ないため、他の保険種に比べ事務手続が簡素化されていることが特徴です。
※ 保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。

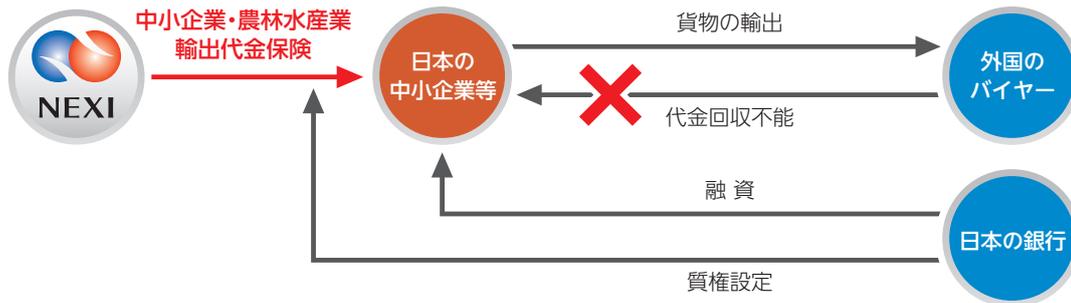


中小企業・農林水産業輸出代金保険

■ 中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出のための保険

日本の中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出を支援するための保険です。輸出代金の回収不能による損失をカバーし、簡素化された保険申込手続、迅速な保険金支払等、利用者の皆様のニーズに合わせた商品

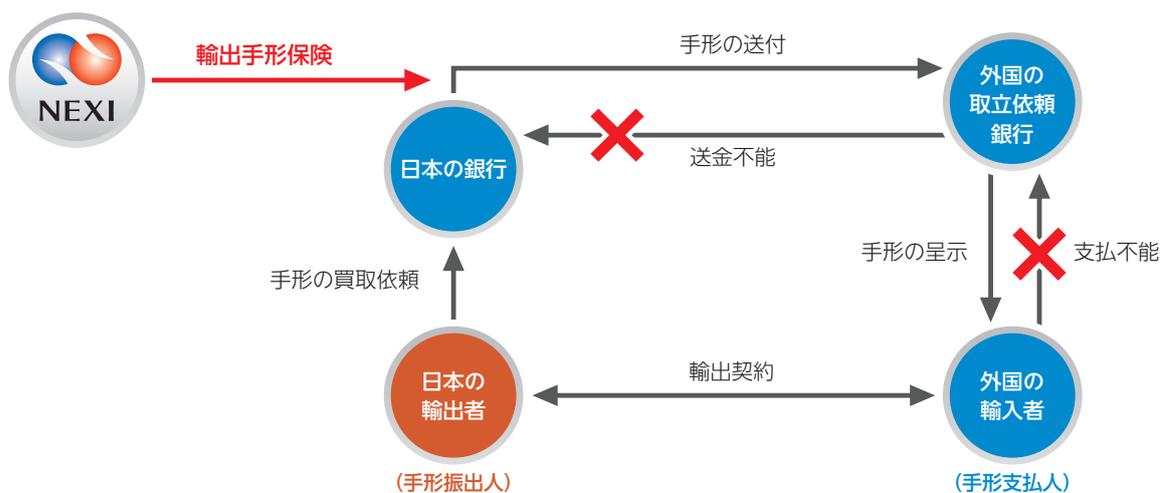
内容となっています。また、この保険は、銀行から融資を受ける中堅・中小企業及び農林水産業従事者が保険契約の申込みと保険金請求権等への質権の設定の手続を同時に行うことが可能な商品です。



輸出手形保険

この保険は、主として信用状を伴わない荷為替手形を買取った銀行に対しバイヤーの満期不払等のリスクをカバーすることにより、銀行による荷為替手形の買取りが円滑に行われるようにするための保険です。日本の銀行が、輸出代金の回収のために振り出された荷為替手形を

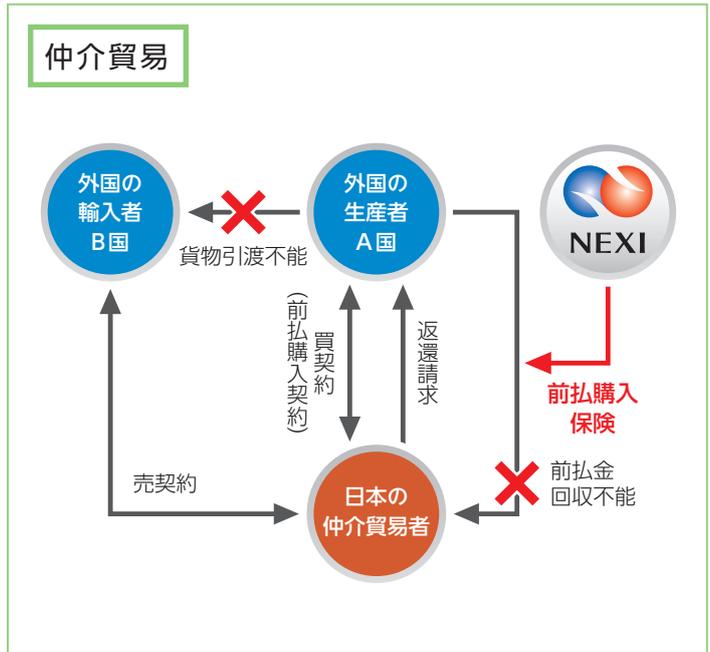
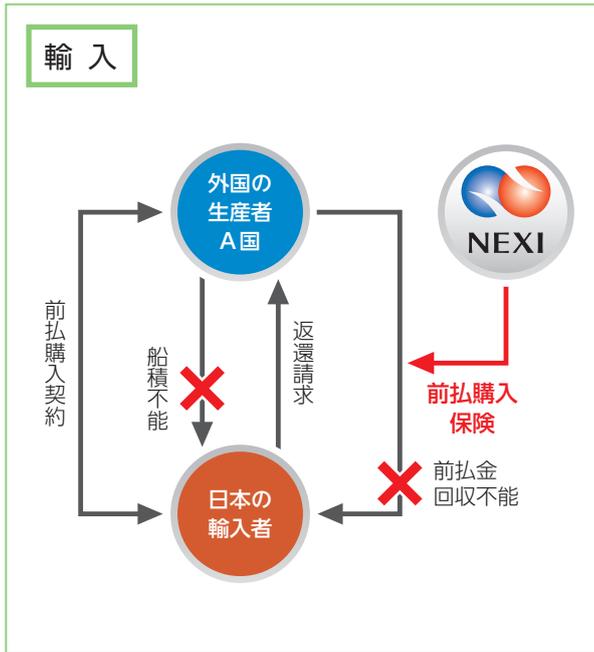
買取った場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や②外国の輸入者の破産等によって、その手形が不払になり資金の回収ができないことによる損失をカバーします。



前払購入保険

日本の企業が、前払で外国から貨物を購入する契約を締結したものの、貨物が契約どおりに日本又は他の外国の地域へ引き渡されなかった場合に、あらかじめ前払購入契約で定めた返還条件に基づいて前払金の返還請求を

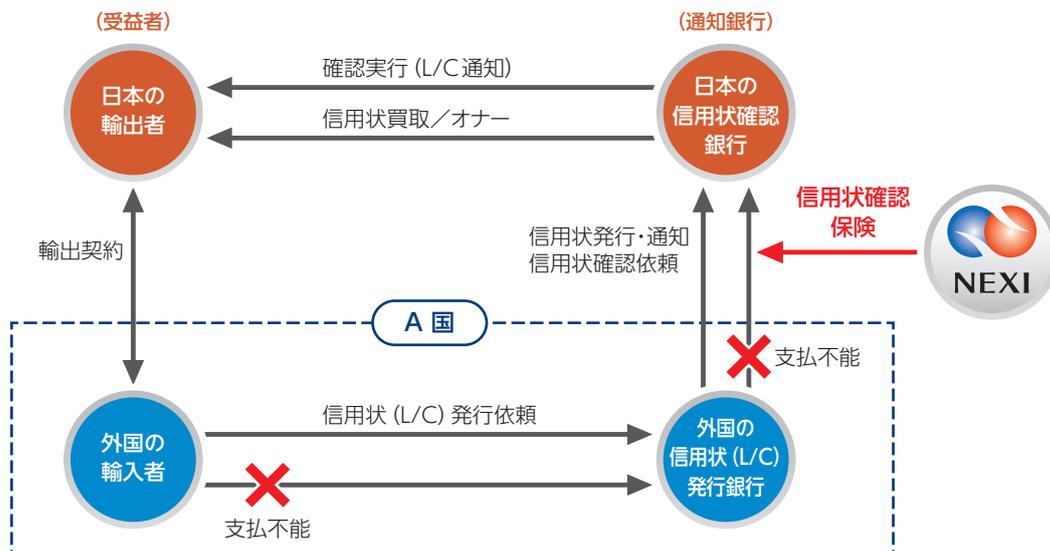
したにもかかわらず、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、②相手方の破産、債務の履行遅滞によって、当該前払金の返還を受けることができないことによる損失をカバーします。



信用状確認保険

輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の代金等の決済に係る信用状について確認を行った金融機関を被保険者とする保険です。信用状確認銀行が確認信用状に

基づいて日本の輸出者等への支払を行った後、当該信用状の発行銀行から支払を受けるべき期限内に支払が行われないことによる損失をカバーします。

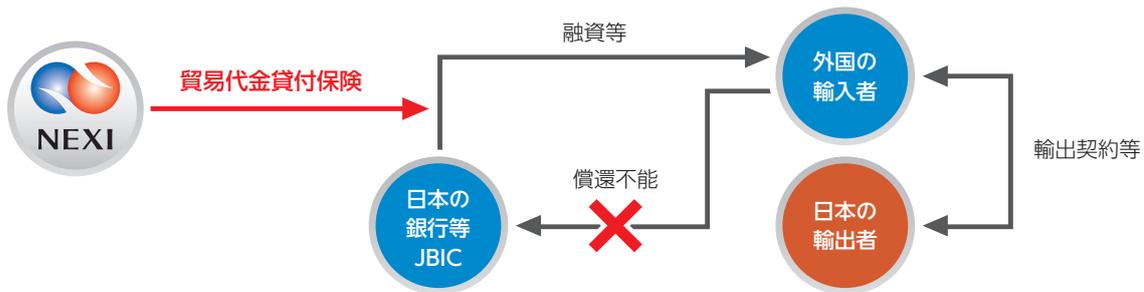


貿易代金貸付保険

■ 輸出代金等の融資等のための保険 (バイヤーズ・クレジット)

日本の銀行等*が、日本からの貨物の購入資金を外国の輸入者に融資等 (債券の購入及び保証債務の負担も含みます。) した場合に、① 戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、② 融資先の破産や債務の履行遅滞に

よって、貸付金等が償還不能となることによる損失をカバーします。ただし、貸付契約等は、国際ルールに従ったものでなくてはなりません。



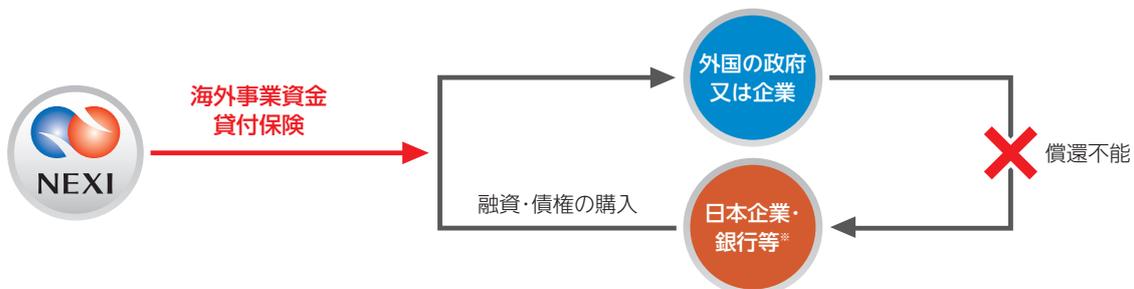
*日本の銀行は、国際協力銀行 (JBIC) と協調して融資等を行い、NEXIは民間銀行の融資等について貿易保険でカバーします。

海外事業資金貸付保険

■ 事業資金の融資又は債券の購入のための保険 (貸付金債権等)

日本の企業・銀行等*が、本邦外で行われるプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金 (日本からの輸出に結びつかない資金) を融資した場合、又は外国の政府や企業が事業に必要な資金を調達するために発行

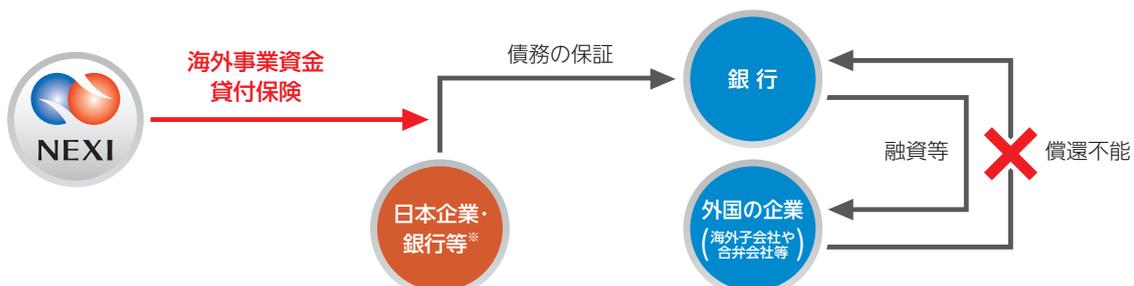
した債券を購入した場合に、① 戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、② 融資先等の破産や債務の履行遅滞によって、貸付金等の償還が受けられないことによる損失をカバーします。



■ 債務保証のための保険 (保証債務)

日本の企業・銀行等*が、海外子会社や外国政府、企業の事業資金の借入金等に係る保証債務を負担した場合に、借入人である当該海外子会社や外国政府、企業が、

① 戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、② 破産等によって債務不履行を発生させたために、保証債務を履行したことによる損失をカバーします。



*我が国の対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業 (重要な資源の取得促進や本邦企業の競争力を促進する事業等) については外国の企業・銀行等も対象となる場合があります。

保険商品

NEXIは、各種取組みや新商品開発等を通じ、インフラシステム海外展開や我が国の資源エネルギーの安定供給確保の他、様々な日本政府の政策に貢献しています。

環境イノベーション保険

再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業及び地球環境保全に資する新技術を活用する事業を対象とする貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険を環境イノベーション保険といいます。

なお、この保険は、日本からの輸出者、当該プロジェ

クトを実施する日本企業等やファイナンスを供与する金融機関が、環境保全・気候変動対策分野に係る情報開示を積極的に進める場合は、通常の融資保険に比べて高い信用付保率（97.5%）を適用することができます。

LEADイニシアティブ

環境イノベーション保険等を通じたカーボンニュートラルへの貢献やデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決

やSDGs達成に貢献する案件については、先導性要素（LEADエレメント）を認定し、積極的な融資保険の引受を行います。

※ LEADエレメントは以下に例示される分野で適用されます。

LEADING TECHNOLOGIES & BUSINESSES (新分野や新規顧客の開拓等、日本企業の事業拡大に資する案件)

ENVIRONMENT & ENERGY (再エネ・脱炭素関連分野案件)

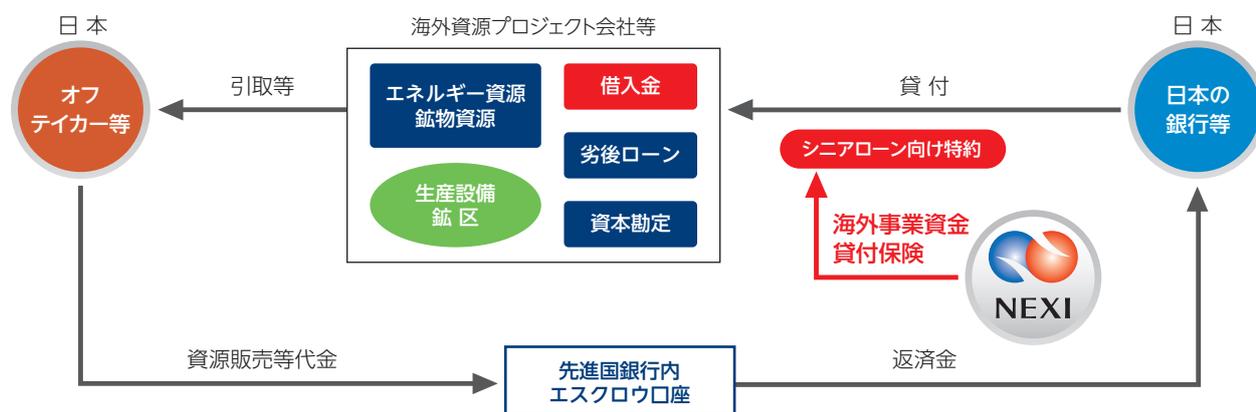
ALLIANCE (外国政府や外国企業、国際機関等とのパートナーシップ構築に資する案件)

DEVELOPMENT (社会課題解決-SDGs達成への貢献等により、我が国のプレゼンス向上が期待できる案件)

資源エネルギー総合保険

海外からの安定的な資源供給の確保に係る取組みを抜本的に強化するために、資源エネルギー案件のリスクの特性を踏まえ、通常の海外事業資金貸付保険に比べて大幅に低い料率、幅広いリスクのてん補範囲等を実現する保険です。資源エネルギー総合保険は、海外事業資金貸付保険に特約を付すことで適用されます。

日本の企業・銀行等が、資源開発に資するプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金（日本からの輸出に結びつかない資金）を融資した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②融資先等の破産や不払によって、貸付金の返済や償還が受けられない損失をカバーします。



- 本邦事業者によるエネルギー資源・鉱物資源の引取、権益取得又は関連インフラ整備案件*向けに、日本の銀行等が供与するシニアローンが対象となります。

※ 本邦を最終需要地とする引取案件以外は、本邦から当該エネルギー資源等の引き合いを受けた場合に、本邦に振り向けられる蓋然性が高いと判断できる案件に適用されます。

- 通常の海外事業資金貸付保険に比べて低い料率が適用されるのは、先進国銀行内にエスクロウ口座が開設されることが条件となります。先進国銀行内にエスクロウ口座が開設されない場合、通常の海外事業資金貸付保険の料率となりますが、信用付保率は97.5%が適用されます。

リボルビング・クレジット・ファシリティ特約 (RCF特約)

日本の企業・銀行等が、リボルビング・クレジット・ファシリティ (RCF) 契約に基づく海外事業資金貸付を行う場合に、① 戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、② 融資先の破産や

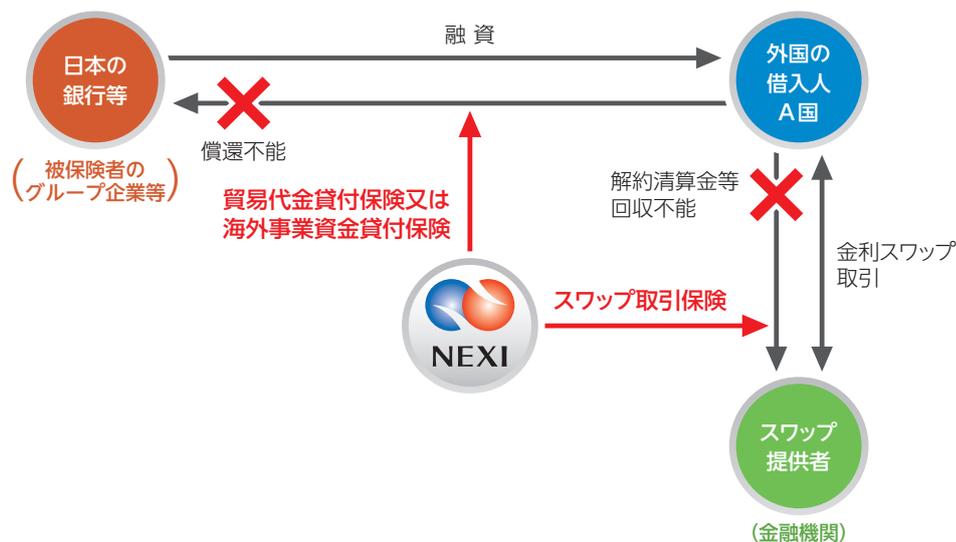
不払によって、RCF契約上の貸付金の返済や償還が受けられないことによる損失をカバーします。極度枠内で資金貸付及び返済が繰り返し行われるという特徴的な融資形態に合わせた特約となっています。

スワップ取引保険

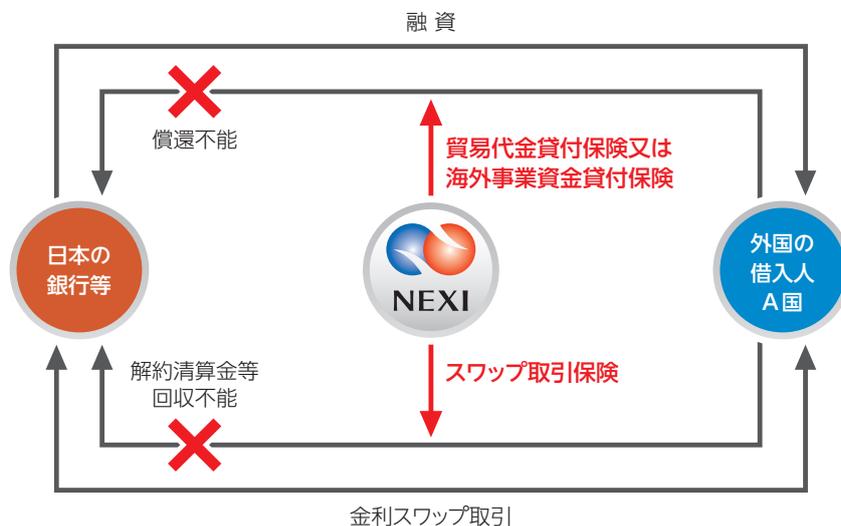
融資契約に係る金利支払に関して金利スワップ取引がアレンジされている場合において、金利スワップ取引の解約清算金等の回収不能が発生したことによる損失をカバーします。

ただし、スワップ取引保険の利用に当たっては、金利スワップ取引の対象となる貿易代金貸付又は海外事業資金貸付について、貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険も併せて利用いただく必要があります。

● 融資契約の日本の銀行等とスワップ提供者が異なる場合



● 融資契約の日本の銀行等とスワップ提供者が同一である場合

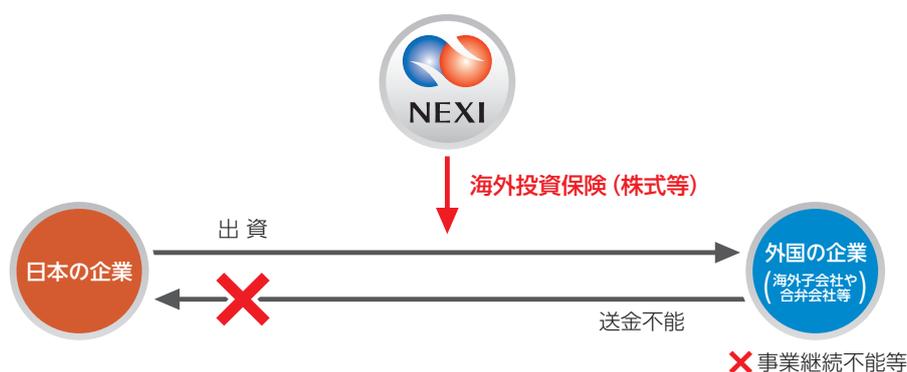


海外投資保険

■ 出資に対する保険 (株式等)

日本の企業が、海外で子会社や合併会社を設立した場合に、戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって、その会社が事業を継続できなくなること等による損失をカバーします。また、日本の企業が出資した子会社が、同一国内又は第三国でそれぞれ複数の事業会社を孫会社として設立して事業を展開した場合に

おいて、そのいずれかの孫会社が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続することができなくなったときは、(他の孫会社が事業を行っていても) 当該孫会社が事業を継続できなくなることによる損失をカバーします。

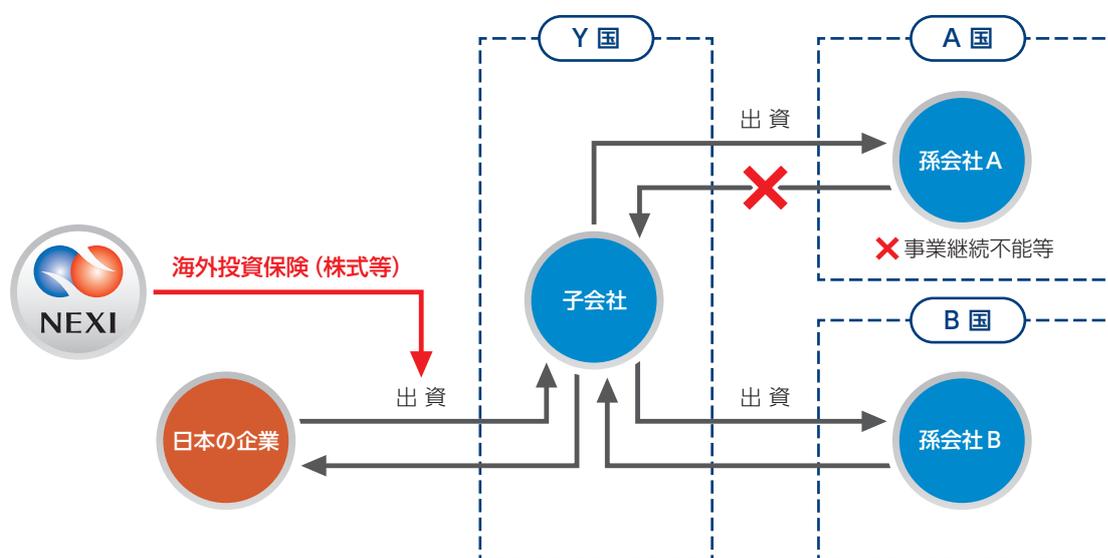


※ 資源権益の確保に伴い事業者が支払うこととなるプレミアム分 (いわゆる「のれん代等」) についても海外投資保険の対象とすることができます。

※ 海外投資保険には上記の出資に対する保険 (株式等) 以外に権利等の取得に対する保険 (不動産等) もあります。

上記の他、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止により配当金を日本又は子会社等の所在国に送金できないことによる損失もカバーします。

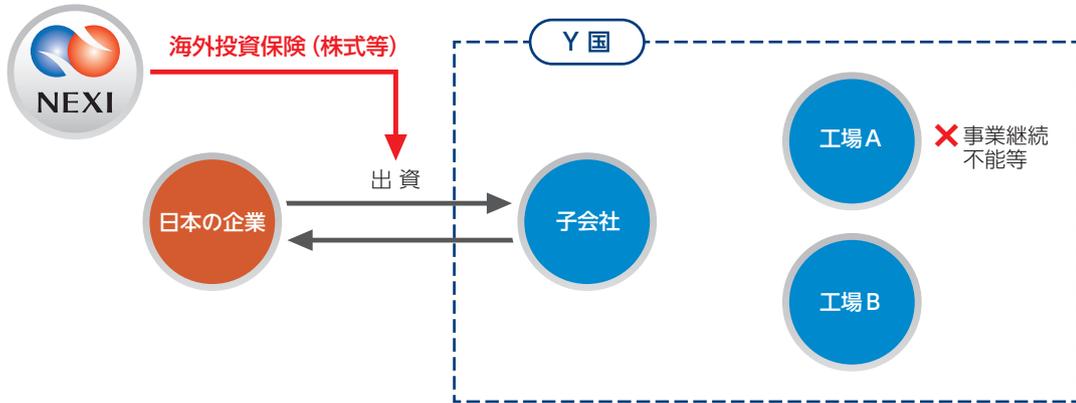
本保険では、特約を付すことでより広範囲のリスクをカバーすることができます。



■ 事業拠点等特約

日本の企業が出資した子会社が、子会社と同一の国内で複数の事業拠点を有する場合において、そのいずれかの事業拠点が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続することができなくなった

ときは、(他の事業拠点が事業を行っていても) その事業拠点が事業を継続できなくなることによる損失もカバーします。

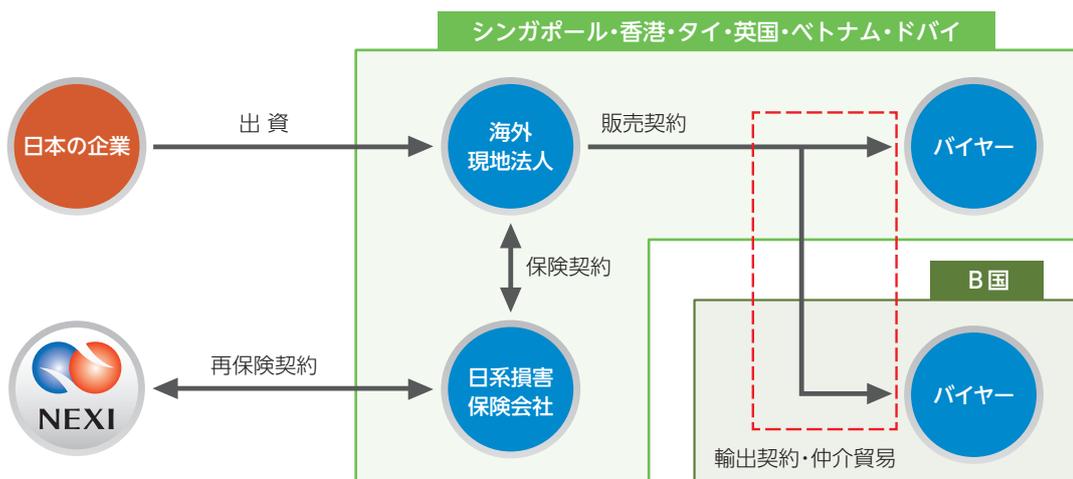


フロンティング

シンガポール・香港・タイ・英国・ベトナム・アラブ首長国連邦 (ドバイ) の日系企業が、同国内外のバイヤー向けに製品等を継続的に販売する輸出契約等について、1年間の取引額に対して保険金支払限度額を設定し、主にバイヤーの破産や支払遅延によって代金回収不能

となる損失をてん補します。

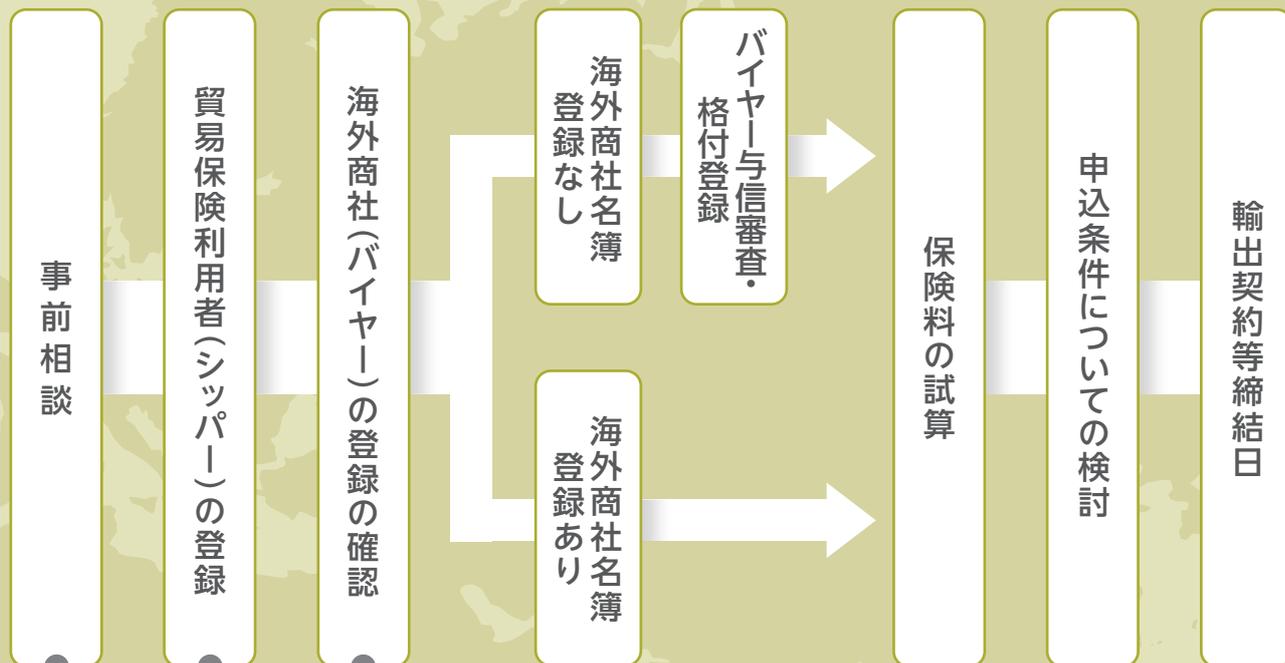
NEXIは再保険の形で関与し、現地の日系損害保険会社を通じて保険商品を販売することから「フロンティング」と呼んでいます。



貿易保険手続の流れ

保険の申込手続

この図は、貿易一般保険（個別）を例にしたイメージ図です。 ※保険種によって異なる場合があります。



事前相談

審査などに時間を要する場合がありますので、時間に余裕を持ってご相談ください。

特に、償還期間が2年以上となる融資契約や海外投資等については、契約内容を個別に審査して引受可否を判断することになりますので、お取引検討の初期段階からご相談ください。

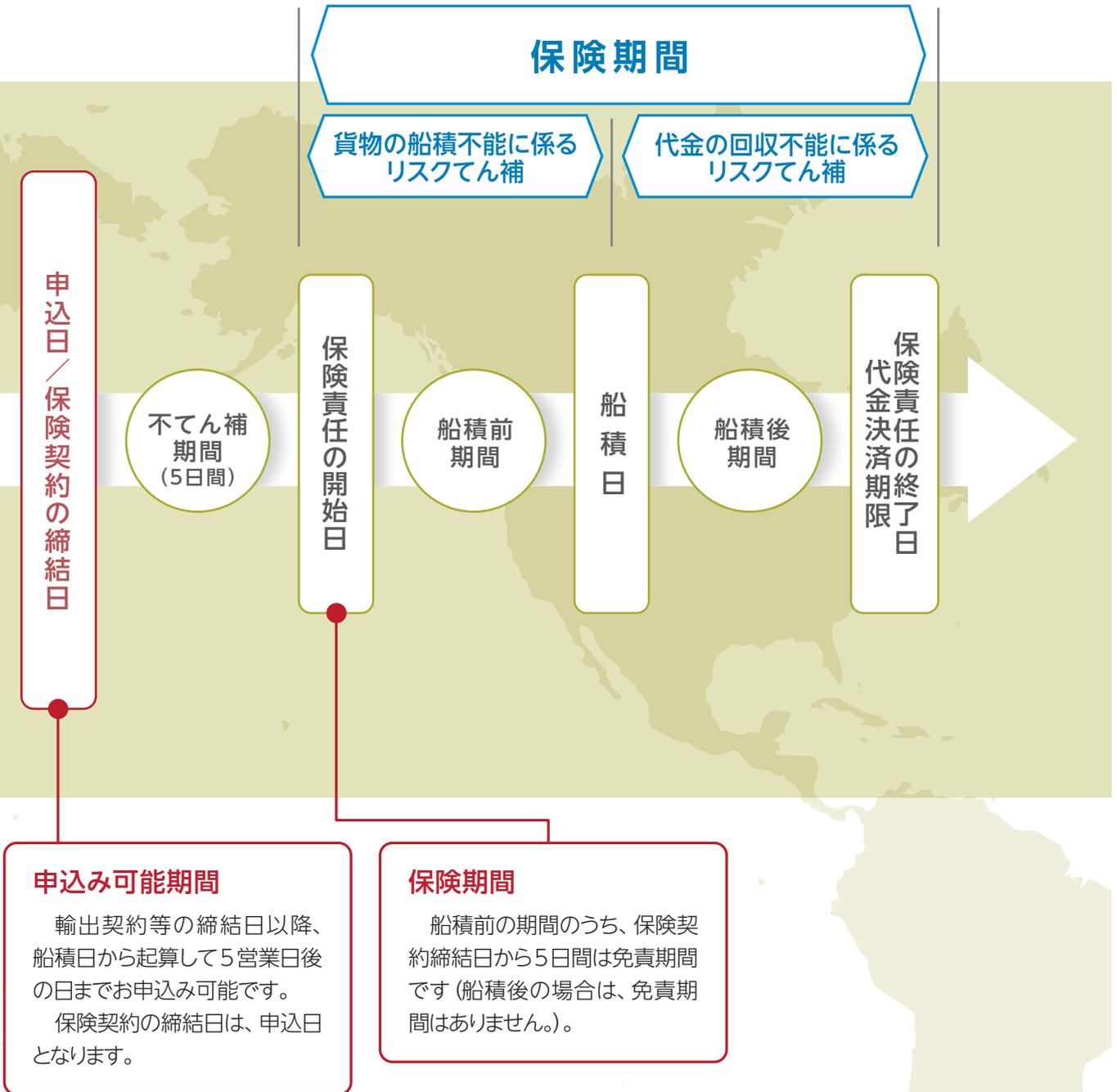
貿易保険利用者(シッパー)・Webユーザー登録

貿易保険を初めてご利用される場合、保険申込みの前に保険利用者及びWebユーザーのご登録（無料）をいただきます。

※既に貿易保険利用者のご登録済みの場合で、WebユーザーIDをお持ちでない場合は、Webユーザー登録をお申込みください。

海外商社(バイヤー)の登録

貿易保険のお申込み前にお取引の相手方（輸出契約等の相手方又は支払人を指し、保証銀行を含みます。以下「海外商社(バイヤー)」といいます。）が海外商社名簿に登録されているか確認します。登録がない場合は、当該海外商社(バイヤー)の与信審査・格付登録の手続をご案内します。



Webユーザーページでできること

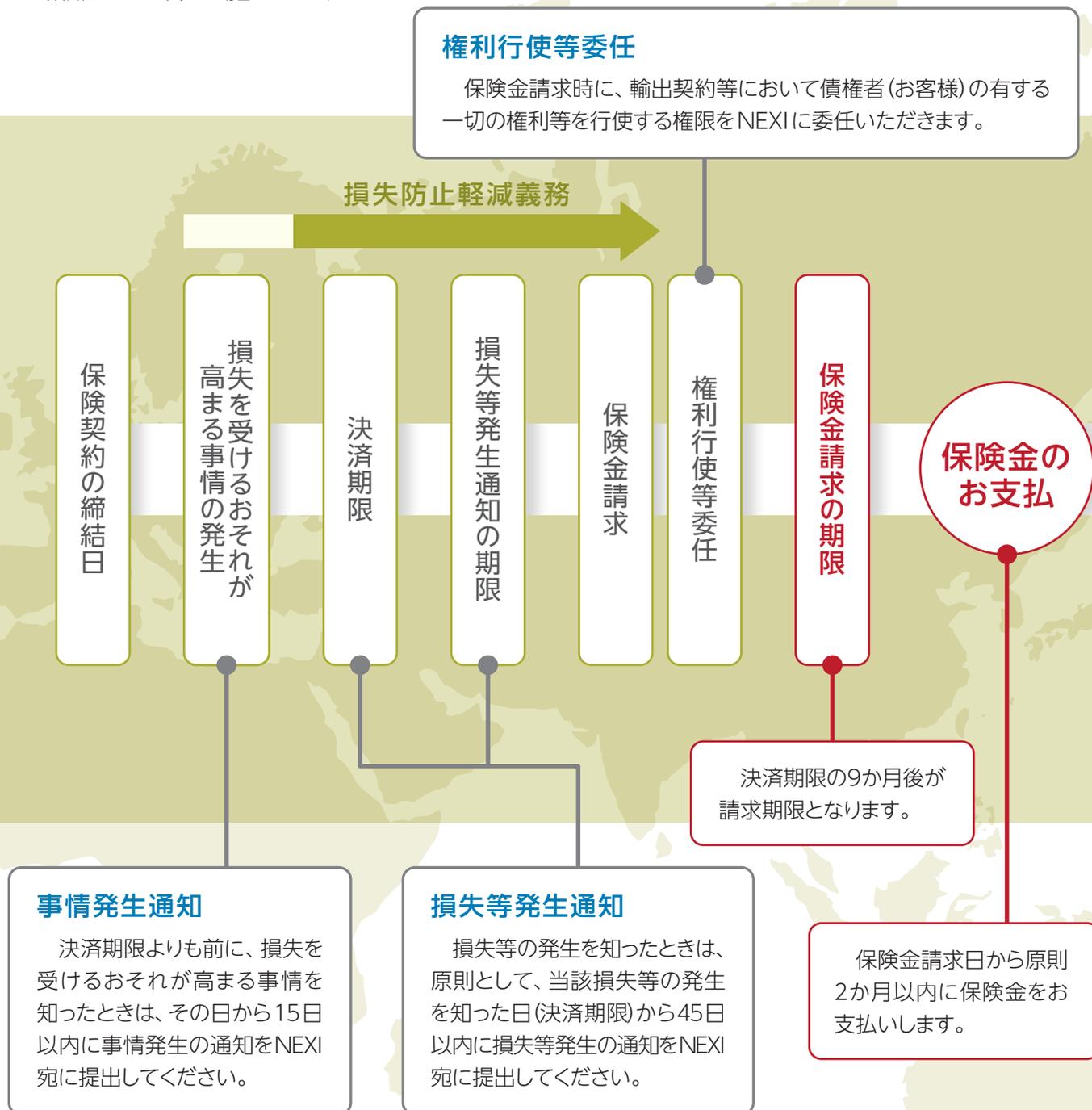
Webユーザー登録をお申込みいただきますと、WebユーザーIDが発行され、ユーザーページのご利用が可能になります。ユーザーページでは、海外商社(バイヤー)検索、保険料試算等のサービスを無料でご利用いただけます。また、海外商社登録や貿易保険(一部の保険種を除きます。)の各種お手続きが可能です。

貿易保険手続の流れ

保険金支払の手続

この図は、貿易一般保険（個別）の代金回収不能の事故を例にしたイメージ図です。

※保険種によって異なる場合があります。



債権回収の一手段としての「パリクラブ」

パリクラブ (Paris Club) は債務国の債務救済を協議するために、主要債権国政府が集まって議論する会議です。1956年の発足以来、法的拘束力のない緩やかな集まりとして、「パリクラブの原則」に基づき活動しています。

パリクラブでは、債務支払が困難に陥った債務国政府とその債権国政府の代表が債務救済（リスケジュール等）について協議をしています。パリクラブ回収の期間は長期間にわたる傾向がありますが、パリクラブ協議のメリットは、対外債務の支払に十分な外貨を持ち合わせていない債務国から、債権国間の公平性を確保しながら確実に債権を回収することができる点にあります。



回収方針の策定
 保険金請求後の回収方針の策定はNEXIが行います。

回収実施の主体

- NEXIの提携するサービス（債権回収業者）
- 被保険者（お客様）
- NEXI及び日本政府（パリクラブ等での相手方政府との交渉）

回収協力義務

- 回収に必要な措置の実施をNEXIより被保険者（お客様）に指示した場合は、被保険者（お客様）にはその指示に従う（回収協力）義務があります。
- 「NEXIの提携するサービス」が回収の実施主体となるケースでも、被保険者（お客様）に協力をお願いすることがあります。

貿易保険の広報活動 (展示会・セミナーなどへの出展・講師派遣)

NEXIでは、貿易保険制度の認知度向上及び利用促進に向けて、貿易保険の広報活動を積極的に行っています。コロナ禍を乗り越えた2023年度は、各地で対面型の展示会やセミナーの開催が増えており、NEXIからも支援機関としての積極的な出展や講師派遣などを通じて、貿易保険の普及活動に力を入れています。

展示会への出展

NEXIは、海外ビジネスEXPO2023北海道、東京ビッグサイトで行われた第7回“日本の食品”輸出EXPOや第16回アグリフードEXPO東京、海外ビジネスEXPO 2023大阪、11th 沖縄大交易会2023など、各地で開催された大規模展示会に支援機関として相談ブースを設け、ご来場者の方々に、資料配布や貿易保険の説明を行うなどの積極的な広報活動を実施しました。



海外ビジネスEXPO2023北海道への出展の様子



11th 沖縄大交易会2023の会場風景

セミナーへの講師派遣

NEXIは、提携機関のご要請等によりセミナーに講師を派遣し、貿易保険制度の紹介を行っております。2023年度は、農林水産省北海道農政事務所主催のGFP北海道輸出セミナー&商談会 in 札幌や、海外ビジネス支援パッケージの提携先である日本政策金融公庫の各支店が行っている海外展開セミナー等への講師派遣等を通じて、具体例を交えた貿易保険の有効な活用方法などをご紹介しました。



GFP北海道輸出セミナー&商談会 in 札幌での登壇の様子



NEXI概要・組織運営

法人概要	62
経営計画	64
業務運営・管理体制	66
組織図	70
所在地	71
TOPICS	72

法人概要

名 称	株式会社日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance)																
設立年月日	2017年4月1日																
設立根拠法	貿易保険法																
目 的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うこと。																
主 務 大 臣	経済産業大臣																
資 本 金 額	1,693億5,232万4,369円 (政府全額出資)																
役 員	<table> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>黒田 篤郎</td> </tr> <tr> <td>代表取締役副社長</td> <td>西野 和彦</td> </tr> <tr> <td>常務取締役</td> <td>石川 和洋</td> </tr> <tr> <td>常務取締役</td> <td>本道 和樹</td> </tr> <tr> <td>取締役 (社外取締役)</td> <td>寺本 秀雄</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>大井 麻理</td> </tr> <tr> <td>監査役 (社外監査役)</td> <td>松井 智予</td> </tr> <tr> <td>監査役 (社外監査役)</td> <td>武井 洋一</td> </tr> </table>	代表取締役社長	黒田 篤郎	代表取締役副社長	西野 和彦	常務取締役	石川 和洋	常務取締役	本道 和樹	取締役 (社外取締役)	寺本 秀雄	監査役	大井 麻理	監査役 (社外監査役)	松井 智予	監査役 (社外監査役)	武井 洋一
代表取締役社長	黒田 篤郎																
代表取締役副社長	西野 和彦																
常務取締役	石川 和洋																
常務取締役	本道 和樹																
取締役 (社外取締役)	寺本 秀雄																
監査役	大井 麻理																
監査役 (社外監査役)	松井 智予																
監査役 (社外監査役)	武井 洋一																
役 職 員 数	262名 (2024年4月1日時点)																
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。 上記業務に附帯する業務を行うこと。 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。) の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 貿易保険以外の保険 (通常の保険を除く。) であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。) の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。 																
沿 革	<p>1999年 7 月 独立行政法人通則法成立</p> <p>1999年 12 月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立</p> <p>2001年 4 月 独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) 設立</p> <p>2015年 7 月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立 (2017年4月から政府全額出資の特殊会社へ移行)</p> <p>2017年 4 月 株式会社日本貿易保険 (NEXI) 設立</p> <p>[参考:1950年3月 輸出信用保険法成立。以降、輸出保険、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省 (旧通商産業省) にて運営。]</p>																
国 内	東京本店 大阪支店																
海 外	シンガポール支店、パリ事務所、ニューヨーク事務所																

役員



(後列) 石川常務取締役 寺本取締役 (社外取締役)
 (前列) 西野代表取締役副社長 黒田代表取締役社長 本道常務取締役

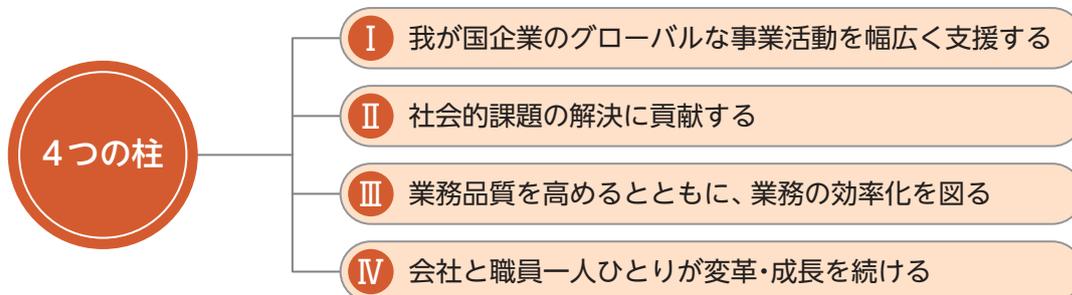


松井監査役 (社外監査役) 大井監査役 武井監査役 (社外監査役)

経営計画

中期経営計画 (2022～2024年度)

企業理念の実現のため、中期経営計画期間(2022年度から2024年度)においては、以下の4つの柱の下で計画を策定し、業務を実施しています。2024年1月に一部改定いたしました。



■ 2022～2024年度 中期経営計画 (一部抜粋)

I. 我が国企業のグローバルな事業活動を幅広く支援する

1. より多くの貿易保険引受でより多くの企業活動を支援

(1) 貿易保険の引受を増やす

<基本方針>

- 輸出入取引市場の特性分析を行いつつ、個別にニーズに合った保険商品・サービスを紹介し、保険の利用を促す働きかけを強化していく。
- 投資保険、海外フロンティング商品などの紹介を強化して、既存の輸出保険のユーザーによる他保険種の利用も促していく。
- 融資保険の分野では、社会課題の解決や我が国企業の将来ビジネスの種蒔き、重要な海外パートナーとの連携強化等に貢献するためのLEADイニシアティブなどを活用したソブリン案件、準ソブリン案件、コーポレート案件、円滑な脱炭素に貢献するエネルギー・トランジション案件などが期待される場所、支援枠組みの整備を進め、それら新分野での保険利用実績を積み上げていく。

(2) より多くの企業活動を貿易保険で支える

<基本方針>

- 民間金融機関、我が国政府・政府関係機関との連携やITの活用等により、効率的に営業チャネルを増やし、中堅・中小企業を含むより多くの顧客に貿易保険サービスを紹介し、貿易保険の認知度を高めて、保険利用による安心提供の裾野を広げる。
- 融資保険で支援する案件の資金供給の担い手を、幅広い投資家層に拡大し、資金調達安定化を図るとともに、投資家層にとっての資金運用の多様化にも貢献する。
- 融資保険で支援する案件の対象を、スタートアップ企業や中堅・中小企業や、脱炭素など新技術シーズの産業化・商業化を狙う企業にまで広げ、その資金ニーズに応えることで、これら企業の発展にも貢献していく。

- 国際機関との連携を推進することにより、個別案件の取組みを強化する。貿易保険法の改正により、貿易保険事業を行う外国法人への出資機能が追加されたことを受け、アフリカ貿易保険機構に対する出資を行う。

(3) より多くの多様なリスクを引き受ける

<基本方針>

- 従来リスク判断が難しく、保険引受が困難であったケースにおいても、より幅広いリスクを引き受けることができるように、引受審査の手法の見直しに取り組む。

2. 顧客ニーズに応える貿易保険商品やサービスの提供

(1) 貿易保険商品をよりわかりやすく、より使いやすいものに改善する

<基本方針>

- 保険契約のわかりやすさ、手続の簡素化等、事務負担軽減に対する顧客ニーズに応えるような制度改正に優先的に取り組む。
- 企業をとりまく事業環境が激変し、それに応じてビジネス形態も大きく変化中、そうしたニーズを踏まえ、そのための商品・サービス、運用の改善を国とも連携し、継続的に行っていく。

(2) 貿易保険による損失てん補以外の付加価値も提供する

<基本方針>

- NEXIの有する専門性に依拠した付加価値の高いサービスを顧客に提供して、公的保険ならではの役割を発揮する。

II. 社会的課題の解決に貢献する

1. 社会的課題の解決に貢献する取組み

- (1) 国の政策と連携し、貿易保険引受を通じて課題解決に貢献する

<基本方針>

国が随時打ち出す社会的課題解決に向けた諸施策に、LEADイニシアティブ等を活用した貿易保険引受を通じて支援し、引き続き積極的に協力を。

- (2) 保険引受以外の方法でも社会的課題の解決に貢献する

<基本方針>

- NEXI自身の日常の業務実施に関連して、様々な社会的課題に取り組む。
- 環境債の購入など社会的課題の解決に資する観点からの資金運用。
- 環境への配慮を踏まえた、IT機器類の調達など。

- (3) 社会的課題の解決に向けたルール・枠組み作りとその普及に貢献する

<基本方針>

- 脱炭素や人権擁護等に対し、OECDやBUを始めとする各種国際組織・会議への積極的な参画や情報収集を通じて、国と協調しつつ課題解決に貢献する。
- 2019年に賛同したTCFD提言に基づく情報開示について、基準に沿った情報開示の在り方を検討する。

III. 業務品質を高めるとともに、業務の効率化を図る

1. ガバナンス強化・リスク管理態勢拡充の取組み

<基本方針>

業務プロセスの最適化を統括的に担う部署である「業務部」を2022年4月に新設するとともに、2021年度に本格導入した「統合的リスク管理基本方針」および経済産業省による「監督指針」で示された事項に関し、リスク管理態勢の整備・拡充等を行うことにより、内部統制の更なる強化を図る。

2. 業務の最適化・効率化の取組み

- (1) 業務プロセスの最適化・効率化を図る

<基本方針>

新設する業務部のもと、全社単位で既存業務の業務フローを見直し、決裁権限の大幅な委譲を含め最適で効率的な業務プロセスの構築、業務マニュアルの標準化等、管理態勢の総点検を行い、特段の負荷なく業務ミスが生じないような体制づくりを目指す。

- (2) 組織としての「知の共有」を図る

<基本方針>

- 人事ローテーションの長期化に可能な限り取り組むとともに、知見やノウハウをNEXIの組織全体で共有し活用できるように努める。「知の共有」により、一定以上の業務品質を確保し、組織としての生産性の向上を図る。
- 知見・ノウハウの共有と効果的な活用を促進するため、ITソリューション導入による社内ITインフラ整備を強力に促進する。

3. 組織・人財両面での専門性を高める取組み

<基本方針>

- 職員一人ひとりが「行動指針」に沿って、主体的に知識・スキルを習得し、専門性を高めることができるような研修を行う。
- ITリテラシー向上のほか様々な専門知識の獲得に努め、世界レベルの輸出信用機関にふさわしい人財育成に取り組む。

IV. 会社と職員一人ひとりが変革・成長を続ける

- (1) 人財へ投資する

<基本方針>

組織目標の達成と職員の成長に同時に寄与するような適材適所への人員配置を行う。

- (2) システムへ投資する

<基本方針>

- 顧客アンケート等に寄せられるお客様の声や経営課題、業務実施上の課題に応える最適なシステムの在り方等の中長期的なシステム戦略を策定する。
- システム開発プロセスへの各部からの参画と、各部連携の体制整備・研修を計画的に進める。
- 災害に強いシステムの整備・拡充を行い、また増加し続けるサイバー攻撃リスクへの対応についても必要な対策を進めていく。

- (3) 将来ビジネスへ種を蒔く

<基本方針>

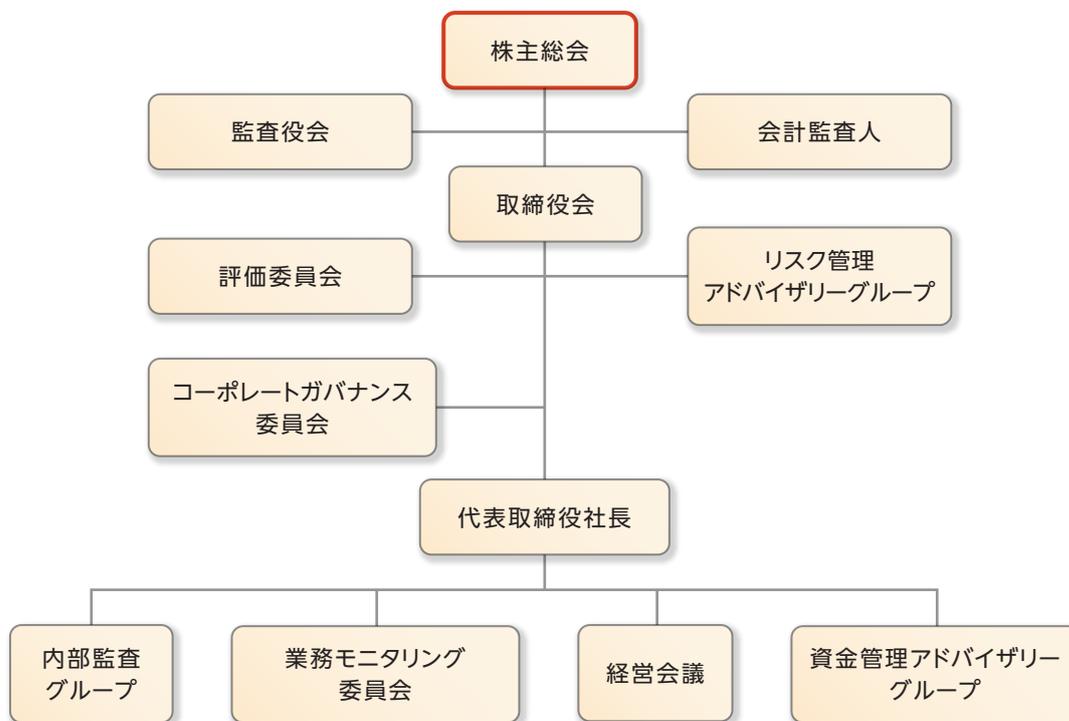
環境変化にあわせて迅速かつ着実に対応し、将来へ向けての新事業開拓の「種蒔き」を積極的に行っていく必要があるため、2022年4月には最新IT技術の導入を促進する「DX推進グループ」をシステム部に新設するほか、貿易取引のDXへの対応のため、「DX推進委員会」を創設して部横断的に対応を進める。

業務運営・管理体制

コーポレートガバナンス

■ 監督・評価及び業務執行について

NEXIは、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加えて、評価委員会、コーポレートガバナンス委員会、経営会議、アドバイザリーグループを設置することで、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等に取り組むこととしています。



取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定とNEXIの業務執行の監督を行っています。取締役会は5名の取締役で構成され、うち1名が会社法に規定される社外取締役です。社外取締役は、NEXIの代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点からNEXIの業務執行の監視・監督を行います。

監査役会

監査役会は、会社法等諸法令、定款諸規則などに基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監督を実施しています。監査役会は3名の監査役で構成され、うち2名が会社法に規定される社外監査役です。社外監査役は、常勤監査役と連携の上、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、NEXIのガバナンス態勢向上に貢献します。また、監査役職務を補助する組織として、監査役会事務局を設置しています。

評価委員会

評価委員会は、社外の有識者及び社外取締役で構成され、NEXIの業務及び運営の状況や、NEXIの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価を行います。

コーポレートガバナンス委員会

コーポレートガバナンス委員会は、社外委員を中心とした取締役会の諮問機関であり、コンプライアンスに関する重要事項の審議及び会社全体の内部統制システムが機能しているかを検証することを目的としています。

経営会議

経営会議は、役員等で構成される会議体であり、経営に関する重要な事項について審議します。

アドバイザリーグループ (リスク管理/資金管理)

リスク管理アドバイザリーグループは、リスク管理に関する取締役会の助言機関として、資金管理アドバイザリーグループは資金管理に関する社長の諮問機関として、それぞれ社外の有識者の専門的な知見に基づき助言を行います。

業務モニタリング委員会

業務モニタリング委員会は、会社の業務執行の過程で発生した重要な問題や改善に関する提案などの事項について審議します。

■ 国の関与について

NEXIは、国が100%出資する株式会社であり、主務大臣からの監督、会計検査院検査、主務省による検査等の統制の下で貿易保険事業を運営しています。

■ 内部統制基本方針について

NEXIは、会社法に則り、会社の業務の適正を確保するための体制の整備などについて内部統制基本方針を定め、規則の制定その他体制の整備を行っています。

コンプライアンス推進

NEXIは、貿易保険制度を担う政策金融機関として求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、常に法令等を遵守し公正な事業運営を行うべく、コンプライアンスを経営における最重要課題の一つとして位置付け、以下の取組みを行っています。

■ コンプライアンスルールの周知・徹底

- NEXIは、役職員が、法令及び定款に適合し、また適正かつ健全な事業活動を遂行するため、コンプライアンス基本方針を定めています。
- NEXIは、機密情報管理規則、情報セキュリティポリシー、その他の情報管理に関する内部規則類を定め、機密情報及び情報資産を適切に保存し管理する体制を整備しています。
- NEXIは、役職員として知っておくべきコンプライアンスに関する基本事項、遵守しなければならない重要な法令やルール、内部規則類を解説したコンプライアンスマニュアルを作成し、役職員のコンプライアンスに関する理解の促進に努めています。また毎年、コンプライアンス推進の年度計画（コンプライアンス・プログラム）を策定し、コンプライアンスに関する研修や啓発活動を行うなど、周知・徹底に努めています。

■ コンプライアンス遵守・推進体制

- NEXIは、コンプライアンスに関する重要事項の審議及び会社全体の内部統制システムの機能状況の検証を行うコーポレートガバナンス委員会を置いています。
- NEXIは、各部支店にコンプライアンスに関する責任者（部支店の長）を置き、コンプライアンス態勢の整備、各支店における取組みを推進しています。
- NEXIは、法令遵守・コンプライアンスに関する取組みの統括部署として、法務・コンプライアンスグループを設置し、法令等の遵守徹底とコンプライアンスの推進をしています。
- NEXIは、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう報告ルートを定めるとともに、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営しています。

■ 反社会的勢力等に対する方針

- NEXIは、反社会的勢力等と一切の関係を持たず、反社会的勢力等に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力等からの不当な要求を断固として拒絶します。

リスク管理

NEXIは、我が国唯一の貿易保険事業を担う公的機関として、貿易保険事業を健全に運営するために必要な統合的リスク管理を行っています。外部有識者で構成されるリスク管理アドバイザリーグループの助言を受けつつ、統合的リスク管理態勢の強化等の取組みを推進しています。

■ 統合的リスク管理

統合的リスク管理基本方針

NEXIは、統合的リスク管理基本方針において、長期での収支相償を確保し、貿易保険制度の目的を達成するために、会社が直面する種々のリスクをリスクカテゴリーごとに適切に管理することに加え、把握した全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールすることを「統合的リスク管理」と定義した上で、取締役会によるモニタリング・指示の下コーポレートガバナンス部リスク管理グループが統括することを定めています。具体的な管理方法として、重要なリスクの洗出・評価、ストレステストの実施、資産負債の総合的な管理に加え、「保険引受リスク」、「資産運用・流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」のカテゴリーについて管理統括部署及び担当部署がリスク管理状況をモニタリング・コントロールすることで、適切かつ統合的に管理する態勢としています。

保険引受リスク管理

NEXIは、保険引受リスクについて、通常の予想の範囲を超える保険金支払による流動性及び資本の大幅毀損リスクと定義した上で、引受に際し、営業担当部門がお客様から頂いた情報に加え、審査部や海外事務所、専門調査機関の収集した各種データを基にカントリーリスクを含めたリスク評価を行っています。また、与信先国や与信先企業、プロジェクトの状況をモニタリングし、与信状況の変化を引受方針に反映させています。

さらに、個別案件単位のリスク評価・与信管理に加え、引受ポートフォリオ全体を対象に、リスク量 (VaR*) を用いた定量的な管理や、集中度分析等の集中リスク管理を行っている他、出再等を通じ、集積リスクの適切な管理に努めています。

*バリュー・アット・リスク：一定の確率の下で推定される最大損失見込額

資産運用・流動性リスク管理

NEXIは、資産運用・流動性リスクに含まれるリスクとして、①「市場リスク (金利や為替などの変化により資産や負債の価値が変動し、損失が発生するリスク)」、②「信用リスク (信用供与や再保険先の財務状況の悪化等により、損失が発生するリスク)」、③「流動性リスク (資金繰りリスク)」、

巨大災害など、予想を超える資金流出等により資金繰りが悪化し、必要な資金確保が困難になったり、通常よりも著しく不利な条件で取引を余儀なくされ損失が発生するリスク)」、④「市場流動性リスク (市場の厚みが不足し、資産を売却できなかったり、著しく低い価格での売却を余儀なくされた結果、損失が発生するリスク)」を定義した上で、資産負債の総合的な管理の考え方にに基づき各リスクのモニタリング・コントロールを行っています。具体的には、多額の保険金支払が一時に集中するなどの貿易保険の負債特性を踏まえ、安全性と流動性の確保を重視し、運用先を預金及び日本国債・地方債・政府機関債等や米国債・国際機関債等の安全性の高い債券に限定した資金管理方針を定めている他、保有資産の有する為替リスクや金利リスクについて、リスク量 (VaR) を用いた定量的な管理を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

オペレーショナルリスク管理

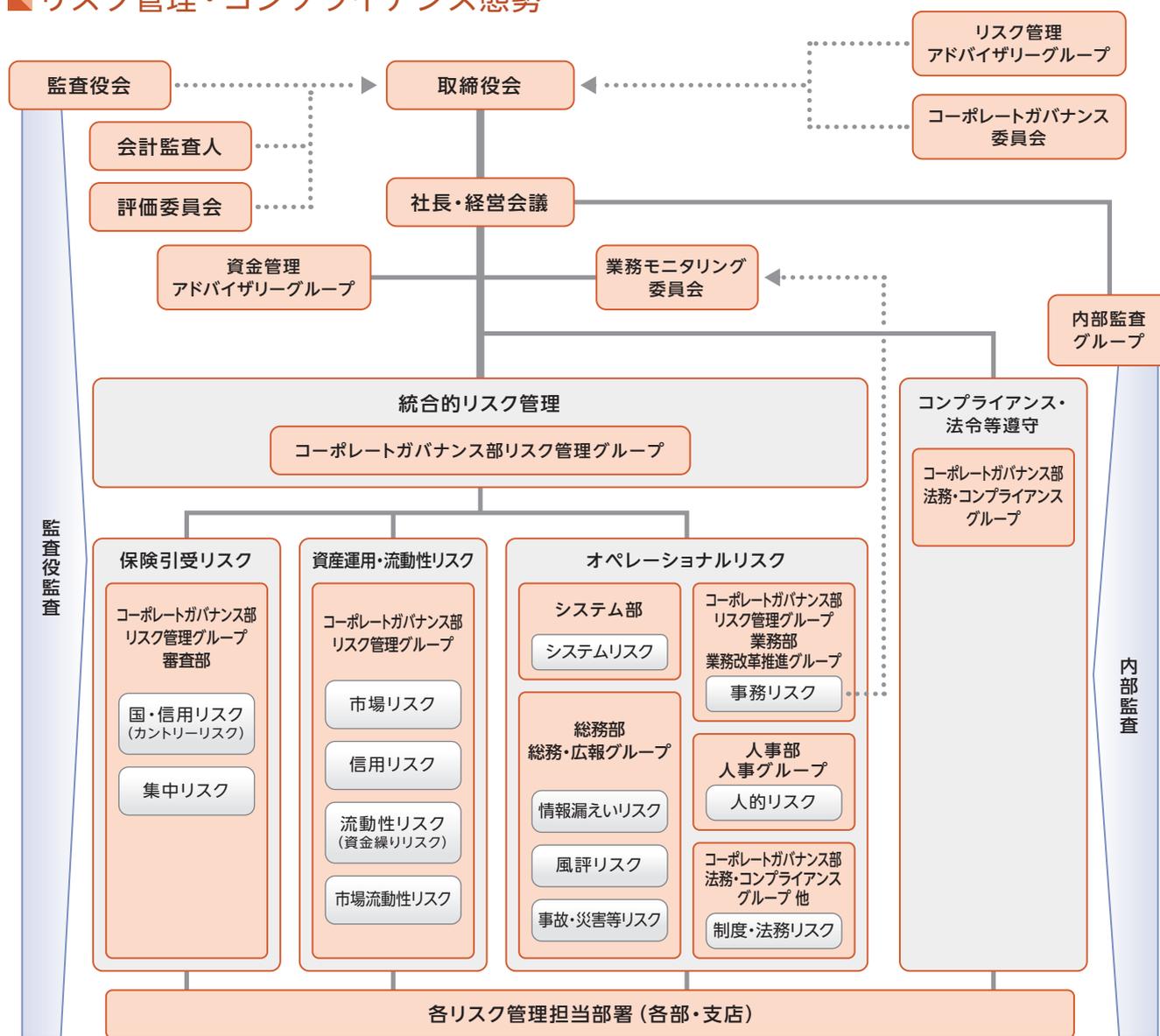
NEXIは、オペレーショナルリスクに含まれるリスクとして、①「事務リスク (会社の役職員や委託先の業務上の事故・不正・ミス等を原因として、事務を適切に行わなかったことにより、業務上の支障や損失が発生するリスク)」、②「システムリスク (ITシステムの開発や保守・運用、利用に関連して業務上の支障や損失が発生したり、お客様や会社の情報が漏えいするリスク)」、③「情報漏えいリスク (会社の役職員や委託先等が、機密情報等の取扱いを適切に行わなかったことにより、業務上の支障や損失が発生するリスク)」、④「制度・法務リスク (国際協定や国内外の法令・契約等に抵触し、罰則の適用を受けるなどの損失を被ったり、法的紛争の発生や貿易保険制度や関連する協定の変更等により、業務上の支障や損失が発生するリスク)」、⑤「人的リスク (必要な人材の不足やハラスメント、不適切な人事労務管理等により、業務上の支障や損失が発生するリスク)」、⑥「風評リスク (会社に対する誹謗中傷や風説の流布等により、社会的信用が損なわれ業務上の支障や損失が発生するリスク)」、⑦「事故・災害等リスク (事件・事故や災害等により、業務上の支障や損失が生じたり、会社の資産や役員・社員の生命身体に損害・危険が生じるリスク)」を定義した上で、それぞれの管理統括部署と担当部署を定め適切な管理に努めています。

事務リスク管理

事務リスク管理規則により、部長及び支店長を各部署の事務リスク管理責任者とし、効率的かつ正確な業務遂行のため、関係規則や業務マニュアルの整備、複層的なチェック態勢の構築等を進めている他、業務上のミス等が発生した場合は、その重要度に応じて速やかに社長及び関係部署に

報告の上、その指示に基づいて必要な対応を行うなどの手順を定めています。また社長以下により構成される業務モニタリング委員会において、発生した業務上のミス等の発生原因や再発防止策について分析・検討を行い、必要に応じて全社に展開することで、会社全体の事務リスク管理の実効性を高めています。

■ リスク管理・コンプライアンス態勢

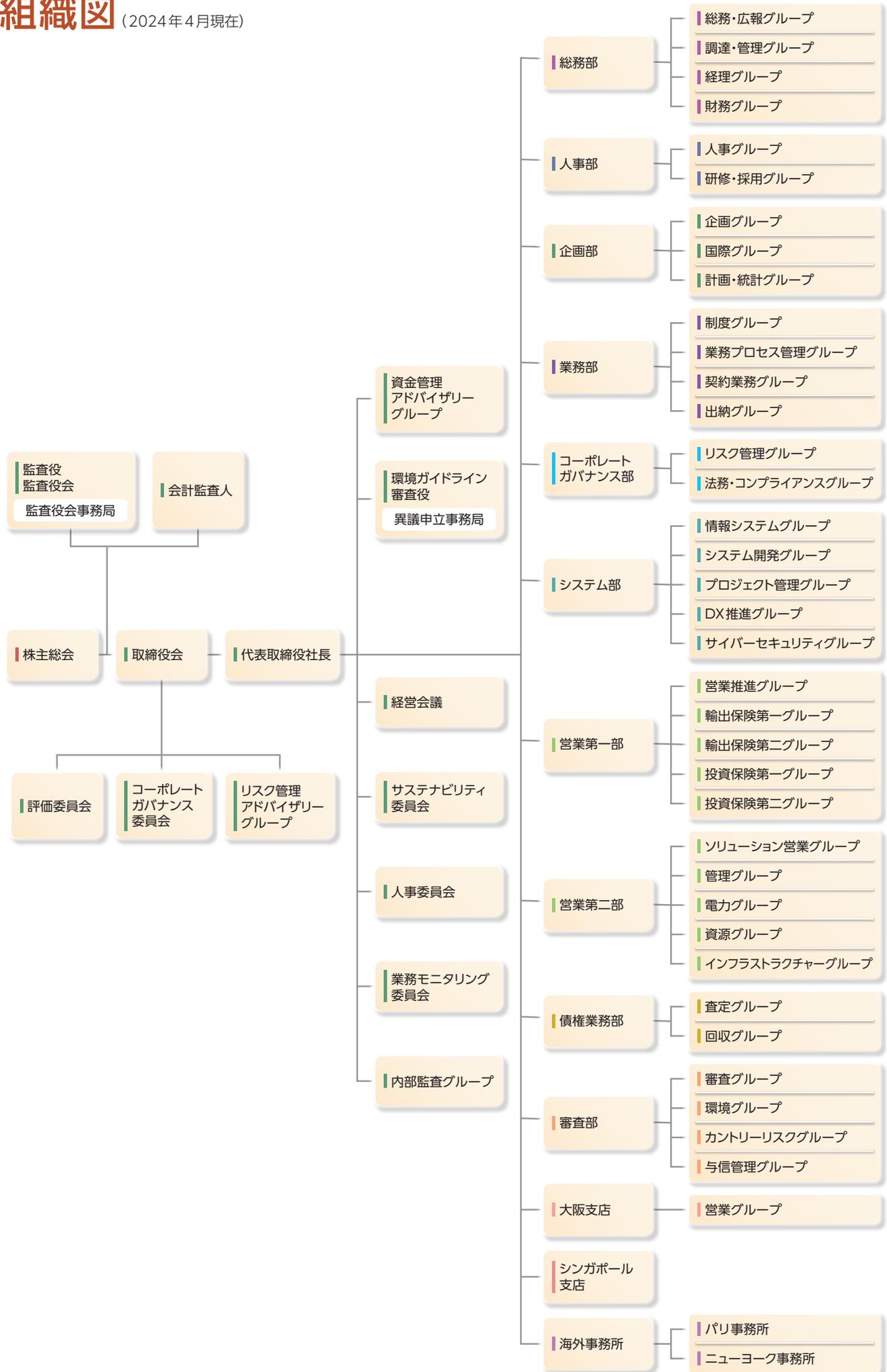


業務継続態勢

■ 大規模災害への対応

NEXIは、大規模災害を経営上重大なリスクであると認識しており、大規模災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、被災した場合にはそこからの早期回復を図るための事業継続計画を策定しています。

組織図 (2024年4月現在)



所在地



本店

〒101-8359
 東京都千代田区西神田3-8-1
 千代田ファーストビル東館5階
 TEL. 03-3512-7650
 FAX. 03-3512-7660



シンガポール支店

16 Raffles Quay #38-06, Hong Leong Bldg.
 Singapore 048581
 TEL. 65-6429-9582 FAX. 65-6222-0481



パリ事務所

c/o JETRO 27, rue de Berri, 75008
 Paris France
 TEL. 33-(0)1-4261-5879
 FAX. 33-(0)1-4261-5049



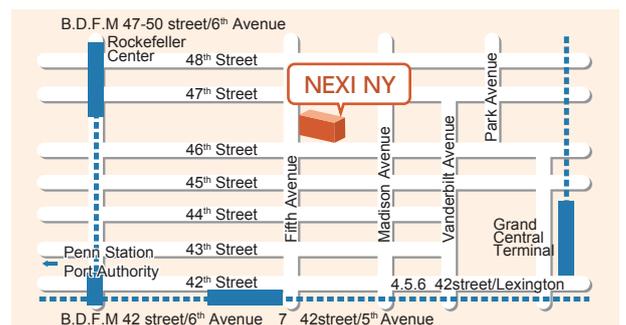
大阪支店

〒541-0041
 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
 あいおいニッセイ同和損保
 淀屋橋ビル8階
 TEL. 06-6233-4019
 FAX. 06-6233-4001



ニューヨーク事務所

c/o JETRO 565 Fifth Avenue, 4th Floor, New York,
 N.Y. 10017 USA
 TEL. 1-212-819-7769 FAX. 1-212-997-0464



NEXIの業務実績

NEXIの活動

保険商品

NEXI概要・組織運営

2023年度決算報告

気候変動に対する取組み

リスク管理面

NEXIIは、統合的リスク管理方針の下、以下の枠組みに基づいて気候変動に関連するリスクの管理に取り組んでいます。

統合的リスク管理

NEXIIは、日本企業の対外取引の健全な発達に貢献するという貿易保険法の目的を達成するために、統合的リスク管理基本方針を定めて、直面する種々のリスクをカテゴリーごとに、また全てのリスクを統合的に管理する枠組みを構築しています。

重要なリスクの洗出・評価

NEXIIは、統合的リスク管理基本方針に基づき、経営に重要な影響を与えるリスクを洗い出し、発生頻度と影響度を勘案の上その重要性を評価しています。気候変動に関連するリスク事象に関しては、巨大な自然災害の発生や脱炭素に伴う産業構造の変化等を重要なリスクとして特定した上で、モニタリングとコントロールに取り組んでいます。

ストレステストの実施

NEXIIは、重要なリスクの洗出・評価に基づき特定されたリスク事象のうち、経営に重大な影響を与えるリスク事象について、ストレシナリオを設定した上で損失見込額を算出し、経営に与えるインパクトを定量的に把握しています。また、想定シナリオや損失見込額等に基づき、ストレス事象発生時に必要となる対応についてあらかじめ課題を把握することで、リスクコントロールの改善を推進しています。

気候変動に関連するリスク事象として想定される脱炭素の規制や気候変動による保険事故の増加及び保険引受の減少については、IEA2050年ネットゼロ達成シナリオ等を参考にしつつ、保険金支払や保険料収入など引受ポートフォリオに与える影響を定量的に把握し、必要となる対応について検討を進めています。

リスク低減の取組み

NEXIIは、脱炭素や気候変動による保険金支払が事業地国単位で集積することによる集中リスクをコントロールするために、民間再保険会社への再保険取引を利用しています。様々なリスクコントロール手段を検討して引受ポートフォリオの最適化を進めてまいります。



2023年度決算報告

2023年度決算について	74
財務諸表等	75



2023年度決算について

決算の概要

(単位：百万円)

	第7期(2023年度)
経常収益	153,592
保険引受収益	60,526
(正味収入保険料)	59,168
保険代位等収益	23,552
資産運用収益	69,497
その他経常収益	17
経常費用	154,592
保険引受費用	143,813
(正味支払保険金)	27,480
(諸手数料)	△124
(支払備金繰入額)	80,708
(未経過保険料繰入額)	19,052
(異常危険準備金繰入額)	16,697
保険代位等費用	2,314
営業費及び一般管理費	8,465
その他経常費用	0
経常損失	△1,000
特別利益	1,000
税引前当期純利益	—
法人税等合計	5
当期純損失	△5
総資産	1,962,279
純資産	794,973

■ 損益の状況等

当期の事業実績の概要については、引受実績(当期中に引き受けた保険契約の保険金額の合計。以下同じ。)は、前期比4%増の8.0兆円となりました。融資保険の引受実績については、内諾案件の確実な引受や新基軸商品の新規引受の結果、前期比273%と大幅に増加しました。海外投資保険は、契約件数は2001年4月の独立行政法人としての当社設立以降最大の引受実績となった前年と同水準でしたが、引受実績は前期比12%減となりました。また、輸出保険は、新型コロナ禍の反動により保険引受が落ち着いたことから前期比6%減となりましたが、当社の引受全体の7割強を占めています。

正味収入保険料は、591.7億円(前期比97.6%増、前期実績299.4億円)となり、株式会社化後最大となりました。回収金を中心とする保険代位等収益は、235.5億円(前期比50.7%減、前期実績478.2億円)、金利の上昇及び為替の影響を受けた資産運用収益は、695.0億円(前期比81.2%増、前期実績383.5億円)となりました。正味支払保険金は、274.8億円(前期比14.1%増、前期実績240.8億円)、支払備金繰入額は、807.1億円(前期比4,083.9%増、前期実績19.3億円)、営業費及び一般管理費は、84.7億円(前期比10.5%増、前期実績76.6億円)となりました。これらの結果、異常危険準備金に167.0億円を繰り入れております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金及び預貯金	857,570
預貯金	857,570
有価証券	1,057,392
国債	318,365
地方債	158,300
社債	530,000
外国証券	50,727
保険代位債権等	20,082
有形固定資産	782
建物	281
器具備品	476
建設仮勘定	1
その他の有形固定資産	23
無形固定資産	9,315
ソフトウェア	2,081
ソフトウェア仮勘定	7,235
その他資産	16,990
未収保険料	5,042
再保険貸	26
外国再保険貸	594
未収金	466
未収収益	7,887
預託金	1,310
その他の資産	1,665
繰延税金資産	148
資産の部 合計	1,962,279

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
保険契約準備金	1,134,660
支払備金	82,614
責任準備金	1,052,046
未経過保険料	141,084
異常危険準備金	910,962
その他負債	31,822
未払法人税等	41
預り金	27,227
前受収益	443
未払金	2,881
その他の負債	1,230
賞与引当金	149
役員賞与引当金	9
退職給付引当金	654
役員退職慰労引当金	12
負債の部 合計	1,167,306
(純資産の部)	
資本金	169,352
資本剰余金	625,553
資本準備金	625,553
利益剰余金	△57
その他利益剰余金	△57
繰越利益剰余金	△57
株主資本合計	794,849
その他有価証券評価差額金	125
評価・換算差額等合計	125
純資産の部 合計	794,973
負債及び純資産の部 合計	1,962,279

■ (注)

1 重要な会計方針に係る事項は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。満期保有目的の債券の評価は、償却原価法(定額法)により評価しております。その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により評価しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
- (3) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- (4) 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (6) 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づいて計上しております。退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末時点の要支給額を計上しております。
- (9) 異常危険準備金は、非常事故等による大規模な保険金支払に備えるため、貿易保険法第二十二條の規定に基づいて計上しております。
- (10) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認、未払事業税及び事業所税の否認等であり、繰延税金負債の発生の原因は、退職給与負債調整勘定であります。

3 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当社は、貿易保険事業を実施しており、余裕金の一部を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、貿易保険事業の余裕金は、

貿易保険法第二十九條の規定の範囲で有価証券及び預金等により運用を行っております。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

有価証券及び定期預金の運用に伴う金利、価格及び為替の変動リスクに関しては、取締役会で審議された資金管理計画等に基づいた運用を実施し、コーポレートガバナンス部のリスク管理グループにおいて実施状況を把握・管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額を採用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注3)参照)。また、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券			
満期保有目的の債券	1,055,142	1,057,774	2,632
資産計	1,055,142	1,057,774	2,632

(注1) 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	259,941	277,305	17,364
	地方債	12,100	12,151	51
	社債	19,300	19,363	63
	外国証券	4,266	4,303	37
	小計	295,606	313,122	17,516
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	58,424	55,580	△2,844
	地方債	146,200	144,314	△1,886
	社債	510,700	502,652	△8,048
	外国証券	44,211	42,105	△2,106
	小計	759,536	744,651	△14,884
合計		1,055,142	1,057,774	2,632



(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超
有価証券						
満期保有目的の債券	69,699	197,089	232,397	476,900	75,500	—
合計	69,699	197,089	232,397	476,900	75,500	—

(注3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額については次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
有価証券	
外国法人に対する出資 (貿易保険法第十二条第4項)	2,250

外国法人に対する出資は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

4 有形固定資産の減価償却累計額は750百万円であります。

5 当期末における支払備金の内訳は次のとおりであります。

株式会社日本貿易保険の会計に関する省令第七条により、支払備金から求償権の行使(裁判の判決又は当事者間の合意がないものを除く)により回収が見込まれる金額を控除しております。

(支払備金) (単位：百万円)

支払備金(回収が見込まれる金額控除前)	82,648
回収が見込まれる金額(控除)	34
差引	82,614

(注) 控除すべき出再支払備金の金額は、ありません。

6 当期末における責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(責任準備金) (単位：百万円)

未経過保険料(出再責任準備金控除前)	151,214
同上にかかる出再責任準備金(控除)	10,130
差引(イ)	141,084
その他の責任準備金(ロ)	910,962
計(イ+ロ)	1,052,046

7 1株当たり純資産額は52,998円21銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は794,973百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末株式数は15,000千株であります。

8 非常事故代位債権、非常事故代位債権見込額、及び譲受債権の額並びにその合計額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

非常事故代位債権	20,082
非常事故代位債権見込額	—
譲受債権	—
計	20,082

9 現金及び預貯金及び預り金には、それぞれについて以下の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額
現金及び預貯金	27,187
預り金	27,187

上記の現金及び預貯金は、日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座(以下、「基金」)に積み立てた金額であります。

預り金は、当該基金の引き出しが、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うことによりキューバ向け非常事故代位債権の回収とみなされることから、当該基金相当額を計上したものであります。

10 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	153,592
保険引受収益	60,526
正味収入保険料	59,168
為替差益	1,358
保険代位等収益	23,552
資産運用収益	69,497
利息及び配当金収入	23,932
為替差益	45,565
その他経常収益	17
経常費用	154,592
保険引受費用	143,813
正味支払保険金	27,480
諸手数料	△124
支払備金繰入額	80,708
責任準備金繰入額	35,749
未経過保険料繰入額	19,052
異常危険準備金繰入額	16,697
保険代位等費用	2,314
営業費及び一般管理費	8,465
その他経常費用	0
その他の経常費用	0
経常損失	△1,000
特別利益	1,000
政府交付金収入	1,000
税引前当期純利益	—
法人税及び住民税	43
法人税等調整額	△38
法人税等合計	5
当期純損失	△5



■ (注)

1

(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

収入保険料	60,005
支払再保険料	△836
計	59,168

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払保険金	27,480
回収再保険金	－
計	27,480

(注) 支払保険金は支払額27,918百万円から、回収額438百万円を控除しております。

(3) 諸手数料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払諸手数料	2
出再保険手数料	△126
計	△124

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	80,708
出再支払備金繰入額(控除)	－
差引	80,708

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

未経過保険料繰入額(出再責任準備金控除前)	18,044
同上にかかる出再責任準備金繰入額(控除)	△1,008
差引(イ)	19,052
その他の責任準備金繰入額(ロ)	16,697
計(イ+ロ)	35,749

(6) 利息及び配当収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

預貯金利息	16,894
有価証券利息・配当金	7,038
その他利息・配当金	－
計	23,932

(7) 保険代位等収益及び保険代位等費用の内訳は次のとおりであります。

(保険代位等収益)

(単位：百万円)

非常事故代位債権回収益	10,150
非常事故代位債権利息収入	1,727
信用事故代位債権回収益	27
信用事故代位債権利息収入	17
譲受債権回収益	93
受取回収金	2,719
受取海外受再回収金	8,674
その他保険代位債権等収益	－
為替差益(保険代位等収益)	145
計	23,552

(保険代位等費用)

(単位：百万円)

貸倒損失(信用)	365
債権回収費用(元受)	39
回収費用(受再)	1,911
未収利息償却損	－
計	2,314

2 関連当事者との取引は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
主要株主	財務省	被所有直接100%	貿易保険行政	政府交付金収入(注1)	1,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) 重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部として交付を受けているものであります。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

3 特別利益に計上している政府交付金収入は、重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部について政府より交付を受けているものであります。

4 1株当たり当期純損失金額は△0円36銭であります。

算定上の基礎である当期純損失金額は△5百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。

また、普通株式の期中平均株式数は15,000千株であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	169,352	625,553	625,553	△52	△52	794,854	—	—	794,854
当期変動額									
当期純損失			—	△5	△5	△5		—	△5
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							125	125	125
当期変動額合計	—	—	—	△5	△5	△5	125	125	119
当期末残高	169,352	625,553	625,553	△57	△57	794,849	125	125	794,973

■ (注)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	—	—	15,000
合計	15,000	—	—	15,000

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

2 新株予約権及び自己株式予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

キャッシュ・フロー計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	52,023
保険金の支出	△27,922
諸手数料の支出	△2
保険代位債権等の回収による収入	27,342
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	△4,428
営業費及び一般管理費の支出	△7,434
その他	△1,921
小計	37,657
利息及び配当金の受取額	23,583
法人税等の還付又は支払額	7
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,248
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△268,616
定期預金の払戻による収入	257,504
有価証券の取得による支出	△161,009
有価証券の売却・償還による収入	63,144
資産運用活動計	△108,978
(営業活動及び資産運用活動計)	(△47,731)
有形固定資産の取得による支出	△86
無形固定資産の取得による支出	△5,790
その他	△93
投資活動によるキャッシュ・フロー	△114,947
財務活動によるキャッシュ・フロー	
政府交付金の受入による収入	1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,574
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△45,125
現金及び現金同等物期首残高	595,356
現金及び現金同等物期末残高	550,230

注

- 本キャッシュ・フロー計算書は、貿易保険法第二〇条の規定に基づき、経済産業大臣へ提出するために、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づいて作成されております。
- キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当事業年度末	(単位：百万円)
現金及び預貯金	857,570
定期預金	△280,153
その他の預金*	△27,187
資金期末残高	550,230

* その他の預金は日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座であり、引出は、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うこととなるため、資金の範囲には含めておりません。

- 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

固有の表示科目の内容

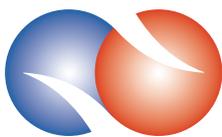
1. 貸借対照表

勘定科目	内容
保険代位債権等	貿易保険法第42条の規定により取得した権利のうち、非常事故代位債権、非常事故代位見込債権及び譲受債権を計上しております。
未収保険料	保険の申込みにより生じる保険料の未収分を計上しております。
再保険貸	国内の保険会社との受再取引により生じる未収分を計上しております。
外国再保険貸	国外にある保険会社との受再・出再取引により生じる未収分及び前払分を計上しております。
未収収益	有価証券及び保険代位債権等(非常事故代位債権)に係る当該事業年度末までの未収利息の合計額を計上しております。
支払備金	支払の請求を受けた保険金等であって、費用として計上していないもの又は支払事由の発生に係る通知(債務の履行遅滞に係る通知を除く)を受けた保険金等であって、その支払の請求を受けていないものに係る支払のために必要な金額を計上しております。
未経過保険料	収入保険料のうち、保険契約等に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない期間に対応する責任に相当する金額として算定した金額を計上しております。
異常危険準備金	保険契約等に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生する危険に備えて算定した金額を計上しております。

2. 損益計算書

勘定科目	内容
正味収入保険料	元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え出再保険料を控除)した金額を計上しております。
保険代位等収益(費用)	保険代位債権の回収益、利息収入、為替差損益、貸倒損失等を計上しております。
資産運用収益	預金、有価証券等の金融資産による利息、配当金等の運用収益、為替差益及び売却益等を計上しております。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金等を控除した額を計上しております。
諸手数料	出再保険手数料、代理店手数料等を計上しております。
政府交付金収入	貿易保険法第36条の国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権等の免除等に係る交付金の受取額を計上しております。

2024年7月発行



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

株式会社 日本貿易保険
<https://www.nexi.go.jp>

お問い合わせ

日本貿易保険 企画部 計画・統計グループ
TEL.03-3512-7555
Email:info@nexi.go.jp

所在地

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館5階
TEL.03-3512-7650 FAX.03-3512-7660